

三井大坂両替店の延為替貸付

——法制史と經濟史の接合の試み——

萬代悠

はじめに

一 御為替御用と延為替貸付

1 江戸為替

2 御為替——近為替と延為替

3 延為替貸付の拡大とその要因——大坂両替店の場合

二 債權保護をめぐる大坂法

1 大坂法の特徴——寛政九年（一七九七）の相對濟令から

2 大坂法における身代限りの執行条件と債權保護の優劣——法令や問答集から

3 御為替債權をめぐる大坂町奉行所の訴訟手続の変遷——大坂両替店の訴訟記録から

おわりに——法制の変化による利子率變動の検証

はじめに

延為替貸付とは、概ね、公金為替に擬制した利息付き金銭貸付と表現できる。本稿では、公金為替業務を請け負った三井大坂両替店を事例に、近世大坂の法制の発達、大坂町奉行所の公金照合作業の疎略化が延為替貸付の拡大に寄与したことを解明し、法制の変化が延為替貸付の利子率に大きな影響を与えたことを指摘する。

これまで、近世日本の市場取引を支える制度として、公的秩序（司法）⁽¹⁾と私的秩序（契約不履行時の「しっぺ返しが注目されてきた。しかし、法制史と経済史の接合はまだまだ十分ではない。大坂町奉行所裁判管轄下の場合、債権保護の強い大坂法が適用されていたこと、近世においては珍しく出入筋（おもに民事訴訟に相当）⁽²⁾においても判例法が発達し、先例主義により判例に基づく裁判が行われたことが明らかにされている⁽³⁾。しかも大坂法においては、江戸法とは異なる形で、書入か質入かによって債権保護に違いがあった⁽⁴⁾。三井ら商家の関心が自らの債権保護にあったとすると、彼らの経営的な選択をよりよく理解するためには、法制史研究の知見が必要不可欠である⁽⁵⁾。

三井大坂両替店の延為替貸付については、おもに中井信彦⁽⁶⁾が公金為替への擬制と商業金融上の機能を、賀川隆行⁽⁷⁾が量的推移と裁判上の特権を明らかにしてきた。とくに賀川の研究的貢献は大きい。しかし、次第に幕府からの公金預かり額が減少していったなかで、なぜ大坂両替店が延為替貸付を拡大できたのかについては、十分な説明がなく、大坂法の発達や変化と関連つけて追究する作業も行われていない。よって本稿では、まず大坂から江戸に仕向ける為替の仕組みを再検討したあと、三井大坂両替店がどのように延為替貸付を公金為替に擬制し、なぜ大坂町奉行所から糾問を受けずに拡大できたのかを明らかにする。次に、大坂法の発達（整備、判例の蓄積）、あるいは変化（訴訟手続の変化）を

解明し、最後に上記と関連づける形で延為替貸付の利率率の変化を指摘する。

なお、本稿で引用する史料は、断りがない限りすべて三井文庫所蔵の「三井家記録文書」である。以下では、煩雑さを避けるために、三井京都両替店、三井江戸両替店、三井大坂両替店については、それぞれ原則として京都両替店、江戸両替店、大坂両替店と略記し、三井京都呉服店、三井江戸呉服店、三井大坂呉服店についても、それぞれ原則として京都呉服店、江戸呉服店、大坂呉服店と略記する。⁽⁸⁾

- (1) 岡崎哲二『江戸の市場経済―歴史制度分析からみた株仲間―』（講談社、一九九九年）、岡崎哲二「近世日本の経済発展と株仲間―歴史制度分析―」（岡崎哲二編『取引制度の経済史』東京大学出版会、二〇〇一年、一五〜四二頁）、高槻泰郎『近世米市場の形成と展開―幕府司法と堂島米会所の発展―』（名古屋大学出版会、二〇一二年）、高槻泰郎「近世期市場経済における商秩序」（『法制史研究』第七〇号、二〇二二年、一一五〜一二二頁）、中林真幸「取引の統治と諸市場の逐次の拡大」（中林真幸編『日本経済の長い近代化―統治と市場、そして組織 一六〇〇〜一九七〇―』名古屋大学出版会、二〇一三年、一〜四三頁）、中林真幸「近世国家の危機対応―適応と管理、自然と制度―」（東大社研・玄田有史・飯田高編『危機対応の社会科学 下 未来への手応え』東京大学出版会、二〇一九年、一一五〜一三七頁）、小林延人「国家による債権の認定―藩債処分と大坂両替商・加島屋久右衛門家―」（小林延人編『財産権の経済史』（東京大学出版会、二〇二〇年、七七〜一一〇頁）など。

- (2) 近世日本の場合、京都、大坂町奉行所をはじめとする遠国奉行所の裁判管轄下においては、幕府中央法である江戸の法制とは異なる法制の運用が認められていた。神保文夫によると、「大坂町奉行所における民事訴訟法ないし私法法制（以下、「大坂法」という）は、商業取引の発達、町人社会の隆盛を背景として形成されたもので、江戸の法制とは異なる独自の、先進的な性格を有するものであった」。とくに享保七年（一七二二）の「国分け」令以降には、大坂町奉行所は、

大坂三郷町中だけでなく、支配国（摂津・河内・和泉・播磨）の公事訴訟一般も管轄した（神保文夫『近世法実務の研究 上』汲古書院、二〇二一年、一六九～二二一頁、引用部分は一六九頁）。なお、畿内は、概ね中小藩領と幕領などが入り交じった支配錯綜地帯であったから、支配国内で原告と被告の領主が異なる場合もしばしば見られ、その場合に大坂町奉行所が公事訴訟を管轄した（小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』塙書房、二〇一一年、二二三～二二五頁など）。

(3) 神保文夫『近世法実務の研究 上』（汲古書院、二〇二二年）、三一三～三三七頁、五〇三～五四七頁。

(4) 小早川欣吾「近世に於ける身代限り及分散について」（『法学論叢』第四三卷第五号、一九四〇年、二六二～二九二頁）、二八六～二九〇頁、小早川欣吾「近世に於ける身代限り及分散続考（二）」（『法学論叢』第四四卷第二号、一九四一年、二九九～三三一頁）、三二一～三二三頁、神保文夫『近世法実務の研究 上』（汲古書院、二〇二二年）、三五一～三五八頁。

(5) 法制史研究の知見を十分に取り入れずに分析を進めることは、むしろ危険である。たとえば、吉元加奈美は、御池通五丁目の家質証文の控え帳面から「切替」（証文の再作成による契約更新）を分析し、「注目すべきなのは、このような「切替」が、最初の家質契約から一〇年も経った後に行われた点である」とする。この例を見ると、弘化三年（一八四六）九月に最初の家質契約が結ばれ、安政三年（一八五六）八月に再び家質契約が結び直されていたことがわかる（吉元加奈美「近世大坂における都市社会構造―御池通五丁目の家質の分析―」（『部落問題研究』第二二六号、二〇一八年、四〇～六九頁、引用部分は一四三～四四頁）。これを吉元は「注目すべき」こととして強調するが、そもそも、大坂法の場合、契約後一〇年以上を経過した家質契約の給付訴訟については大坂町奉行所は受理しないという制定条文があり（石井良助『近世取引法史』創文社、一九八二年、一九一頁）、これに対する対策として再契約が結ばれたに過ぎない。法制史研究の知見を取り入れなければ、当事者の選択を十全に理解することはできない。

(6) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』（塙書房、一九六一年）、一八五～一九七頁、中井信彦『転換期幕藩制の研究―宝暦・天明期の経済政策と商品流通―』（塙書房、一九七一年）、三四一～三四九頁。

(7) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）、三三～八二頁、一一四～一五六頁、一七一～二三〇頁。

(8) なお、用字については、原則として常用漢字を使用し、異体字などは常用漢字にあらためた。引用史料の変体仮名については、原則として平仮名にあらためた。ただし、助詞の「者」(は)、「而」(て)、「江」(え)、「与」(と)、「茂」(も)は原史料のままとし、活字を落として記した。合字の「ㄥ」(より)は、原史料のままとした。敬意表現の闕字は一字あけとした。引用者の判断により、引用史料においては必要に応じて読点を打ち、丸括弧内に補足説明を記した。

一 御為替御用と延為替貸付

1 江戸為替

各地に点在した幕府領のうち、西国の年貢米の多くが大坂に廻送されたことはよく知られている。概ね一六八〇年代までにおいては、幕府は西国年貢米を大坂で換金し、随時、江戸に陸路（「御伝馬」）で送金していた。¹⁾これは江戸での支出にあてられたためであったが、幕府の公用陸上輸送は宿駅に多大な負担を与えた。²⁾そこで採用されたのが為替による送金である。幸い、当時においては、京都・大坂から大量の商品が江戸に輸送、売却されており、商品代金の支払いのために江戸から京都・大坂へ多く送金する必要があった。そこで幕府は、大坂に店舗を構える江戸の両替屋に江戸への公金を為替を請け負わせることにした。³⁾京都・大坂から江戸に送金する流れと、江戸から京都・大坂に送金する流れとによって相殺し、現金を輸送することなく、西国年貢米の売却金を江戸御金蔵に納められると考えたからである。

元禄三年（一六九〇）六月、江戸町奉行所は、両替町・駿河町（現東京都中央区）の両替屋たちに対して、大坂御金蔵御為替（江戸への公金為替）御用務めの希望者を募集することを申し渡した。これにより、一二名が当該御用務めを希望し、そのうち三井からは、駿河町の三井八郎右衛門（室町家初代高伴、たかとも）のち三井次郎右衛門名前）と本銀町二丁

目（現東京都中央区）の越後屋八郎兵衛（北家二代高平、たかひらのち三井元之助名前）が引き受けることになった。三井八郎右衛門名前の江戸両替店は元禄二年（一六八九）に本両替仲間に加わったばかりであり、越後屋八郎兵衛は幕府の呉服調達御用を務める店名前であった。⁽⁴⁾このように、新規加入の三井両替店、両替屋でもない三井呉服御用店が御為替御用を引き受けることができた要因については、当時の綱吉政権の側用人牧野成貞なりさだとの特別な縁故があったとする説がある。⁽⁵⁾実際、三井は明らかに特別な扱いを受けていた。御用務めの条件であった大坂での両替屋営業についていうと、三井は出願当初の元禄三年には開業しておらず、御為替御用を引き受ける元禄四年に至って大坂高麗橋一丁目に両替店を開設した。⁽⁶⁾このように、両替屋としては新興の三井が御為替御用を引き受けられたこと自体、三井は幕閣から特別視されていたことを示している。なお、ほかの両替屋の大半は明暦三年（一六五七）以前からの本両替であった。⁽⁷⁾

御為替御用を引き受けた一二名（御為替組）のうち、三井の二名は二人組を称し、元禄一四年（一七〇一）正月には越後屋八郎兵衛に代わって三井元之助（北家三代高房、たかふさ大坂両替店名前）が御為替組に加入した。宝永四年（一七〇七）一月に至ると、二人組に三井三郎助（新町家初代高治、たかはる京都両替店名前）と菱屋岩之助が加入し四人組を称したが、やがて三井の要望により三井同苗だけで三人組を組織し、御為替三井組を称することになった。⁽⁸⁾ほかの一〇名は当初、御為替十人組と一括りに称した点も、三井が別格の位置にあったことを示唆する。⁽⁹⁾

元禄四年（一六九二）二月には、三井は御為替御用を引き受けるにあたって、幕府に対し金八四〇〇兩分の江戸家屋敷を家質として差し入れた。これは、三井が幕府公金の銀五〇〇貫目（仮に金一兩を銀六〇匁とすると金八三三三兩余）を預かるための物的保証（いわゆる担保）であり、万が一にも御為替金銀の江戸上納が遅滞した場合には、物的保証の家屋敷が幕府に差し押さえられることになった。⁽¹⁰⁾当該家屋敷の取り扱いは契約上は家質であったが、実態としては三井が占有を維持する非占有担保であったから、現行法の用語でいうと幕府への抵当（非占有担保）である。⁽¹¹⁾

こうして三井は御為替御用を引き受けるに至った。御為替御用の最大の利点は、大坂御金蔵からの公金の受け取りから江戸御金蔵への上納まで、期限が長く設定されていたことにある。この期間、三井は幕府から無利息で巨額の公金を預かり、運用し、利息を得ることができたからである。元禄四年二月時点では上納期限は六〇日であったが、元禄五年（一六九二〜一六九六）の間に三井は五口にわけて幕府への抵当家屋敷（金二万二三〇〇兩分）を増やし、その金高に応じて預かる公金については上納期限が九〇日となった。ただし、最初の一口（金八四〇〇兩分）だけ上納期限が六〇日であるのは紛らわしいとして、上納期限はすべて九〇日に定められた。三井は、九〇日の上納期限さえ守れば、自らの裁量で京都・大坂の町人らに幕府公金を融資し、運用することが可能となった。⁽¹²⁾

では、この御為替御用とは、具体的にどのようなものであったのか。まず江戸仕向けの為替（以下、江戸為替）の方法について説明する。江戸為替については、次に掲示する十人両替⁽¹³⁾の回答書が参考になる。享保一七年（一七三二）七月、江戸為替が不渡りになり訴訟が起きたので、大坂町奉行所の川奉行（与力・同心から成る川方部局）⁽¹⁴⁾が十人両替に江戸為替（とくに後述の脇出為替）の取り組み方法を尋ねた。これに対する十人両替の回答書が次の史料である。当該史料は、大坂両替店の訴訟記録である「御用帳」に記された写しであり、三井の手代が写し取ったものと思われる。⁽¹⁵⁾

〔史料1〕享保八年「御用帳」（本三四二）、享保一七年（一七三二）七月一七日条。

十人両替を差上候書付之写左之通

去ル朔日川方御奉行中を以江戸為替金銀之掛り合二付、是迄惣体為替取組申儀いヶ様二申合候哉と被為成御尋候付、書付を以奉申上候

一、江戸^①為替之儀、私共取組申儀ハ、都而御大名様方御下之銀ヲ引請、仲間之両替二而も^淵洵底存候者と相對仕、外商人之手形又ハ為替取方之両替直手形二而も、右之手形と外二、於江戸相渡不申候ハ、於当地可相渡文言之置手

形沓通、都合式通請取、銀子と引替、^②右下り手形江戸江差下、於江戸相定候日限手形名宛先方銀子相調させ、其手形ニ請取之裏書為取登、右之置手形と引替、相濟之事ニ御坐候

④一、右下り手形江戸ニ而差支、相納り不申候へハ、江戸方手形為差登申候、其節右之置手形主と相對仕銀子取戻シ、相濟之事ニ御座候

⑤一、為替取組銀子相渡置候以後、其取方之者身上差支候事も御座候、是ハ江戸表ニ銀子之心当無之候而も爰元ニ而銀子取込之為ニ仕候義も御座候故、是以手形為登候へハ差支候而も右置手形主ニ候故、相對仕、右之銀子相渡シ不申候へハ無是非御願申上、御下知請申儀ニ御坐候

⑥一、仲間兩替為替取組候而、或ハ油問屋・綿問屋等之江戸荷物差下候諸商売人之手形ニ而取組候を脇出為替と申候、置手形主差支候而も、右脇出之手形ハ於江戸相渡り候筈ニ御坐候へ共、外商売之者と置手形主と内証之銀子出入御座候得ハ、於江戸銀子渡り先キを差留メ申儀ニ御坐候故、是以手形差登申儀ニ御坐候、併脇出之手形主と仕、(為脱カ)

最初方相對も不仕儀故、掛り合申儀無御坐候様ニ奉存候
右之通為替取組之義存寄奉申上候、以上

(享保一七年)
子七月十二日

泉屋新右衛門

油屋彦三郎

天王寺や六右衛門

平野や宗右衛門

鴻池善右衛門

平野や五兵衛

御奉行様

これによると、江戸為替を十人両替が（掛屋¹⁶として）取り組む場合は、すべて諸大名から貸し下げられる公金を受け取り、本両替仲間のなかでもよく熟知している本両替を取引相手とする。この場合、当該本両替以外の商人（江戸商人に売掛債権がある大坂商人）が振り出す手形（江戸商人を支払人とする取立為替手形、後述の脇出手形）、または為替本両替仲間（本両替のなかでも、為替業を専業とする当該本両替¹⁷）が振り出す手形（為替専業の江戸の相場立会仲間、もしくはそれに相当する江戸の両替屋を支払人とする取立為替手形）を公金で買い取る方法があるが、いずれの方法においても、右の手形のほかに、江戸で不渡りになったときには大坂で返済するという文言の置手形を一通用意させる。合計で二通を十人両替が受け取り、この二通と引き替えに手形額面金額に相当する貨幣（公金）を渡す¹⁸（①）。このうち、十人両替が手形を江戸両替屋（多くの場合、御用達）に送り（②）、当該江戸両替屋は、前もって江戸で定められた日限に手形名宛人（支払人）から手形額面金額に相当する貨幣を回収し、江戸藩邸に貨幣を納める。そして、手形に受領の裏書を付し、それを大坂に返送させ、十人両替が保管していた置手形と交換して取引完了となる（③）。

仮に手形が江戸で不渡りになり、江戸両替屋が手形額面金額に相当する貨幣を回収できなかった場合、十人両替は江戸から手形を返送させ、置手形の差出人と対談し、（大坂で置手形の差出人から）手形額面金額に相当する貨幣を回収して取引完了となる（④）。江戸為替を取り組み、貨幣を渡したあと、貨幣受取人の身上に支障があることもある。これには、（たとえば江戸に商品を送っておらず）将来的に江戸で貨幣が手に入る見当もなくとも、大坂で貨幣を取得するために手形を売却する者が該当する¹⁹。この場合、手形を江戸に送付すると、回収に支障をきたす（江戸両替屋が手形額面金額に相当する貨幣を回収できない）が、そうであっても貨幣受取人は置手形の差出人でもあるので、この者と対談する（置手形の差出人に請求する）。大坂で手形額面金額に相当する貨幣を回収できないときには、しかたなく大坂

町奉行所に訴訟を起こし、裁許を受けることになる⁽²⁰⁾。(5)。

十人両替が本両替仲間の本両替と江戸為替を取り組むとき、一方では油問屋や綿問屋などの江戸に商品を送付する(すなわち江戸商人に売掛債権がある)商人が振り出した手形で取り組む(買い取る)ことを脇出為替という⁽²¹⁾。仮に置手形の差出人(本両替⁽²²⁾)に支障が起きてても、右の脇出手形は(商品送付の事実があるので)江戸両替屋が手形額面金額に相当する貨幣を回収できるはずである⁽²³⁾。しかし、脇出手形の振出人(売掛債権がある商人)と置手形の差出人(本両替)との間で十人両替が関知していなかった金銀出入(金銭債権給付をめぐる揉めごと)が起きた場合には、(十人両替が)江戸両替屋に対し江戸藩邸への支払い(支払人からの回収)を停止させるので、脇出手形は江戸から返送される⁽²⁴⁾。ただし、十人両替としては、脇出手形の振出人(売掛債権がある商人)とは最初から契約関係にもないので、(振出人の商人と置手形の差出人とが揉めごとを起こしたとしても)直接関与することはないと思われる(6)。

後述するように、史料1の提出は、とくに脇出手形の振出人と置手形の差出人が異なる脇出為替について大坂奉行所が問いただしたことを発端とする。したがって、史料1には不要な情報として明記されていないが、十人両替が懇意の本両替を通さずに、江戸商人に売掛債権がある大坂商人から手形を直接買い取ることもあったと思われる⁽²⁵⁾。

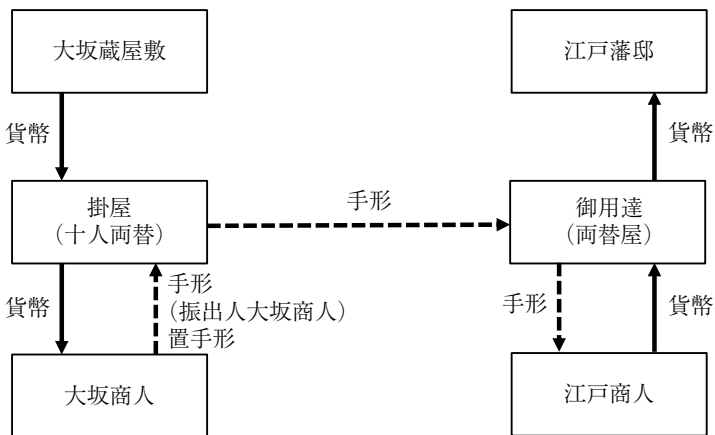
このように考えると、十人両替が江戸為替を取り組む場合には、大別して次の三種類の方法があったことがわかる。

(1)十人両替が江戸商人に売掛債権がある商人から手形を買い取り、置手形を受け取る方法(手形振出人・置手形差出人・貨幣受取人は大坂商人、支払人は江戸商人)、(2)十人両替が為替本両替仲間から手形を買い取り、置手形を受け取る方法(手形振出人・貨幣受取人・置手形差出人は為替本両替仲間、支払人は江戸の相場立会仲間)、(3)十人両替が本両替から脇出手形を買い取り、置手形を受け取る方法(手形振出人は江戸商人に売掛債権がある商人、置手形差出人は本両替、貨幣受取人は本両替↓大坂商人、支払人は江戸商人)である。

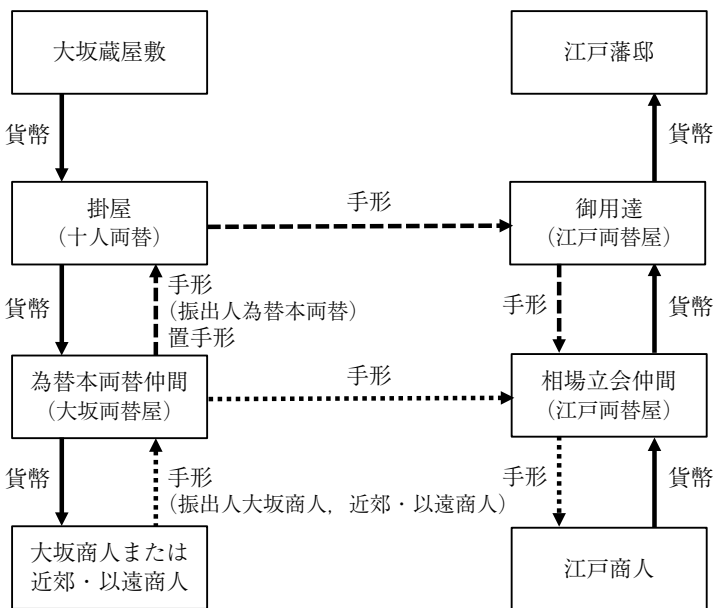
このような江戸為替の取り組み方法のうち、(1)と(2)は理解しやすいので、先に**第1図**と**第2図**で示しておく。これまでの研究においては(1) (**第1図**) が著名なものとして紹介されてきた。⁽²⁶⁾ しかし、ここで注目すべきは(2) (**第2図**) の方法である。明治三三年（一九〇〇）の三月から九月、「大阪昔時の信用制度講話」と称して、旧両替屋の関係者からの聞き取り調査が実施された。それによると、大坂蔵屋敷から江戸藩邸への大名送金を担う大坂の両替屋（掛屋）の場合、江戸為替は以下の手順をとることがあった。大坂の両替屋は、北浜金相場会所において「仲間の店」を廻り、送金目標額に達するまで手形（江戸商人を支払人とする取立為替手形）を買い集め、江戸の両替屋に送付した。そして、この江戸の両替屋が江戸商人から手形額面金額に相当する貨幣を回収し、江戸藩邸への上納を完了するに至ったという。⁽²⁷⁾

とくに掛屋を兼ねる両替屋は、江戸への送金が必要になれば、その都度、為替市場である北浜金相場会所に手形を買い集めに行ったことになる。この北浜金相場会所は、享保一〇年（一七二五）に高麗橋筋に設置され、寛保三年（一七四三）に北浜一丁目に移された。金相場会所のおもな役割は、金銀を売買するために交換比率を決定することであり、本両替たちが金相場会所で金銀を売買し、金銀相場を立てていた。⁽²⁸⁾

従来の研究においては、大坂の両替屋が江戸為替を取り組む際には銀建てから金建てに換算する必要があったので、掛屋たちは金相場会所で為替を売買したと理解されてきた。⁽²⁹⁾ こうした側面もあると思われるが、相場自体は場内に掲示されたから、⁽³⁰⁾ 会所内でのみ公認された金銀売買（正金取引）と違って、会所外でも為替手形は売買できたはずである。両替屋が金相場会所を利用したのは、会所内の「仲間の店」から手形を買い集められるからではなかったか。仮に、**第2図**でいう為替本両替仲間が金相場会所の「仲間の店」に相当したとしよう。⁽³¹⁾ 聞き取り調査では、大坂の両替屋が江戸商人を支払人とする取立為替手形（振出人は大坂商人）を会所で買い集めたというが、実際には、江戸の相場立会仲間を支払人とする取立為替手形（振出人は為替本両替）を買い集めたと仮定する。⁽³²⁾ このように理解すると、為替本両替た



第1図 江戸為替 (1) の概略図



第2図 江戸為替 (2) の概略図

ちが不断に大坂、または大坂近郊・以遠の商人から江戸商人を支払人とする取立為替手形を買い集め、一方で、買い集めに来る掛屋たちに対し、江戸の相場立会仲間を支払人とする取立為替手形を適宜売却したことになる。

一見すると、為替本両替仲間が間に入ることによって煩雑化したように見える。しかし、掛屋にとっては、万が一にも不渡りになった場合、顔をよく知る為替本両替（置手形差出人）に債権を請求すればよいので、安心して買い集めることができた。為替本両替が間におらず、不特定多数の大坂商人らから手形を買い集めるとなると、いちいち当該者の身上を調査する費用がともなうからである。一方、為替本両替は、不特定多数の大坂商人らから手形を購入する際に置手形も預り、いくらかの手数料を得たと思われる。聞き取り調査を鵜呑みにすると、掛屋が不特定多数の者から手形を買い集め、送金為替業務を担っていたかのような印象を持つが、「仲間の店」を為替本両替仲間と仮定した場合、少なくとも享保一七年（一七三二）時点においては、掛屋はあくまで顔の見える関係で（万が一のときの確実な債権回収を念頭に置いて）江戸為替を取り組んでいたのであり、不特定多数との信用関係で江戸為替取引が成立したわけではなかったことになる。³³ 不特定多数の信用を保証する集団が為替本両替仲間であったといってもよい。³⁴ 江戸に売掛債権があるとする不特定多数の身上を為替本両替仲間が調査し、その費用を担ったのである。ここでは、為替本両替仲間（または連携する相場立会仲間）が間に存在したので、早く支払いを受けたい不特定多数の大坂商人らが手形を売却することができ、一方で送金のために手形を買い集めたい掛屋の需要を満たすことができたという見通しを立てておく。しかも、為替本両替仲間と相場立会仲間が存在したことにより、掛屋が手形を買い取り御用達が回収する流れと、為替本両替仲間が手形を買い取り相場立会仲間が回収する流れとは必ずしも同時期である必要はなかったため、掛屋は蔵屋敷の要請に応じていつでも為替本両替から手形を買い集めることができた。この仕組みは、粕谷誠が示したモデルに近い。³⁵

さて次に、やや複雑な③に注目する。そもそも、史料1の発端は③に起因していた。十人両替と思われる助松屋太郎

三郎が常陸国笠間藩の公金で本兩替の天王寺屋庄兵衛から脇出手形を買い取ったが、当該手形は不渡りとなり、享保一七年二月朔日頃、笠間藩蔵屋敷が金銭債権給付訴訟を起こした。ここで問題となったのは、助松屋太郎三郎が取り組んだ江戸為替について、脇出手形の振出人と置手形の差出人が異なっていたことである。大坂町奉行所は、どちらに債務履行を命じるべきかの判断に迷ったので、まずは御為替組、次に十人兩替に下問した³⁶。後者の回答が史料1ということになる。便宜上、説明が詳細な史料1を掲示したが、前者の御為替組の回答も史料1とほぼ同じの趣旨である。ただし、脇出手形については御為替組の回答のほうが理解しやすいので、一部を次に掲示する。

〔史料2〕享保八年「御用帳」（本三四二）、享保一七年七月五日条。

一、御当地二而兩替屋共江為替取組申儀、脇出之為替と申候而、下り手形ハ外之印形人二而、置手形ハ兩替屋仕儀
二御座候、強テ下り手形之印形人を目当二仕、取組申儀二而ハ無御座候、唯其兩替屋之身上相応之金高取組仕儀
二御座候

一、右下り手形印形人之儀ハ、御当地不限町人二、近在・近国之諸商人為替取組申儀二而御座候故、遠所之者身上
之程不相知候付、每度致馴候兩替屋之身上を目当二仕、取組申儀二御座候、依之為替滞之儀ハ都而置手形を以御
（訟）訴詔奉申上候御事

一、右之通脇出之為替相滞候而、御裁許被 仰付候御例相覚候ハ、可申上旨被 仰渡候得共、か様之儀曾而承伝
候儀無御座候

一、脇出印形人ハ身上宜、置手形仕候兩替屋ハ身上薄相見得候時ハ、置手形二脇出人をも連判致させ可申儀二奉存
³⁶候、惣而置手形之儀ハ於江戸相滞候時、於当地可相渡との儀二御座候得ハ、置手形二脇出人印形無御座候上ハ不
相對之筋故、脇出人江被 仰付候ハ、難渋も可仕哉二奉存候御事

一、^④脇出之為替於江戸相滞、於御当地願上候時、置手形仕候両替屋へ御日切被 仰付候二付、又者両替屋方下り手形之判人を相手二仕、願上申儀御座候ハ、是又置手形之者江被仰付候御日切之通、敵敷被 仰付候ハ、為替通用宜可有御座哉と奉存候

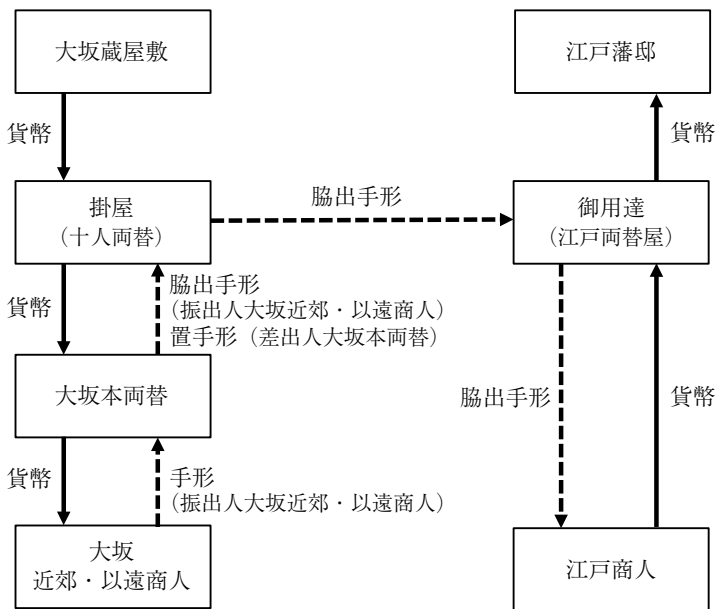
これによると、大坂で御為替組が（幕府公金で）両替屋と取り組む江戸為替は、脇出為替と呼んでいる。江戸に送付する脇出手形の振出人は当該両替屋以外の者であり、置手形の差出人は当該両替屋である^①。右の脇出手形の振出人は大坂町人に限らず、近在・近国の諸商人の場合もあり、（後者のように振出人が）遠所の者であればその身上の程度を（御為替組が）知ることができない。したがって、いつも常連の両替屋の身上を引当にし（常連の両替屋から置手形を受け取り）、脇出為替を取り組んでいる（脇出手形を買い取っている）。これにより、為替手形が不渡りになったときには、すべて置手形の差出人を相手取って金銭債権給付訴訟を起こすことになる^②。

仮に脇出手形の振出人の身上がよく、置手形の差出人である両替屋の身上がよくない場合には、置手形に脇出手形の振出人も差出人として押印させるはずである。総じて置手形の文言は、江戸両替屋が回収できないときに大坂で差出人が返済するとの内容であり、置手形に脇出手形の振出人の印形がない以上は（御為替組と脇出手形の振出人とは）契約関係にないので、脇出手形の振出人に債務履行を命じるのは（振出人にとって）難渋になるであろうと思われる^③。脇出手形が江戸で不渡りになり、大坂で御為替組が訴訟を起こした場合、（大坂町奉行所は）置手形の差出人である両替屋に返済日限を命じるので、あるいは両替屋が（脇出手形の不渡りの責任を追及し）脇出手形の振出人を相手取って金銭債権給付訴訟を起こしたとしても、これまた（さきほど述べた）置手形の差出人に命じる返済日限の通り、（脇出手形の振出人に）厳しく債務弁済命令を命じれば、為替の通用もよろしくなるだろうかと思われる^④。ここで記される通り、最終的には大坂町奉行所が手形の債権を強く保護したことが江戸為替取引の安定性につながった。³⁸

このように、御為替組が両替屋と江戸為替を取り組む場合には、先述の(3)と同様、本両替から脇出手形を買い取り、置手形を受け取る方法（手形振出人は江戸商人に売掛債権がある大坂近郊・以遠商人、置手形差出人は本両替、貨幣受取人は本両替↓大坂商人、支払人は江戸商人）をとった。江戸商人に売掛債権があり、大坂で手形を振り出して代金の先払いを受けた商人には、大坂近郊・以遠の者も多く存在した。しかし、御為替組にとっては、当該者の身上を判断することが難しく、江戸で不渡りになった場合、大坂で当該者から回収できない事態も想定された。このため、大坂近郊・以遠の者が手形を振り出すときには、それをまず両替屋に売却し、次いで両替屋は、自らが弁済責任を負う置手形を添えて、逆為替手形を御為替組に売却する、という方法がとられた。こうして、御為替組は大坂で回収できないリスクを最小限に抑えることができた。当然、間に入った大坂両替屋は、手数料を割り引いて買い取ったと思われる。

史料2は御為替組による説明だが、史料1で掛屋（十人両替）も脇出手形のことを説明していたように、上記の御為替組を掛屋（十人両替）に置き換えても問題ない。(2)との違いは、掛屋が買い取る手形の振出人が両替屋ではなく大坂近郊・以遠商人であったことである。よって、御為替組（または掛屋）が(3)で取り組む場合、買掛債権のある江戸商人の支払期限は、江戸の御金蔵（または藩邸）への上納期限までに設定されている必要がある。この制約は(1)も同様だが、大坂本両替が最終的な弁済責任を負った点に(3)の特徴がある。このように考えると、(3)よりも(2)のほうが効率的であった気がするが、(2)がまだ十分に機能していない可能性がある一八世紀初頭時点³⁹では、御為替組（掛屋）と大坂本両替、大坂本両替と大坂近郊・以遠商人という顔の見える関係同士で成り立つ(3)が多く用いられたのかもしれない。

御為替組の回答をふまえると、十人両替による江戸為替の方法(3)は、第3図のようなことになる。これまでの概説書や研究書においては、江戸為替の方法として概ね第1図か第2図が紹介される傾向にあった。しかし、江戸為替には、少なくとも第1〜3図のように三つの方法があったことを強調しておく。幕府公金を扱う御為替御用についても、名目上では、



第3図 江戸為替 (3) の概略図

第1～3図の大坂蔵屋敷を大坂御金蔵に、掛屋を三井大坂両替店に、江戸藩邸を江戸御金蔵に、御用達を三井江戸両替店に置き換えれば、そのまま第1～3図が御為替の仕組みとなる。ただし、ここで名目上と限定を付したように、三井の御為替御用の大部分は第1～3図のような仕組みをとらなかった。次節でそれを説明する。

2 御為替——近為替と延為替

本来、大坂から江戸仕向けの御為替（公金為替）とは、以下の手順をふむ。①御為替組の大坂店が幕府の大坂御金蔵から西国年貢米の売却金である公金を預り、江戸商人に売掛債権のある大坂商人から当該公金で手形（江戸商人を支払人とする取立為替手形）を買い取る。この際、②大坂店はこの手形を江戸店に送る。③江戸店が支払人の江戸商人から手形額面金額に相当する貨幣を回収し、江戸御金蔵に上納する、という形である。このうち①の御為替には、支払期限が短い近為替と、支払期限が長い延為替があった⁽⁴⁾。為替の取り組みは、場合によっては為

替打銀という金銭の授受をともなった。為替打銀には、商人が両替屋に支払う本打、商人が両替屋から受け取る逆打、打銀の授受をともわない無打があった。⁽⁴¹⁾ 賀川隆行によると、とくに大坂で金相場が高く、江戸で低い場合においては、銀建てから金建てに両替する関係で、為替取り組みの際には両替屋が損失を補填する必要があった。これが逆打であるが、この逆打が発生する可能性があったのは近為替であった。近為替は江戸への到着期間が一〇日前後、回収までの期間が約三〇日と短かったから、為替の打銀は大坂―江戸間の需給関係と金銀相場の変動の影響を受けやすかった。これに対し、延為替は回収までの期間が長かったので、その期間に商人が支払うべき金利が累積し、需給関係や金銀相場の影響による損失（両替屋の支払い分）よりも金利（商人の支払い分）のほうが圧倒的に高い。したがって、延為替取り組みの場合には本打が基本であり、それを賀川は、打銀が利子としての性格を強めたと表現している。⁽⁴²⁾

賀川が指摘した通り、たしかに大坂両替店は、為替本両替から幕府公金で手形（支払人は江戸の相場立会仲間）を買い取り、江戸両替店に手形を送付することもあった。⁽⁴³⁾ この方法は第2図と同じ仕組みであり、名目と実態が一致しているたかのように見える。しかし、この取り組みは概ね近為替であって、後述するように、大坂両替店の御為替取り組みの利益の大部分は延為替であったことに注意を要する。延為替の取り組みは、第1〜3図のような仕組みをとらず、単なる金銭貸借契約を実態とした。というのも、基本的に大坂両替店は、名目上では公金為替としながら、実際には不動産などを抵当に取って大坂商人に金銭を貸与し、当該町人から大坂で、元金の返済と利息の支払いを受けていたからである。これにより、延為替取り組みは公金為替の名を借りた名目金貸付であるとも指摘されてきた。⁽⁴⁴⁾

では、実際に延為替はどのように取り組まれたのか。三井の史料に即して、あらためて検証する。先行研究においては、大坂両替店が幕府公金で江戸為替を取り組む際、本手形、置手形、添証文（添手形）を作成したことが明らかにされてきた。⁽⁴⁵⁾ まず、これらの文言から確認しておく。正徳六年（二七一六）の「案文帳」（別一一七八）には、種々の証

文の草案や文例が記載され、御為替の取り組みに必要な証文の文例も記載されている。「案文帳」によると、本手形、置手形、添証文については、享保六年（一七二一）から享保一七年（一七三二）頃にかけて数回の改訂がなされており、少なくとも本手形と置手形の場合、享保九年（一七二四）頃に改訂された巻末の例文が長く例文として参照されたと思われる。なぜなら、後述するように、巻末の例文の文言と享保九年以降の本手形・置手形（写し）の文言とが概ね一致するからである。まず、巻末の例文を次に掲示する。

〔史料3〕 正徳六年「案文帳」（別一一七八）。

請取申為御替銀之事

合銀

① 右者大坂御金藏為御替銀三井治郎右衛門殿・三井三郎助殿・三井元之助殿御請取之内、於御当地致為替、書面之御銀高則右三人衆名代中（忌ッ）慥請取申所実正也、右代り銀来ル何月幾日切江戸表駿河町三井治郎右衛門殿（忌ッ）此手形を以而請取可被成候条、日限無相違□度御渡可被成候、為後日為御替証文依如件

年号月日

大坂何町

何屋誰

同手代誰

江戸何町何屋誰殿

〔史料4〕 正徳六年「案文帳」（別一一七八）。

請取申為御替銀置手形之事

合銀

③ 右是者大坂為御替銀三井治郎右衛門殿・三井三郎助殿・三井元之助殿御請取之内、致為替、書面之御銀高於而当地各々儘請取申所実正也、則右代り銀来ル何月幾日限江戸表何町何屋誰方同駿河町三井治郎右衛門殿へ御請取可被成筈之我々別紙証文壹通相渡置申候、^④ 万一於江戸相滯儀在之候ハ、於而御当地我々方何時茂無遲滯急度相渡可申候、為後日為御替銀置手形仍如件

年号月日

何屋誰

同手代誰

名代三人

〔史料5〕正徳六年「案文帳」(別一一七八)。

証文之事

⑤ 一、御金藏為御替銀三井組御請取之内、我々方へ為御替取組別紙証文を以御銀請取申二付、為此引当誰所持所家屋敷左之通書入置申候事

一、何町誰家屋敷表口何間、裏行何間

但、何軒役、土蔵何ヶ所

右家屋敷此証文を以書入置申候、為御替銀取組罷有候内、^⑥ 万一不慮之差支在之、為御替銀相滯儀在之候ハ、右家屋敷売払、御銀高無相違相済可申候、^⑦ 勿論為御替請取罷有候内者、右家屋敷売払候儀者不及申、家質・諸請負事之書入等二も堅ク差入申間敷候、尤為御替銀請取罷有候内ハ、此証文いつ迄茂御用ひ可被成候、為後日仍如件

年号月

何町

何屋誰

同手代誰

三井組名代

（大坂兩替店、支配）
中井喜七郎殿

前書之通牒承届申候、為御替銀取組在之内者、右家屋敷売払申儀者不及申、家質等二も差入させ申間敷候、万一
為御替銀相滞儀在之候ハ、右家屋敷売払せ相濟させ可申候、為其奥印仍如件

年号月

年寄

何屋誰

三井組名代

（大坂兩替店、支配）
中井喜七郎殿

以上の通り、史料3が本手形、史料4が置手形、史料5が添証文に該当する。史料3には、大坂のA（およびAの手代）が三井組と御為替を取り組み（本手形を売却し）、三井組から銀〇〇貫目の貨幣（幕府公金）を受け取ったこと（①）、×月△日の日限に江戸駿河町の三井次郎右衛門（江戸兩替店名前）が江戸のBへこの手形を持参し代銀に相当する貨幣を回収するので、江戸のBから日限に間違いなく三井次郎右衛門に支払ってほしいこと（②）が記されている。このように史料3の本手形は、第1〜3図でいうところの手形に相当する。この文言通りであれば、手形振出人・貨幣受取人は大坂のA、支払人は江戸のBであり、大坂兩替店がこの本手形を公金でAから買い取り、江戸兩替店に送付する。そして、江戸兩替店が江戸のBに本手形を提示し、Bから手形額面金額に相当する貨幣を回収する形をとる。

史料4には、①と②の内容を記した本手形を大坂のA（およびAの手代）を大坂兩替店に売却したこと（③）、万が一にも江戸から回収できない場合には、大坂のAからいつでも遅滞なく返済すること（④）が記されている。この置手

形は、**第1～3図**でいうところの置手形に相当する。差出人は大坂のAであり、この文言通りであれば、史料1の記述のように、本手形の額面金額に相当する貨幣が回収できたときに置手形がAに返還されたと思われる。

史料5には、大坂のA（およびAの手代）が三井組と御為替（本手形）を取り組み（本手形を売却し）、貨幣を受け取ったので、この引当としてA所有の家屋敷を大坂両替店に書入（非占有担保）として差し入れておくこと（⑤）、御為替を取り組んだ者（貨幣を受け取ったAおよびAの手代）のうち、万が一にも不慮の支障を来たし、（置手形の文言通り大坂においても）貨幣を返済できない場合には、書入に差し入れた家屋敷を売り払い、受け取った貨幣を間違いない返済すること（⑥）、御為替の貨幣を受け取っている間（三井組が回収するまでの間）は、書入として差し入れた家屋敷を他者に売却する行為はもとより、家賃や、事業を請け負うときに（金銭を預かるときの物的保証のため）書入に差し入れる行為はしないこと（⑦）が記されている。奥書には、Aの人が登録されている町の年寄が、Aの書人家屋敷を他者に売却する行為はもとより、家賃などにも差し入れる行為はさせないこと（⑧）、万が一にも御為替の貨幣を返済できない場合には、書人家屋敷を売却させ、（その売却金で）返済させること（⑨）を約束している。

このように御為替の取り組み方法は、三井組に対して抵当権を設定した添証文以外においては、概ね**第1～3図**の手形と置手形と同じであり、「案文帳」の例文通りに読むと、**第1～3図**の江戸為替と同じ仕組みをとっていたように思える。しかし、実際に作成された本手形を見ると、大坂両替店は江戸両替店に本手形を送っていないことが明らかとなる。次に掲示するのは、三井文庫で現存する最も古い享保九年（一七二四）三月の本手形である。

〔史料6〕享保九年「請取申為御替銀之事」（続五七―二一―）。

請取申為御替銀之事

合新銀拾貫目

右是者大坂 御金蔵為御替銀三井治郎右衛門殿・三井三郎助殿・三井元之助殿御請取之内、於御当地致為替、書面之御銀高則右三人衆名代中々慥請取申所実正也、右代り銀来ル五月廿日切江戸表駿河町三井治郎右衛門殿方以此手形御請取可被成候条、日限無相違急度御渡シ可被成候、為後日為御替証文依而如件

享保九年辰三月

大坂上博旁町

柏屋与市郎（印）

同手代義兵衛（印）

江戸本芝

野田喜兵衛殿

右之通相認候得とも、来ル五月廿五日切於当地相渡シ可申候、以上

ここで注目すべきは、「案文帳」の例文には見られなかった末文である。末文には、日限の五月二〇日に江戸の三井次郎右衛門が銀一〇貫目に相当する貨幣を回収すると記してあるけれども、日限の五月二五日に与市郎（および手代義兵衛）が大坂で返済することが約束されている。本文にある「於御当地致為替」の「当地」は大坂であるから、末文の「当地」も当然、大坂である。先行研究が指摘してきたように、史料6は公金為替の体裁をとりながら、内実は大坂で融資し大坂で回収するという単純な金銭貸借証文である。次に置手形も揭示しておく。

〔史料7〕享保九年「請取申為御替置手形之事」（続五七―三一―）。

請取申為御替置手形之事

合新銀拾貫目

(貼り紙)

(四脱) 閏月十二日

銀拾貫目 柏屋与市 (マ)

五月廿日切 為御替

五月廿五日切 (手代) 使義兵衛

右是者大坂 為御替銀三井治郎右衛門殿・三井三郎助殿・三井元之助殿御請取之内、致為替、書面之御銀高於当地各々慥請取申所実正也、則右代り銀来ル五月廿日切於江戸本芝野田喜兵衛方同駿河町三井治郎右衛門殿江御受取可被成管之我等別紙手形老通相渡シ申候、万一於江戸相滞儀在之候者、於当地我等方片時茂無遅々急度相渡シ可申候、為後日為御替銀置手形仍而如件

享保九年辰三月

柏屋与市郎 (印)

同手代義兵衛 (印)

(大坂兩替店、元方掛名代見習)

秋田清兵衛殿

(大坂兩替店、支配)

丸山与助殿

(大坂兩替店、支配)

中西助四郎殿

史料7の置手形には史料6の本手形の本文に準拠した内容が記され、日限の五月二〇日に三井組が江戸で回収できなかった場合、大坂の与市郎(および手代義兵衛)から返済することが約束されている。史料6の本文と史料7には回収日限が五月二〇日とあり、史料6の末文には返済日限が五月二十五日とある。この五日間の隔たりは、仮に与市郎(および手代義兵衛)が大坂で返済できず、大坂兩替店が給付訴訟を起こした際に、公金為替取引の必要書類である置手形を

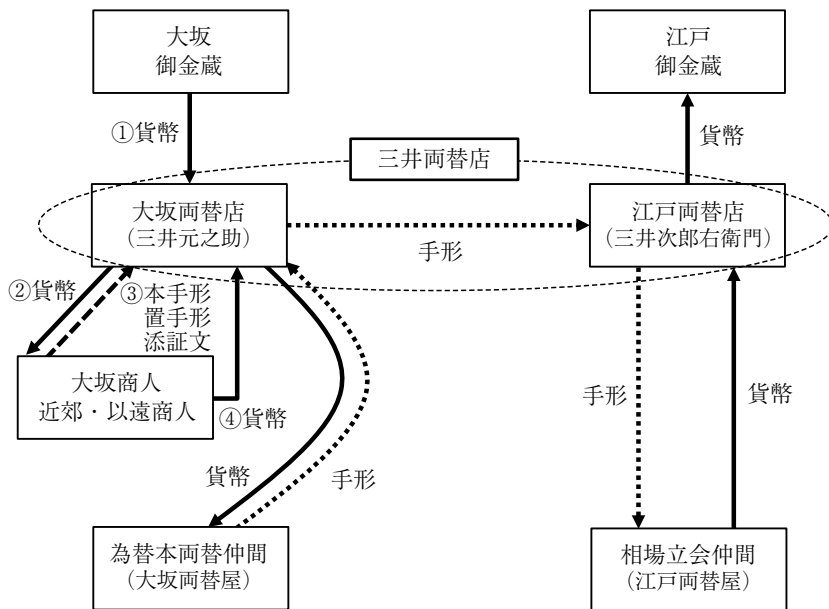
証拠として債権を請求するためであった。大坂両替店はこの手順をとることにより、もともとは公金為替として、五月二〇日に江戸で回収するつもりだったが、五月二〇日の日限に江戸では回収できなかったので、置手形の文言通り大坂で返済を受けたという主張を通りやすくした。後述するように公金為替の債権保護は強力であったから、大坂両替店が給付訴訟を起こした場合、あくまで大坂町奉行所には公金為替の給付訴訟として、取り扱ってもらわなければならない。実は、史料6の末文も、大坂両替店が給付訴訟を起すときには自ら切り離し、大坂町奉行所には末文がない状態、すなわち純然な公金為替として本手形を提出していた。これも、給付訴訟を有利に進めるための工作であった。なお、史料7の貼り紙によると、享保九年閏四月一二日に与市郎が大坂両替店に銀一〇貫目を返済したようである。

以上から三井組は、幕府公金を江戸仕向けの公金為替の取り組みに用いず、一般的な公金貸付の原資として、活用していたことがわかる。ただし、大坂両替店はいくまで公金為替としての体裁をとり、給付訴訟の提起、もしくはそれにもなう検問に直面したときのために、当該取引が公金為替ではなく公金貸付として扱われないよう入念に工作を施した。もとよりこの工作は、仮に御為替御用の監査が入ったときの保険であったと思われるが、後述するように三井組に全面的な監査が入ったことは皆無であったので、実際には、強力な債権保護を得るためのものであったといえてよい。本稿末尾の付表1には、史料6のような末文が現存している本手形を掲示した。付表1によると、日限の多くが半年以上、長くて一年に及ぶものもある。これは、江戸御金蔵への上納期限九〇日をまったく無視したものであり、日数から見ても延為替に該当した。支払人については、少なくとも三谷勘四郎、播磨屋（中井）新右衛門、升屋源四郎、竹原文右衛門が江戸の相場立会仲間⁽⁴⁶⁾に属しており、一八世紀後半以降の名前がわかる限りにおいては、支払人の大部分は相場立会仲間の両替屋であった。末文に大坂で振出人が返済するとあるように、これらの支払人は実際に江戸で支払うことがな

い虚偽の名目である。実際、播磨屋新右衛門や竹原文右衛門などは頻繁に支払人として登場しており、彼らが押しなべて異なる振出人の商品を購入したとは考えにくい。三井組は自らと関係が深い相場立会仲間の名を借りて、公金為替に擬制していた。よって延為替取り組みは、先行研究の通り、延為替貸付と呼んだほうが適切である。このように延為替貸付は抵当金融であったから、基本的には利子を付帯したが、三井はあくまで延為替貸付を公金為替に擬制していたので、利子とは称さずに打銀（本打）と称した。延為替の利子の支払い方法には、大別して、元金を返済する際に利子を支払う方法と、前もって融資額から借入期間分の利子を天引きする方法があった（付表1）。

このように名目と実態が乖離した延為替であったが、実際に送金し江戸で回収する延為替はどうであったのか。かつて賀川隆行は、大坂両替店が買い取っていた延為替の手形には、振出人が大坂の延為替本両替、支払人が江戸の相場立会仲間とあることから、「三井両替店は江戸、大坂の間屋商人間の商品代価決済のための逆為替を直接に取り組んではないな」⁴⁸ かったと指摘した。これは、延為替においても、三井組の御為替取り組みが当初想定された御為替取り組み（江戸で商品代価決済として、支払いを受ける為替取引）から乖離していたことを解明した点で画期的である。

ただし、この取り組み時期については疑問が残る。賀川は、元禄期（一六八八〜一七〇四）の「定書」には御為替組による下為替（江戸で商品代価決済として支払いを受ける為替）取り組みが定められていたこと、宝暦期（一七五一〜一七六四）から判明する大坂両替店の延為替取り組み先の名前はすでに延為替本両替になっていたことから、一八世紀初頭においては、大坂両替店は下為替も取り組んでおり、一八世紀中頃に至って本来の御為替取り組みからの乖離と為替本両替仲間の成立が見られることを示唆している⁴⁹。しかし、史料1を読むと、享保一七年（一七三二）には「為替取方の両替」が本両替と区別されていたのであり、享保一七年時点で為替本両替仲間という名称は見られなかったとしても、この頃からすでに為替を専業とするような両替屋は存在したといえてよい。しかも、延為替の事例ではあるが、享保九



第4図 三井大坂両替店による大坂御金蔵御為替御用の概略図

年（一七二四）時点で本来の御為替取り組みから乖離した取引（史料6）も見られる。

よって、遅くとも一八世紀初頭、すでに大坂両替店は、①近為替の場合には為替本兩替仲間（あるいはそれに相当する為替専門の兩替屋）から手形を買い取り、江戸兩替店に送付することで、商品代価決済とは直接無関係の送金を実現していたこと、②延為替の場合にも商品代価決済とは無関係の公金貸付を実行していたことがわかる。これを図示すると、第4図のようになろう。大坂両替店が大坂商人などから回収する貨幣の額、時期と、為替本兩替から購入する手形の額面金額、購入時期は必ずしも一致しない。大坂両替店は、資金需要に応じて大坂商人らに最大一年余の日限で貨幣を貸与し、一方で、御為替御用の上納期限九〇日に間に合うように適宜、為替本兩替から手形を購入し、江戸兩替店に送金した。なお、後述するように勘定目録を見ると、近為替の元銀は延為替のそれに比べて大きく少ないが、これは近為替が約三〇日間で決済されたので、半季ごとの七月、一二月に作成

された勘定目録にはあらわれにくいだけである。

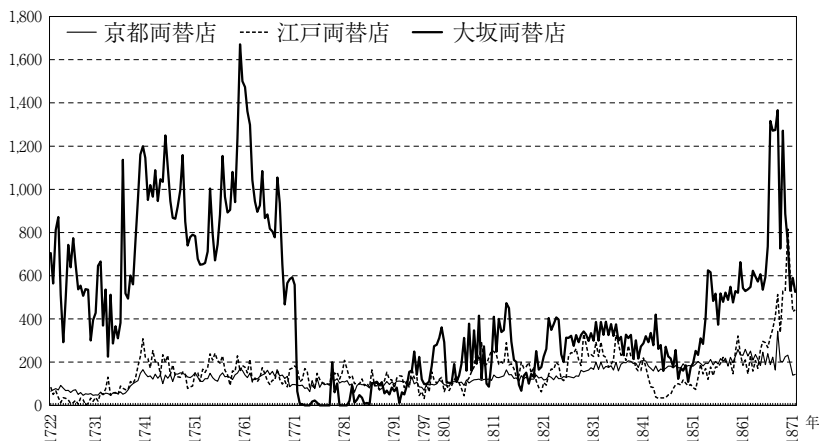
3 延為替貸付の拡大とその要因——大坂両替店の場合

これまで大坂両替店の公金為替の名目と実態を明らかにしてきた。本節では、大坂両替店の純利益金、貸付元金、利子収入を事例に、公金為替に擬制した延為替貸付が経営にどの程度貢献したのかを確認しておく。史料については、両替店の純利益金を示す場合には、両替店一卷全体(1)の合併貸借対照表と合併損益計算書からなる「大録」、または「大録」の一部が筆写された「目録寄歩廻控」を使用する。貸付元金と利子収入を示す場合には、大坂両替店の決算報告書(2)（いわゆる勘定目録）が筆写された「目録帳」・「目録控」（大坂両替店作成）と「大坂店目録留」（京都両替店作成）、両替店一卷の各営業店の収支が書き抜かれた「京江戸大坂利足入払留」を使用し、これらの史料が現存しない年に関しては、日常的な会計記録計算簿である「大福帳」（ほぼ総勘定元帳に相当）を使用する。(3)

まず、京都、江戸、大坂両替店の延銀(のぎん)を比較する。延銀とは、純利益金のことであり、入方（収益の部）合計額から払方（費用の部）合計額を差し引き、江戸両替店と大坂両替店の場合には、そこからリザーブ（積立金、引当金）と「為登金」(のぼせ)を除いた額である。京都両替店の場合には、払方の一部にリザーブが含まれていた。

第5図は、寛政一(56)致後の寛政九年（一七九七）秋季を二〇〇とし、享保七年（一七二二）から明治四年（一八七二）までの一五〇年間（三〇〇季分）にわたって、延銀の変遷を指数で示したものである。(57) これを見ると、大坂両替店の延銀の変動が一番大きいことがわかる。とくに一八世紀中頃においては、元文元年（一七三六）の貨幣改鑄による景気好転、貸付額拡大が奏功し、大坂両替店は宝暦九年（一七五九）まで好成績を続けた。(58) しかし、翌宝暦一〇年以降、延銀は急減し、安永二年（一七七三）、安永三年（一七七四）春季、安永五〜六年（一七七六〜一七七七）、安永七年（一七

三井大坂両替店の延為替貸付（萬代）

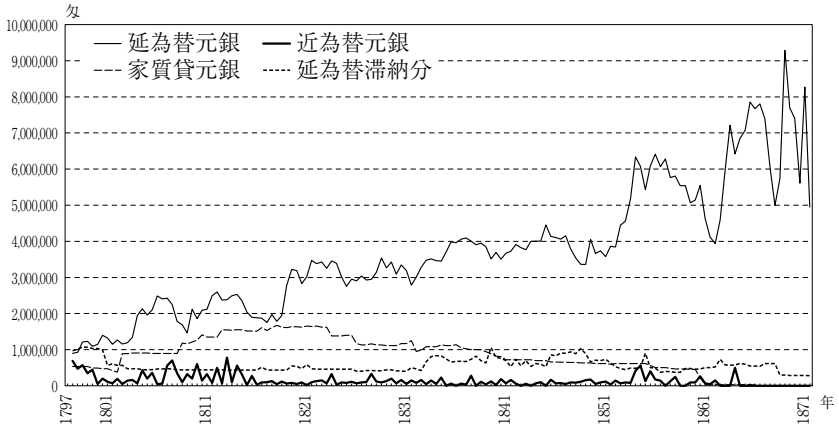


第5図 京都、江戸、大坂両替店の延銀——享保7年（1722）～明治4年（1871）の場合、寛政9年秋季（1797）=100

出典） 萬代悠「三井大坂両替店の都市不動産経営」（『三井文庫論叢』第53号，2019年，1-186頁），99-106頁。

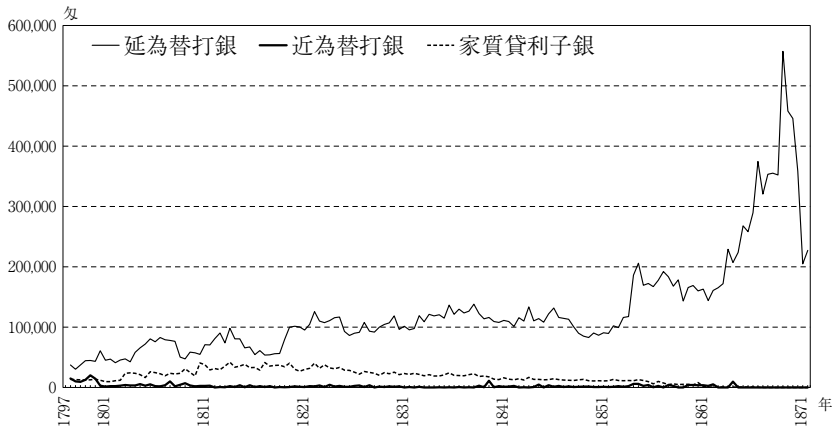
七八）春季、安永九年（一七八〇）、天明元年（一七八一）においては、延銀なし（皆無）を経験した。この背景には、①価値が著しく下落した引当家屋敷の流込、②常連顧客の経営難と高額の藩資金調達による大口良質債権と利子収入の減少、③大口債権の不良債権化、④火災被害による支出の激増と収入の一時低下、⑤民間資金需要の減退による貸付利率の低下があった。⁵⁹⁾ 一方で、大坂両替店が一八世紀末の低調から次第に延銀を増やし、一九世紀中頃には一番の上昇率を見せた要因については説明されていない。本稿の目的は、この要因説明にもある。

次に、寛政九年（一七九七）秋季から明治四年（一八七二）までの七五年間（一四九季分）にわたって、大坂両替店の貸付元銀を第6図と付表2に、利子（打銀）収入を第7図と付表2に示した。元銀は七月、一二月の決算ごとに大坂両替店が有する債権元金を指している。家質とは、融資の引当（物的保証）としての家屋敷であり、家質貸とは、債務者が債権者に対し家屋敷の占有移転をしないまま「家質」（質入）契約を結ぶことである。当然、債務者が債務不履行を起こすと、引当家屋敷の所有権が債権者に移転（帳切）し、債務・債権関係が解消するので、家質貸元金は所有権移転前、



第6図 大坂両替店の延為替元銀，近為替元銀，家質貸元銀，延為替滞納分——寛政9年（1797）秋季～明治4年（1871）の場合

出典 付表2と同じ。家質貸については，萬代悠「三井大坂両替店の都市不動産経営」（『三井文庫論叢』第53号，2019年，1-186頁），115-125頁を参照。



第7図 大坂両替店の延為替打銀，近為替打銀，家質貸利子銀——寛政9年（1797）秋季～明治4年（1871）の場合

出典 付表2と同じ。家質貸については，萬代悠「三井大坂両替店の都市不動産経営」（『三井文庫論叢』第53号，2019年，1-186頁），126-132頁を参照。

引当家屋敷差出人に対する大坂両替店の債権元金を指している。延為替滞納分とは、債務者から元金返済も利子支払いも止まっていた債権元金を示す。なぜ検討期間が寛政九年秋季以降かというと、三井両替店のなかで大坂両替店が一番上昇率を見せた期間を検討したいという意図もあるが、寛政九年秋季以降の史料でしか利子収入の内訳が判明しないからである。これは、天明七年（一七八七）以降の大坂両替店の立て直し⁶⁰を遠因とし、寛政九年の寛政一致後に何らかの意思決定が働き、手代が詳細に記録をとるようになったからであると推測する。

第6図を見ると、①延為替元銀が一番多く、順調に増加したこと、②家質貸元銀は文政五年（一八二二）春季まで緩やかに増加傾向を示したが、同年秋季以降には減少傾向を示し、文久元年（一八六一）に至ると銀三三貫目にまで減少を見せ、慶応三年（一八六七）には皆無となったこと、③延為替滞納分は一八世紀末と一八四〇年代に多いが、概ね横ばいであったことがわかる。**第7図**の利子収入を見ても、延為替貸付が一番の収入源であったといえる。

ところで、本来、大坂両替店は、幕府から預かった公金の額以上に公金を替を取り組んではならないはずである。換言すると、大坂両替店が自己資金を公金と擬制して延為替貸付をすることは不法行為であったと思われる。これについては次の史料が参考になる。享保元年（一七一六）一〇月、大坂町奉行所の与力である由比助大夫と三宅三郎右衛門が加役⁶¹として御為替方（「為御替方」）に就任したことを機に、御為替組を召集し、彼らに御為替御用の勤務内容を尋ねた。これに対し、三井組の名代と菱屋岩之助の名代が提出した回答書が史料8である。史料8は、大坂両替店の訴訟記録である「御用帳」の巻頭に記された写しであり、歴代の手代は適宜これを参照したと思われる。長文だが、これまで全文は紹介されていないので、ここに掲載する。

〔史料8〕享保八年「御用帳」（本三四二）。

為御替御用勤方一件

但、是ハ享保元年申十月由比助大夫殿・三宅三郎右衛門殿為御替御用掛りニ就被仰付候、兩組御呼出、於東御番所御尋ニ付、口上ニ而致即答候所、書付差出可申旨ニ付、如此認出

為御替御用筋勤様一卷御尋被仰付、左ニ申上候通ニ御座候

一、大坂御金藏御金銀江戸江御取下被為成候付、前々者大番衆様御宰領御伝馬ニ而御直下シニ御座候所、道中為御救為御替ニ被仰付候由、元禄四末二月於江戸御勘定御奉行様御立合ニ而被仰渡、右御用筋御太切(天)ニ可相勤之旨、尤御老中様方江右御札奉參上候様ニ被仰渡、難有奉存、則其砌勤方之次第も奉申上候、其後年頭ハ朔歲暮献上物奉差上、勿論銀座格式御目見被為仰付、御用無恙奉相勤難有奉存候御事

一、為御替四人組として於江戸家質奉差上候処、四人組之内、菱屋岩之助手組別段ニ奉願上候、尤家質金高ハ別通書付之通ニ御座候御事

一、月々御銀請取方上納方割賦書仕、於江戸奉差上、御勘定御奉行御四方様・御吟味方御二方様御連名之御添御狀被下置、其書面之御割付高之通御銀御渡し被下候御事、則御添御狀御割付之写別紙差上ケ申候

一、於御当地御銀奉請取候度毎、御銀高御番所御帳場江御届申上、勿論下夕為替相渡候節ハ訳書目錄奉指上候、江戸上納仕候御日限ハ御銀奉請取候日ハ九十日限ニ上納仕候御事

一、於御当地御銀御渡被下候節、三井組三人者連判証文、菱屋岩之助ハ一名証文ヲ以奉請取、江戸上納仕候而、元方御金奉行中様御請取之御証文申請、為取登度々ニ兩御奉行様江御覽ニ差入、御金日ニ御月番之御金奉行様方先達而奉差上置候御銀請取之証文与御引替被下候御事、則御納札并請取手形之写迄差上申候

一、御銀御渡シ方之儀、四五年以前上方筋御入用多御座候由ニ而、御渡シ方暫渡弛罷在候処、去ル巳五月三井三人

(正徳三年)

組江兩度ニ銀高七百貫目奉請取、同七月ノ三井組ト菱屋岩之助分月次御渡シ方之御添御状被下置、御勘定御奉行様ヲ被仰渡候ハ、不易之御用ニ候間、益御大切ニ奉相勤候様被仰付、難有奉存候、其後同年八月十人組江も御渡シ方之御添御状被下置候、三井組儀者大坂為御替銀御渡し方渡弛之内、先年奉差上置候家質を以、臨時御用茂奉相勤、且又於江戸三井組・菱屋岩之助方ハ就御用先納金差上、右之代り金於大坂御渡シ被成下、段々御用奉相勤候御事

一、家質高縦ハ壹万兩之所三割引ニ被仰付、七千兩之積六拾目替之銀子ニ而四百弍拾貫目御渡し被下候、此高三ヶ月ニ割合、一ヶ月ニ銀高百四拾貫目之積り、七拾貫目宛兩度ニ請取申割合ニ御座候ニ付、最初請取申候月ノ三ヶ月目ニ家質高之銀子請込ニ罷成申候、又四ヶ月目ノ最初請取始之御銀御定之日限廻り申候ニ付、於江戸上納仕候御事

一、先年大坂御渡し方御添御状之表之通相渡り不申候節ハ、江戸上納方も日延奉願上候御儀も御座候、去年四月以來御渡し方御添御状之表一口之請取高ヲ何ヶ度ニも御内渡ニ御割渡シ被下候ニ付、唯今ニ而者家質高之内漸二三歩程請込ニ罷成居申候、十人組も同前之儀ニ御座候、併御定御日限之通兩組無滞江戸上納仕候御事

一、下為替取組方之義、御定御日限之通九十日之積を以相渡シ申候、併三十日、五十日之為替ニも仕候、又御定御日限ノ相延候為替も取組申様ニ不仕候而者、御銀高捌兼申候ニ付、如此先キ方之者自由能様ニ取組申儀ニ御座候御事

一、於御当地相渡し候下為替之内、滞方出来仕候節も無構、於江戸無滯上納仕候様ニ第一心掛罷有候付、江戸上納何月幾日何百貫目御座候得者、為念右之引当ノ銀高余慶為替も取組申程ニ仕候、時節ニ寄曾而為替捌ケ不申節も御座候、左様之節ハ余慶為替之儀ハ不及申、引当不足候得ハ、正金銀ニ而差下申御儀ニ御座候、兎角江戸上納方

御大切ニ奉存、相滯不申様ニ仕候御事

一、為御替銀於御当地町人江下為替ニ相渡候分、目錄を以御届申上候様ニ先年被為仰付、其以後唯今ニ至、訳書目錄差上申候、尤九十日御日限之内ニ差上候積、併右申上候通、下為替取組方遅滞、又八月々上納高過不足御座候節者、訳書目錄差上申儀延引仕儀も御座候、右奉申上候通、下為替之取組銀高江戸上納之差繰工面ニ寄、時々多
少増減御座候得共、惣辻之所御渡し銀之外余慶下為替出シ不申、則訳書目錄勘定仕、差上申通ニ御座候御事
右之通ニ御座候、以上

為御替御用達

江戸駿河町

三井治郎右衛門

京新町六角町

三井三郎助

江戸駿河町

三井元之助

名代

板倉源助

(大坂兩替店、支配カ)
角田多助

江戸本石町式丁目

菱屋岩之助

享保元年申十月十日

名代

樋口喜右衛門

加藤忠七郎

史料 8 の内容は多岐にわたるが、すでに先行研究が指摘している部分も多いので、ここでは傍線部に着目する。傍線の摘要は以下の通りである。御為替組は、大坂御金蔵から公金を預かるたびに、大坂町奉行所に対し受領書を提出する。もとより下為替（江戸で商品代価決済として支払いを受ける為替）を取り組み（江戸商人に売掛債権がある商人から手形を買い取り）、大坂商人に公金を渡したときには「訳書目録」を（大坂町奉行所の帳場に）提出する。江戸御金蔵への上納の日限は、大坂御金蔵から公金を預かってから九〇日間である（①）。下為替の取り組みについては、定めの日限の通り、御為替組が支払日限を九〇日後に設定するつもりで公金を渡している。ただし、支払日限を三〇日後、六〇日後とする為替も取り組んでいる。それだけでなく、定めの日限の九〇日間よりも日限の長い為替を取り組むこともある。そうでなければ公金為替の取り組み先を確保できないので、このように取り組み先の都合のよいように（日限を臨機応変に定めて）取り組んでいる（②）。下為替の取り組み総額は、江戸御金蔵への上納の期限や指定額に応じてやりくりするので、ときどきで多少の増減はあるけれども、全体として預かった公金以上に余計な下為替を取り組むことはない。すなわち、このことについては「訳書目録」で勘定し、提出した通りである（③）。

このように、為替取り組みの日限の長短は認められていたが、御為替組が自己資金を加えて公金為替を取り組むことは禁止されていた。大坂町奉行所が「訳書目録」をどこまで監査したかは不明である。しかし、少なくとも享保期（一七一六〜一七三六）の場合、御為替組は、「訳書目録」に公金為替の取り組み金額を取り組み先ごとに明記する必要があったから、仮に給付訴訟を起こして「訳書目録」に手形振出人（または置手形差出人）の名前が見られなかった、あ

るいは取り組み額などに相違があったときには、大坂町奉行所から叱責を受けたと想定される。⁽⁶⁵⁾

とくに③の文言は、多くの先行研究で引用された著名なものである。⁽⁶⁶⁾『三井事業史』は、三井組が提出した「訳書目録」と大坂両替店が作成した内部決算報告書の享保一三年（一八二八）秋季分をそれぞれ分析、比較した。その結果、幕府公金預かり金額（大坂両替店分）と大坂両替店の延為替貸付額がほぼ一致するだけでなく、「訳書目録」に記される取り組み先（大坂両替店分）の約八〇％が内部決算報告書にある延為替貸付先と一致することを明らかにした。⁽⁶⁷⁾元文四年（一七三九）春季分についても、享保一三年秋季分と同じ傾向を示したという。⁽⁶⁸⁾したがって一八世紀中頃までは、大坂両替店は概ね「訳書目録」の通りに延為替貸付を行い、大きな逸脱はしなかったと考えられる。

ただし一方で、『三井事業史』は、大坂両替店が自己資金を加えて「御為替名義の貸付けを行うようになるのは、もう少しあとの時期になってからである」とし、⁽⁶⁹⁾賀川隆行も、「自己の資金でもって御為替銀貸付の名目の延為替貸付を行なうことができた」とする。⁽⁷⁰⁾実際、すでに安永期（一七七二〜一七八一）においては、京都、大坂両替店の決算報告書類と照合すると、幕府公金預かり金額の概ね二倍以上の延為替貸付額が記録されていた。⁽⁷¹⁾一七八〇年代後半以降、幕府公金預かり金額は減少し、概ね一八三〇年代後半以降には年間銀一〇〇〇貫目を超えることがほとんどなくなった。⁽⁷²⁾それに反して、前掲の第6図で見たとように、大坂両替店の延為替貸付額は増加傾向を示した。もとより、勘定目録に記載される延為替債権元金は、必ずしも新規貸付とは限らず、元金据え置きで利息払いだけを継続し、契約更新したのもあったと考えられ、前年度で返済日限前のもが繰り越される場合もあった。この点で、安易な判断は留保すべきである。しかし、少なくとも一八世紀後半以降、幕府公金預かり金額に比べて、数倍にも相当する延為替債権元金が記録されていたことは、大坂両替店が自己資金を加えて延為替貸付を展開したといってもよいのではないか。⁽⁷³⁾

そうとすると、ここで問題になるのは「訳書目録」との乖離である。結論を先にいうと、「訳書目録」の記載方法は

宝暦一二年（一七六二）分から大きく変化した。史料8にもあるように、御為替御用は突如中断されることがあった。宝暦一二年四月六日には、江戸の勘定奉行が大坂御金藏御為替の中断を下達し、これまでとは逆の流れである江戸から大坂への公金為替送金を命じた。幕府の狙いは、西国筋も含めて全国の幕府の年貢金などを一旦江戸の御金藏に集めたうえで、上方（京都・大坂）筋で必要な公金を大坂へ為替送金することにあつたという。御為替組はそれを引き受けたが、結局、明和四年（一七六七）六月八日に江戸の勘定所から江戸から大坂への公金為替送金の廃止と大坂御金藏御為替の再開が申し渡された。⁽⁷⁴⁾ その間、給付訴訟を機に「訳書目録」の是非が問題となつたのだが、その経緯を書き留めたものが「為御替御金銀請払之留」（別一七二二）にある。

当該帳面は、三井組が大坂町奉行所に提出した「訳書目録」の控えであり、これには大坂両替店が大坂御金藏から公金を預かった日時と額、個々の商人らと取り組んだ公金為替の額などが記録されている。三井文庫には、享保一二年（一七二七）～宝暦二年（一七五二）分の「為御替御金銀請払之留」（別一七二二）、宝暦四年（一七五四）～天保一四年（一八四三）分の「為御替御金銀請払之留」（別一七二二）、天保一四年（一八四三）～慶応三年（一八六七）分の「為御替御金銀請払留」（本二二二）の三冊が現存しており、先述の『三井事業史』が照合したのは一冊目の史料である。ここでは、二冊目の史料から、「訳書目録」の是非についての記事を抜粋し、掲載する。

〔史料9〕宝暦四年「為御替御金銀請払之留」（別一七二二）。

（宝暦二年）

- 一、御為替銀請取元并下為替取組候訳書是迄差上り候処、四年以前午年四月が大坂が江戸江之御為替相止ミ、江戸が大坂江御差登之御為替被仰付、^②右御銀大坂二而貸付之儀於江戸御勘定所江願相濟、大坂町御奉行所江之御通達之御書等御渡被下、則御届申上、^③其後御銀之貸付相滞候節ハ、訳書方与力衆へ相届、夫が御用人中江入御覧、其後目安方江差出候、御定法之通御取計御日限被仰付候事

一、右之通御銀貸付滞候節、前々之通御裁許被仰付候得共、(前カ) 訊書者江戸方御登銀二相成候事二付、四年以来訊書ハ

差上不申、是迄御尋之御沙汰も無御座候処、⑤ 明和二年酉十一月五日十人組名代北駒茂兵衛銀高拾五貫目之滞有之、

願二罷出、例之通訊書方御役所江罷出、御与力牧野金左衛門殿・吉田兵右衛門殿江相届、願書写差出候処、成程

致承知候と御申二付、毎之通御用人中江入御覽、目安方へ罷出、既二御定例之通目安方二而可被仰付之処、又々

訊書方へ茂兵衛御呼出、⑥ 金左衛門殿被仰候者、今日之願書日限難被仰付候、其趣者我々新役二候得共、役所叩書

等相改候処、前々者御為替請取元并貸付之訊書上り有之候、近年其沙汰相見得不申候二付、其趣只今御奉行江申

上候処、相糺候様被仰付候、勿論其方斗二而も無之候間、外組江も申達候様二与御申二付、彼是仲間及相談、牧

野氏江も内々承合候而、左之通訊書認上候

乍恐書付を以申上候

一、從江戸表当地江御為登銀貸付相滞候二付、十人組名代北駒茂兵衛・佐藤惣兵衛儀、十一月五日濟方御願申上候

処、当地方江戸表江御為替下之銀貸付之節者、御渡高并貸付下為替名前等訊書目録帳組々差上來り候処、此儀

相止ミ、江戸表方御為登御為替二相成、右御渡高貸付人名前等之訊書目録差上不申候二付、御引合之御改難被成

趣二而、願書御差延被遊、猶又前々之儀委細可申上旨被仰渡奉畏候、⑦ 此儀御下之為替之節者、例年極月迄二至、

訊書目録御役所江差上、勿論貸付銀滞候節者、御月番之御用人様并御役所江願書差上申候処、早速御日限を以濟

方被仰付難有奉存候、右御下之御為替之儀四年跡御差止被遊、御差下二相成申候、然ル処江戸表方御登御為替被

仰付候二付、京・大坂ニおゐて前々之通貸付申度旨御勘定御奉行様江御願申上候処、御聞届被成下、則其砌御勘

定御奉行様方之御添状御役所江差上申、⑧ 尤貸付滞銀在之候節ハ、右願書差上、御日切濟方被仰付候処、御用人様

江不及差上候間、直二可差上旨目安方御役所二而先達而被仰渡候、依之御掛り御役所江者願書差出不申候、且又月々御渡銀高之儀ハ其度々御帳場江者御届申上候得共、御役所江ハ差上不申候、尤右訳書目録も差上不申、御尋之上、無申訳不念之至、恐入奉存候、以来ハ前々之通御為替御用被仰付候者共一統申合、訳書目録并御渡銀高月々御役所江御届申上候様仕度奉存候、近來之儀者不行届仕方迷惑仕候、御尋二付、此段申上候、以上

明和二乙酉年十一月

三谷与一

宮路佐市郎

日下部孫兵衛

嶋屋八郎助

(大坂兩替店支店)

中井佐平次

(大坂兩替店名代)

竹内文次郎

御役所

佐藤惣兵衛

北駒茂兵衛

右之通相認、同十一月廿四日四組申合、訳書方与力衆江差出候処、此節西御奉行様未相極り不申候二付、東西与力衆四人共揃被居申、披見之上、成程書付之通可申上間、今日ハ差置歸り候様御申、其後又々御呼出二付、則四組共罷出候処、書付之趣御聞届被遊候間、向後心得違無之様可仕旨被仰渡、^①扱又訳書之儀午未申三ヶ年分先此節急二可差出候、十人組儀者差掛り滞願も差向有之事二候間、当酉年分も訳書差出候様御申二付、同十二月十七日申合、午

(明和二乙)

(宝曆二乙酉、明和元年)

(中旬)

史料9の摘要は以下の通りである。これまで御為替組は「訳書目録」を（大坂町奉行所の帳場に）提出してきたが、四年前の宝暦一二年（一七六一）に大坂御金蔵御為替の停止、江戸から大坂への公金為替送金を命じられた①。御為替組が大坂に適宜送金した公金については、大坂御金蔵に上納するまでの間、大坂で（公金貸付として）融資することを江戸勘定所から認められ、大坂町奉行所宛ての認可通知書を受け取り、すぐに大坂町奉行所に提出した②。これ以降、公金貸付で債務不履行が生じた場合、訳書方⁽⁷⁵⁾の与力に報告し、それから御用人中⁽⁷⁶⁾に一覧してもらった。そのあと目安方⁽⁷⁷⁾の与力に訴状を提出し、債務者（被告）には定法の通り返済日限が命じられた③。

右の通り、御為替組が公金貸付で給付訴訟を起こした場合、「訳書目録」は江戸からの為替送金を記入することになったので、四年前からは「訳書目録」を大坂町奉行所の帳場に対し提出することはなく、これまでこの件について下問はなかった④。明和二年（一七六五）一月五日、十人組名代の北駒茂兵衛が銀一五貫目の給付訴訟を起こすため、例の通り訳書方部局に出頭し、与力の牧野金左衛門と吉田兵右衛門に訴状（写し）を提出した。これに対し与力が承知し、いつもの通り御用人中に訴状を一覧してもらい、茂兵衛は目安方部局に出頭した。すでに定例の通り目安方の与力が被告に返済日限を命じるはずのところ、再度、訳書方部局に茂兵衛が呼び出された⑤。与力の金左衛門は、次のように申し渡した。今日の訴状については返済日限を命じることが難しい。我々（金左衛門と兵右衛門）は新しく訳書方に就任したばかりで（就任した身であるけれども）、部局の控え記録を見直すと、以前は「訳書目録」が提出されていた。近年はその形跡が見えないので、そのことをいま大坂町奉行に報告したところ、問いただすよう命じられた。もとより茂兵衛に対してだけではないので、ほかの御為替組にも伝えるようにと金左衛門が申し渡した。これにより、色々と御為替組が相談し、金左衛門に内々に問い合わせるから、次の回答書を訳書方部局に提出した⑥。

大坂御金蔵御為替（御下之為替）のときは、例年一二月までに「訳書目録」を訳書方部局に提出した。もとより「貸付」（公金為替）で債務不履行が生じた場合には、月番の御用人と訳書方部局に訴状を提出し、（目安方の与力が）すぐに被告に返済日限を命じた（⑦）。四年前から認められた大坂での公金貸付についても、債務不履行が生じたときには御為替組が訴状を提出し、（目安方の与力が）被告に返済日限を命じるはずのところ、御用人には訴状を提出する必要はないので、直接目安方部局に提出するよう（目安方の与力から）先日命じられた。したがって、掛り（個々の訴訟案件担当⁷⁸）の与力には訴状を提出しなくなった（⑧）。大坂御金蔵への月々の上納額については、御為替組がその都度大坂町奉行所の帳場に報告してきたけれども、訳書方部局には提出していない（⑨）。（四年前から）「訳書目録」も提出してこなかったもので、糺問を受けて申し訳なく不念の至り、恐縮に存している。以来は前々の通り御為替組が一統申し合わせのうえ、「訳書目録」と大坂御金蔵への月々上納額の報告書を訳書方部局に提出したい（⑩）。

以上を簡単に整理すると、次のようになる。御為替組は、大坂御金蔵御為替の場合、毎年一二月までに貸付の額と相手を記入した「訳書目録」を大坂町奉行所に提出し、給付訴訟時には与力が訴状と「訳書目録」を照合していた。これに対し、宝暦一二年（一七六一）に大坂で公金貸付を認められてからは、「訳書目録」を提出しなくなり、給付訴訟を大坂町奉行所に起こしても、とくに提出を求められなかった。しかし、明和二年（一七六五）七月五日に十人組名代が給付訴訟を起こした際には、訳書方の与力二名が新任であったので、彼らは前例を調査した。その結果、御為替組は、これまで等閑になっていた「訳書目録」を訳書方部局に提出することを約束した。末文の傍線部⑪によると、与力は過去三年分の「訳書目録」を提出するよう御為替組に命じたようである。「為御替御金銀請払之留」（別一七二二）を見ると、実際に過去三年分が提出されることがわかるが、実は、宝暦一二年分の前後で「訳書目録」の記載内容に変化があることも判明する。まず、現存する宝暦九年（一七五九）の「訳書目録」の写し（一部）を掲載する。

〔史料10〕宝曆四年「為御替御金銀請払之留」(別一七二二)。

覚

一、銀四千五百四拾貫八百七拾八匁貳分

一、金千四百七拾九兩

一、金三百貳拾兩三分

銀六拾七貫目

(中略)

金壹万六千六百六拾七兩貳歩

代銀千貫五拾目

銀九千貳百九十七貫六百九拾八匁七分五厘

二口合銀壹万貳百九拾七貫七百四拾八匁七分五厘

右内訳

銀拾六貫五百目

高間伝兵衛代

高間善兵衛

家守 高木三郎右衛門

右兩人

銀貳拾貫目

矢野喜右衛門

銀五拾五貫目

同手代六右衛門

去ル丑十二月迄請取高残銀
(宝曆七年)

寅正月十六日請取高
(宝曆八年)

同正月廿三日請取高

銀三貫五百目

（中略）

ノ金千三百兩

代銀七拾八貫目

銀五千七百七拾六貫貳百目

二口合銀五千八百五拾四貫貳百目

差引殘銀四千四百四拾三貫五百四拾八匁七分五厘

内

銀貳千五百貫目

銀千九百四拾三貫五百四拾八匁七分五厘

右之通御為替金銀之内、御当地町人江相渡申候、前方於御当地御為替取組候共、書付を以御断可奉申上旨被為仰付

候二付、乍恐御断奉申上候、以上

矢野清次郎

幼少二付代判

矢野喜右衛門

布屋喜八

箔屋藤五郎

右六人

京大江差登申候

此分追而分書差上可申候

江戸駿河町

宝暦九年卯九月廿八日

三井次郎右衛門

京新町六角下上り

三井三郎助

江戸駿河町

三井元之助

名代

(大坂兩替店後見)

竹内文次郎

(大坂兩替店組頭)

浅尾与七郎

御奉行様

このように、宝暦九年（一七五九）時点の場合、三井組は、まず大坂御金蔵からの預かり金額を示し、そのあと内訳として公金為替の取り組み額、取り組み先を列挙、報告する形をとった。次に、宝暦一二年（一七六二）の「訳書目録」の写し（一部）を掲載する。

〔史料11〕宝暦四年「為御替御金銀請払之留」（別一七二二）。

一、銀六百貫目

(宝暦二年)
午四月十八日渡

一、銀四百拾九貫目

午閏四月十八日渡

一、銀三百拾三貫五百目

午五月十八日渡

(中略)

銀金貳千七百九拾兩

銀三千九百七拾三貫目

内 金貳千七百九拾兩

銀三千七百七拾三貫目

貸付金銀高

右者当午四月十八日夕同十二月十八日迄於江戸御金藏奉請取候、尤前書内書貸付銀高之内、滞銀在之、其度毎御願
申上、御切日（日切）被為 仰付、無滞請取、御定之日限相廻り候分上納相濟申候、以上

三井組名代

（大坂兩替店名代）

竹内文次郎

（大坂兩替店組頭）

中井佐平次

宝曆十二年十二月

御役所

これによると、宝曆一二年（一七六一）時点の場合、三井組は、まず江戸御金藏から預かった公金の額と日時を示し、⁸⁰そのあと公金貸付の金額を報告する形をとった。一見して理解できるように、個々の貸付の額と相手は列挙、報告されていない。報告先も大坂町奉行ではなく、訳書方部局（81）になっている。これだけ見ると、御為替組が江戸から大坂への公金為替送金を担った宝曆一二年から明和四年（一七六七）までの特例かもしれないので、次に明和五年（一七六八）の「訳書目録」の写し（一部）を確認しておく。

〔史料12〕 宝曆四年「為御替御金銀請払之留」（別一七二二）。

一、銀四拾八貫五百目

（明和四年）
亥七月五日渡

一、銀四拾九貫目

亥七月十二日渡

一、銀四拾八貫五百目

亥七月廿三日渡

(中略)

銀千四百八拾壹兩

銀貳千三百貳拾九拾九貫六百四拾目

内 銀貳千貳百八拾六貫四百目

金千四百八拾壹兩

銀四拾三貫貳百四拾目

下為替貸付高

京都江差登申候

右者去亥七月五日と同十二月廿三日迄大坂於御金藏奉請取候、尤前書内書下為替貸付高無滞取立、御定之日限相廻り候分上納者相済申候、右内書貸付之内、未相済不申候分銀高三百貳拾貫目も有之候共、相对を以日限相延遣置申候、以上

明和五子年三月

三井組名代

(大坂兩替店、勘定名代)

竹内文次郎

(大坂兩替店、支配)

中井佐平次

御役所

このように、大坂御金藏御為替御用が再開された直後においても、三井組は個々の公金為替の取り組み額と取り組み相手を訳書方部局に報告していなかったことがわかる。大坂町奉行所からすれば、取り組み先の情報は完全に非公開と化していたといつてよい。史料11と異なるのは三井組が公金為替(内実の大部分は延為替)債権の未回収分を報告した点であり、このときは銀三三〇貫目を未回収分として報告し、これについては給付訴訟を提起せずに当事者間で解決するとしている。次に掲載するのは、給付訴訟を提起したときの「訳書目録」の写し(一部)である。

〔史料13〕宝曆四年「為御替御金銀請払之留」（別一七二二）。

一、銀百九拾五貫目

（明和八年）
卯正月十六日渡

一、銀百九拾四貫五百目

卯正月廿三日渡

一、銀百九拾四貫五百目

卯二月五日渡

（中略）

銀五千四拾貳貫目

内

三千八百三拾五貫目

下為替貸銀高

下札

（下札）
銀高百拾貫目船町堺屋笑疑・堺屋吉右衛門・同手代安五郎江相渡置候所、相滞候二付、当二月十二日願上、則御日限被為 仰付被下候

千貳百七貫目

京都江為登申候

右者去卯正月十六日同十二月廿三日迄於大坂御金藏奉請取候、尤前書貸付銀高之内、滞銀有之、御願申上、御日限被為 仰付、則下ケ札ニ相記置申候、右之外御定之日限相廻り候分不残上納者相濟申候、右内書貸附之内、未相濟不申分銀高六百五拾三貫目有之候得共、相對を以日限相延遣置申候、以上

三井組手代

（大坂兩替店、元方掛名代）
竹内文次郎印

明和九年辰三月

同

御役所

これによると、三井組が給付訴訟を起こした場合には、その被告（債務者）の名前と債務額を下札に記し、訳書方部局に報告していたことがわかる。下札によると、すでに被告には返済日限が命じられていたから、この報告は事後であり、大坂町奉行所は「訳書目録」と訴状を照合する作業さえもしなくなったといつてよい。⁽⁸²⁾このような取り組み先の情報の外部非公開化は、少なくとも慶応三年（一八六七）分まで続いた。⁽⁸³⁾なお、史料13の続きによると、寛政元年（一七八九）分以降には、取り組みの総額さえも、大坂兩替店は大坂町奉行所に報告しなくなった。

御為替組は、大坂御金藏御為替御用の停止による「訳書目録」の未提出、詳細を知らない与力の着任という混乱に乗じて、個々の公金為替の取り組み額と取り組み相手を示していた従来の報告書から、公金為替取り組みの総額のみを示す新たな報告書に切り替えることに成功した。これを大坂町奉行所が前例と勘違いしたのか、切り替えを知っていて黙認したのは不明だが、いずれにしても、三井組が提出した過去三年分、明和五年（一七六八）分については大坂町奉行所から再提出を求められた形跡はない。これ以降、御為替組はもちろん、大坂兩替店にとっては、自己資金（正確には非公金）の貸付を公金為替に擬制しても糺問される心配がなくなり、自己資金を延為替貸付に運用することが容易となった。不景気や御用金上納、大口債権の凍結の影響を受けた一七七〇〜一七八〇年代を除くと、⁽⁸⁴⁾一八世紀後半以降に大坂兩替店の延為替貸付が拡大した要因の一つは、以上のような「訳書目録」の形骸化に求められる。

実際、次の史料からもその様子をうかがうことができる。寛政四年（一七九二）一月、江戸勘定所は三井組に金一万両の御貸付金御用を担うよう命じた。⁽⁸⁵⁾これは寛政改革の一環で行われた公金貸付政策であり、金利は年六%、元金は当面回収なし（据え置き）という条件であった。これによって、幕府は三井組から年に金六〇〇ずつの利子を受け取る

ことができた。三井組は京都兩替店に金四〇〇〇兩、江戸兩替店に金三〇〇〇兩、大坂兩替店に金三〇〇〇兩を分配する方法をとり、各店はそれを公金貸付として町人らに融資した。⁽⁸⁶⁾ 実は、三井組がこれを引き受けるにあたり、仮に債務不履行が生じた場合には御為替（延為替）と同等の、あるいはそれに次ぐ取り扱いを望んでいた。次章で詳述するように、幕府は御為替債権を強く保護し、種々の面で優遇したからである。三井組を構成する京都、江戸、大坂兩替店は、それぞれの都市で公金貸付を行うわけだが、当然、給付訴訟時の裁判管轄下は京都町奉行所、江戸町奉行所、大坂町奉行所とそれぞれ異なるので、各店は各奉行所に対し公金貸付の債権を強く保護するよう求めた。次に掲載するものは、大坂兩替店が御用関係書類を書き写した「御用留」にある写しであり、これには大坂兩替店の求めに対する大坂町奉行所の返答、⁽⁸⁷⁾ それへの大坂兩替店の返答、要望が記されている。

〔史料14〕寛政元年「御用留」（本二六〇）。

寛政五年丑三月四日

一、御貸附金之儀二付、西目安方（大坂兩替店支配）御呼出二付、庄次郎出勤候所、（字力）永田記十郎殿御申聞候者、旧冬相願候下貸付之儀二付差出候書付之趣、御評儀（議）在之候所、右下貸付相滞候節ハ諸事御為替通り之御取計ニ相成候へハ宜候哉と御尋二付、右之通ニ御座候段申上候処、左候ハ、其趣願書差出可申候、旧冬之書付ハ品々申立在之、不宜候付、追而右書付ハ可差返旨被仰聞候

一、右之節御申候者、早春ニも相尋候下貸附金、京・江戸・大坂ニ而何程ツ、割合貸付候哉、此儀何分不申出候ハ而者相成不申段御申二付、前文京都（字力）申来候趣尚又申上候処、左候而ハたとひ御為替同様ニ可被仰付儀ニ而も御聞濟無之様可相成候間、勘弁之上、可申出候、且又右御貸付金下貸付いたし候節、金高名前等相届候様被仰聞候付、何分京・江戸へも申達候上、御返答可申上候旨申上、引取申候

一、右之趣二付、何れ三ヶ所割合高不申上候ハ而者難相濟相聞得、且又下貸附名前書出し候儀も意却成儀二付、此儀者金高斗書上候様ニも可申上、尚又京都へも及相談候所、御為替同様ニ相願候義、尤二候得共、於江戸御為替之通ニ被仰付被下候様御願被遊候処、御為替者格別之儀ニ候間、其通り二者難被仰付旨御沙汰も御座候由二候へハ、御為替ニ引統敵敷被仰付被下候様程克相願可申旨申来り候、將又貸付名前書出し候義者年中貸居置候儀ニ而も無之、向々入用之節切短ニも貸付候趣申双、名前書出し不申様精々願込可申旨申来り候付、則左之通

乍恐書付を以奉申上候

一、此度於江戸表御金老万兩御貸附被為 仰付、年六分之利足年々上納可仕旨被仰渡候付、右御金高迄者京・江戸・大坂ニ而下貸附仕度段於江戸奉願上候処、御聞濟被成下難有奉存候、右二付於当地下貸付仕候節（抹消）、右借り請候者万一身上不如意相成、濟方相滞候節、早速御願可奉申上候、御公儀 御用金之儀ニ御座候間、諸事御為替金銀引統候御裁許被為 仰付被下候様奉願上候

一、御金高老万兩

右者京・江戸・大坂三ヶ所三割合之積を以下貸附仕候儀ニ御座候得共、譬者京・江戸ニ借請人無之節者京・江戸割合高之内をも取下、大坂割合高之上ニも於当地下貸附仕、又大坂ニ借請人無之節者京・江戸へも御金相廻、下貸附仕度奉存候、右奉申上候趣御座候付、御金高取極候儀者難申上奉存候、尤

右之通差練仕候節者其度毎御届可奉申上候

右之通御聞濟被成下候様乍恐此段書付を以奉願上候、以上

三井組名代

寛政五年丑三月八日

（大坂兩替店、支配）
矢野庄次郎

御

右之通願書差出置候処、四月廿日西目安方々御呼出二付、庄次郎出勤いたし候処、永田記十郎殿被仰聞候者、先達^③而相願候御貸附金御裁許之儀御評議之上、諸事御為替同様之御取計可被成下段被仰渡候間、此段相心得可申候、尤右之通御為替同様被仰付候儀二付、右割合高迄ハ貸附候度毎相届候二不及、毎歳正月二一度相届可申候、乍然割合高方貸附相増候節者、臨時ニも相届可申段被仰聞候事、則届書雛形左之通

大坂両替店は、大坂町奉行所に対し、公金貸付の債権保護を御為替と同等にするよう求めたようである。とくに傍線部に注目すると、次のような摘要になる。大坂町奉行所与力の永田記十郎は、大坂両替店が大坂町人らに公金貸付をしたときには個々の貸付の額と相手を報告するよう命じた。これに対して大坂両替店の手代庄次郎は、京都、江戸両替店とも相談してから返答することを上申した^(①)。大坂両替店としては、公金貸付の個々の相手を報告することは不都合なので、貸付の総額⁽⁸⁸⁾のみ報告するように返答するつもりであった。京都両替店からは、次の返答が来た。公金貸付の債権保護を御為替のそれと同様にするように求めるのは当然に思うが、江戸においても主人ら（三井同苗）が同様の要望をしたところ、御為替は格別の待遇であるから同等に保護することは難しいと（江戸勘定所から）回答があり、御為替に次ぐ債権保護を求めるべきである。貸付相手を報告することについても、年中元金を貸し置いてあるわけではなく、需要に応じて短期的に融資し、元金を短期で回収すること（個々の貸付相手を報告するのは煩雑であること）を申し添えて、貸付相手の名前を報告しないよう要望すべきであるとの返答があった^(②)。結局、最終的に大坂町奉行所は、給付訴訟においては公金貸付の債権保護を御為替のそれと同等にすること、公金貸付を御為替同様に取扱いようにしたので、貸付相手ごとの報告はしなくてよいことを命じた^(③)。

このように大坂両替店は、御為替と同等の取り扱いをしてほしいという文脈で、大坂町奉行所に公金貸付の個々の相

手を報告することに強い拒否感を示していた。実際、大坂町奉行所が公金貸付を御為替同様に取り扱うから、個々の貸付の相手（および額）の報告を求めないとしたことは、御為替貸付においても、これまでそれらの報告を求めていなかったことを意味する。やはり史料11～13が示したように、大坂御金蔵御為替については、明和五年（一七六八）分以降、公金為替の取り組み先（延為替の貸付先）は外部非公開と化していたことが判明する。

- (1) 松好貞夫『日本両替金融史論 復刻版』（柏書房、一九六五年、初版一九三二年）、一三〇～一三三頁。
- (2) 児玉幸多『近世宿駅制度の研究 増訂版—中道道追分宿を中心として—』（吉川弘文館、一九六五年、初版一九五七年）、二二六～二九二頁。
- (3) 作道洋太郎『近世日本貨幣史』（弘文堂、一九五八年）、三八～三九頁、作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究—封建社会の信用通貨に関する基礎的研究—』（未来社、一九六一年）、三〇三～三〇七頁、大野瑞男『江戸幕府財政史論』（吉川弘文館、二〇〇六年）、一三七～一三九頁。
- (4) 中田易直『三井高利』（吉川弘文館、一九五九年）、一六三頁、一六七～一六九頁、三井文庫編『三井事業史 本篇第一巻』（三井文庫、一九八〇年）、四〇～四二頁、日本経営史研究所編『三井両替店』（三井銀行・『三井両替店』編纂委員会、一九八三年）、一九頁、四三～四四頁。
- (5) 中田易直『三井高利』（吉川弘文館、一九五九年）、一六五～一六九頁、日本経営史研究所編『三井両替店』（三井銀行・『三井両替店』編纂委員会、一九八三年）、四三～四四頁。三井と牧野成貞の縁故は、三井が牧野家の呉服調達御用を務めたことを発端とするという（中田易直『三井高利』吉川弘文館、一九五九年、一三五～一三六頁）。
- (6) 三井銀行八十年史編纂委員会編『三井銀行八十年史』（三井銀行、一九五七年）、一一頁、三井文庫編『三井事業史 資料篇一』（三井文庫、一九七三年）、七六六頁。
- (7) 松尾涼『江戸幕府大坂御為替について』（『日本歴史』第二八三号、一九七一年、五八～八四頁）、六二頁。

- (8) 松尾涼「江戸幕府大坂御為替について」『日本歴史』第二八三号、一九七一年、五八〇―八四頁、七四〇―七八頁。
- (9) 三井文庫編『三井事業史 本篇第一卷』(三井文庫、一九八〇年)、四一頁。
- (10) 三井文庫編『三井事業史 本篇第一卷』(三井文庫、一九八〇年)、四一頁、日本経営史研究所編『三井兩替店』(三井銀行・『三井兩替店』編纂委員会、一九八三年)、四五頁。
- (11) 現行法でいう「質」とは、契約期間中、質物の占有を債務者から債権者に移転することを指すが、近世の家質とは、契約期間中も債務者が質物の占有を継続したままであり、家質契約は、法の定めた形式的要件を完備する証文を作成した場合にはのみ家質とみなされた(小早川欣吾『日本担保法史序説』法政大学出版局、一九七九年、三二―三頁)。次章で詳述するように、町年寄の奥印など、家質証文の形式を備えた証文を取り交わしたときのみ、当該契約は町奉行所から家質と判断され、相応の債権保護を得られることになった。とくに江戸の場合には、家質契約は当事者間の解決を促した相対命令の適用外(いわゆる本公事扱い)となっていたので、質権が設定されていない(あるいは証文の不備で質権の設定が認められなかった)金銭貸借契約よりも、債権保護が強かった(石井良助『近世取引法史』創文社、一九八二年、三一九頁)。
- (12) 三井文庫編『三井事業史 本篇第一卷』(三井文庫、一九八〇年)、四一―四二頁、日本経営史研究所編『三井兩替店』(三井銀行・『三井兩替店』編纂委員会、一九八三年)、四五―五一頁。なお、三井組の御用関係史料の性格については、村和明の解説が有益である(村和明「御為替三井組の御用関係帳簿類について」寛政四・五年の京・大坂兩替店史料を例にして」『三井文庫論叢』第四四号、二〇一〇年、三三―三七頁、村和明「御為替三井組の御用関係帳簿類について」(二)―訂正・注記から考える」『三井文庫論叢』第四五号、二〇一一年、六五―九二頁、村和明「御為替三井組の御用関係帳簿類について」(三)―十人組作成の帳簿・失われた記録」『三井文庫論叢』第四六号、二〇一二年、一五五―一九二頁)。
- (13) 十人兩替とは、幕府の御用兩替として、本兩替仲間の統轄や公金の出納、毎日の金銀相場の書き上げ、新旧貨幣の引替、金銀市価の調節、米価調節のための米の買い上げ、献金や御用金の調達などを務めた兩替屋である。寛文二年(一六六二)の三人兩替の成立を端緒に、六人兩替を経て寛文一〇年(一六七〇)に十人兩替が正式に発足した(関山直太郎『日本貨幣金融史研究』新経済社、一九四三年、三―二六頁、作道洋太郎『近世封建社会の貨幣金融構造』塙書房、一九七一

年、一一〇～一二二頁)。

- (14) 村田路人『近世広域支配の研究』(大阪大学出版会、一九九五年)、一九三～一九五頁。
- (15) 賀川隆行もこれを引用しているが、第二条目が脱漏している(賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年、六八～六九頁)。谷啓輔も同様である(谷啓輔『金融約定成立史の研究―上方での両替取引に探る―』経済法令研究会、一九九四年、二五〇～二五二頁)。
- (16) ここでいう掛屋とは、諸大名の大坂蔵屋敷に出入りし、蔵物販売代金の出納や国元・江戸への送金を担当した御用商人である。彼らの多くは両替屋であり、とくに十人両替をはじめとする有力な両替屋は掛屋を務めることが多かった(森泰博『大名金融史論』大原新生社、一九七〇年、九一～九九頁)。
- (17) 為替本両替仲間、本両替為替仲間ともいう。ただし、注39においても後述するように、為替本両替仲間という名称が生まれたのは一八世紀中頃かもしれない。その場合、「為替取方(取扱方)之両替」は為替本両替仲間の前身といえるかもしれない。江戸の立会相場仲間についても同様である。
- (18) あとで詳述するが、このとき、打銀が授受される場合があった。たとえば、大坂商人、または為替本両替が振り出す逆為替を十人両替が購入した場合、振出人が十人両替に打銀を支払う本打、振出人が十人両替から打銀を受け取る逆打、打銀の授受がない無打があり、打銀相場は大坂―江戸での為替需給、金銀相場によって変動した。ただし、打銀には両替屋が貨幣を回収するまでの金利が含まれていたため、日限が長くなるほど利子としての性格が強くなり、本打が生じる場合が多くなった。逆に、日限が短いと、為替需給と金銀相場の影響を受けやすくなり、逆打も生じやすくなった(賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、七一～七九頁)。
- (19) これは、江戸で支払える見当が最初からなくとも当座の資金を調達し、手形が送付され返送される概ね往復二〇日間の間に、金銭を工面しようとする大坂町人がいたことを示している。
- (20) 念のため付言しておく、傍線部④は江戸側の落ち度や違反行為、傍線部⑤は大坂側のそれである。
- (21) 「仲間両替為替取組候而、或ハ油問屋・綿問屋等之江戸荷物差下候諸商人之手形ニ而取組候を脇出為替と申候」の解釈

はとりにくい、後掲の史料2には「御当地二而両替屋共江為替取組申儀、脇出之為替と申候」とあり、「或ハ」は「一方では」の意味でとった。

(22) ここで差出人を本両替とした理由は、後掲の史料2に「御当地二而両替屋共江為替取組申儀、脇出之為替と申候而、下り手形ハ外之印形人二而、置手形ハ両替屋仕儀ニ御座候」とあるからである。

(23) 置手形差出人である本両替に支障が起きるとはどういうことか。この一文で十人両替が主張したいことは、仮に置手形差出人の本両替が債務弁済能力を失ったとしても、脇出手形には商売取引の裏づけがあり、江戸では確実に回収できるのだ、そもそも本両替に債務弁済を求めることはないということである。

(24) ここで注目すべきは、江戸両替屋が十人両替から手形を受け取り、江戸で支払人から回収し江戸藩邸に対し支払う前に十人両替が江戸両替屋の回収を停止、あるいは江戸藩邸への支払いを停止（この場合、支払人に返金し手形を回収）することができた点である。たとえば、置手形差出人が手形振出人に対し金銭債権給付訴訟を起こした場合、手形振出人に債務弁済命令が下る。そうすると、置手形差出人に手形振出人の財産が移転する可能性があるため、十人両替は早々に江戸から手形の返送を受け、手形を手形振出人に戻し、手形代金の返還を求めたと思われる。

(25) もとより、享保一七年（一七三二）時点では当該取り組みがなされていなかった可能性もあるが、後掲の史料2には大坂近郊・以遠の商人から手形を買い取る場合には脇出為替の方法をとったとあるので、十人両替が大坂商人から直接手形を買い取るときもあったと考えておく。実際、この方法は、従来の研究で提示されてきたものである（新保博『近世の物価と経済発展―前工業化社会への数量的接近―』東洋経済新報社、一九七八年、二一五頁）。

(26) 新保博『近世の物価と経済発展―前工業化社会への数量的接近―』（東洋経済新報社、一九七八年）、二一五頁など。

(27) 黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成 第四輯 復刻版』（清文堂出版、一九八四年、初版一九三八年）、二七頁。

(28) 松好貞夫『日本両替金融史論 復刻版』（柏書房、一九六五年、初版一九三三年）、三三三〜三四二頁。

(29) 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究―封建社会の信用通貨に関する基礎的研究―』（未来社、一九六一年）、三一八頁。

(30) 松好貞夫『日本両替金融史論 復刻版』（柏書房、一九六五年、初版一九三三年）、三四〇頁。

(31) 為替本両替たちが利便性のため「仲間の店」として会所に集合していたという想定である。聞き取り調査で示された江戸為替の取り組み方は、いつの時期のことか不明であるので単純な置き換えには注意が必要だが、これまで史料から実証されたことはない。また、大坂の両替屋が江戸為替を取り組み、江戸に送付するにあたっては、案内状を添付したというが（黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成 第四輯 復刻版』（清文堂出版、一九八四年、初版一九三八年、二〇頁）、史料1、後述の史料2からはその様子はうかがえない。あくまで史料1と後述の史料2は、享保一七（一七三二）時点のものであり、後年になって聞き取り調査で示された江戸為替の取り組み方が採用された可能性も否定できない。ただし、取り組み方自体が述べたこと割りを引くと、筆者の仮定が成り立つ余地は十分にあると思われる。

(32) 事実、聞き取り調査においても、大坂蔵屋敷から江戸藩邸への江戸為替の場合、「江戸に三谷善九郎なる者ありて、諸藩の代理人を為し居りを以て、之を振宛つる者多かりき」とあり（黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成 第四輯 復刻版』清文堂出版、一九八四年、初版一九三八年、二〇頁）、支払人としてよく登場したという三谷三九郎は相場立会仲間であった（安政七年「諸事控」本三六九）。

(33) 後述するように、大坂町奉行所が手形の債権を強く保護したことも重要である。

(34) これ以外にも、為替本両替仲間の両替屋同士で手形を融通し合う場合もあったかもしれない。

(35) 粕谷誠『戦前日本のユニバーサルバンク―財閥系銀行と金融市場―』（名古屋大学出版会、二〇二〇年）、三八〜四二頁。

(36) 「於公事場川方永田官兵衛殿・小泉伊左衛門殿・大森与右衛門殿・工藤七郎左衛門殿立合二而、助松屋太郎三郎が天王寺庄兵衛江相渡候為替、脇出之為替二而置手形と下り手形と印形人違候付、何れへ可被仰付筋と申儀、其方共致来候仕癖も可有之間、無遠慮存知寄可申上旨、則右為替証文之写四通御渡、相考候上、書付を以可申上旨御申渡奉畏候段、御請いたし罷立候事」（享保八年「御用帳」本三四二、享保一七年（一七三二）七月朔日条）。

(37) この「通」の部分は、前文の「置手形仕候両替屋へ御日切被 仰付候」を指している。

(38) とくに大坂町奉行所は、手形に関する給付訴訟が提起された場合、一般的な給付訴訟（金銀出入）よりも約二〇日間も早く一度目の対決（返済日限）を命じた。これを中抜裁判という。しかも、不渡り手形に関する訴訟は吟味物（刑事事件

- に相当)にもなりうる場合があった。この点で手形債権は通常のお金債権よりも強い保護を受けていたが、中抜裁判は手形に関する給付訴訟だけに適用されたのではなく、大坂町奉行所においては中抜裁判以上に迅速な召喚手続も行われていたことには注意を要する(神保文夫『近世法実務の研究 上』汲古書院、二〇二二年、一五〇〜一六八頁)。とはいっても、手形の債権保護を大坂町奉行所が強く保護していたことは間違いなく、だからこそ、江戸為替取引が円滑に機能したことを忘れてはならない。商人間の信用だけが江戸為替取引を支えたわけではないと思われる。
- (39) 賀川隆行は、專業の為替取引業者である為替本兩替の成立時期を宝暦〜明和期(一七五一〜一七七二)としているが、史料1の「為替取方之兩替」を為替本兩替とすると、その成立はもっと早かったことになる(賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、七〇〜七一頁)。ただし、為替本兩替仲間という名称が生まれたのは一八世紀中頃かもしれない。
- (40) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)、三二〜八二頁。
- (41) 新保博『近世の物価と經濟發展―前工業化社会への数量的接近―』(東洋經濟新報社、一九七八年)、二一六頁。
- (42) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)、七一〜八二頁。
- (43) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)、五四〜五五頁、七六〜七九頁。
- (44) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』(塙書房、一九六一年)、一九一頁。
- (45) 中井信彦『幕藩社会の商品流通』(塙書房、一九六一年)、一九一〜一九三頁、賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)、七一〜七二頁。
- (46) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)、五三〜六四頁。
- (47) 後述する近為替の場合、大坂兩替店は為替本兩替から手形を購入し、江戸兩替店が当該手形で相場立会仲間から回収し、たと思われるので、三井組は相場立会仲間と日頃から取引関係にあったと思われる。
- (48) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)、五五頁。
- (49) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)、七〇〜七一頁。

(50) なお、京都兩替店は、もともと京都呉服店の越後屋からの江戸為替（近為替）も引き受けており、享保期（一七一六～一七三六）から京都呉服店が独自に江戸為替を取り組みはじめていったという（賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、七〇頁）。よって、一八世紀初頭、大坂兩替店が商品取引の裏づけがある近為替を取り組んでいなかったとは断言できない。これについては今後の課題としたい。

(51) 宝永二年（一七〇五）には、三井の営業店は本店（呉服）、綿店（関東物）、兩替店に分立した。このなかで呉服店諸店は、同じ年に本店一巻として集団化した（三井文庫編『三井事業史 本篇第一巻』三井文庫、一九八〇年、八〇～八一頁）。兩替店諸店が兩替店一巻として集団化したのは、享保四年（一七一九）に至ってからである。兩替店一巻には、享保一九年（一七三四）時点で京兩替店、江戸兩替店、大坂兩替店、糸店が所属し、翌享保二〇年（一七三五）に間（ま）の町店が加わった（三井文庫編『三井事業史 資料篇一』三井文庫、一九七三年、七五九～七六〇頁、七八九頁）。

(52) 西川登『三井家勘定管見―江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究―』（白桃書房、一九九三年）、一七五～一七六頁。

(53) 「目録帳」・「目録控」と「大坂店目録留」、および「大福帳」の説明については、西川登『三井家勘定管見―江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究―』（白桃書房、一九九三年）、一五八～一六〇頁、三〇四～三〇九頁による。なお、詳しい史料名などについては、萬代悠『三井大坂兩替店の都市不動産経営』（『三井文庫論叢』第三五号、二〇一九年、一～一八六頁）を参照されたい。

(54) 具体的には、「要金積」や「店普請金積」を指す（西川登『三井家勘定管見―江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究―』白桃書房、一九九三年、一六三頁）。

(55) 名目上は京都兩替店への送金で、その実態は京都兩替店のリザーブである（西川登『三井家勘定管見―江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究―』白桃書房、一九九三年、一六五頁）。

(56) 宝永七年（一七二〇）においては、三井同族と各営業店を統轄する大元方が京都に新設された。これは、家産共有制に基づく統轄機関として著名である。大元方は、各営業店への資本金出資（定額投資）と資金需要に対する有利子融資、奉

- 公人の規制、三井各家の賄料支出などを担当した。大元方の運営は、①各営業店からの功納金（投資額に応じた毎季定額配当）収入、②三年留保残余利益（収益—（諸経費+積立金））の大部分の取得、③大元方所有の不動産純利益から成り立っていた。安永三年（一七七四）には、三井同苗問の対立や借財の偏在により、事業部門は本店一卷（北家、新町家、長井家、家原家）、両替店一卷（伊皿子家、室町家、南家、小石川家）、松坂店（小野田家、松坂家、永坂町家）に分割された（「安永の持分け」）。これにより、各営業店が大元方から独立したことになる。大元方は、営業店への投融资を停止し、統轄機能を喪失した。寛政九年（一七九七）に至ると、家産共有制と大元方による統轄機能が復活した（「寛政一致」）。分割されていた資産も、ほぼ大元方持に戻った。ただし、三年留保残余利益の取得は復活せず、大元方への上納金は増額のうえで定額化した（『三井文庫編』『三井事業史 本篇第一巻』『三井文庫、一九八〇年、九六〜一〇〇頁、三二八〜三三二頁、賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、一二〜一四頁、二三頁、西川登『三井家勘定管見—江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究—』白桃書房、一九九三年、一一九〜一二二頁、一七九〜一九二頁、二二一〜二三八頁）。以上の説明については、萬代悠「三井大坂両替店の都市不動産経営」、『三井文庫論叢』第五三号、二〇一九年、一〜一八六頁）、八〜九頁も参照。
- (57) 実際の数値については、萬代悠「三井大坂両替店の都市不動産経営」、『三井文庫論叢』第五三号、二〇一九年、一〜一八六頁）、九九〜一〇六頁を参照。なお、享保四年「目録寄歩廻控」（続二七—四）によると享保四年〜六年（一七一九〜一七二二）の延銀も判明するが、これについては「新金」と「新銀」が用いられており、享保七年（一七二二）以降の延銀と単純に比較できないので、さしあたりここでは省いた。
- (58) 三井文庫編『三井事業史 本篇第一巻』（三井文庫、一九八〇年）、二三六〜二三七頁、賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）、一七一〜一七五頁。
- (59) 萬代悠「三井大坂両替店の都市不動産経営」、『三井文庫論叢』第五三号、二〇一九年、一〜一八六頁）、二四頁。
- (60) 樋口知子「深井孫七郎『大坂店勤番日記』——天明六・七年の大坂両替店——」、『三井文庫論叢』第二一号、一九八七年、三五五〜四二五頁）、樋口知子「深井孫七郎『大坂店勤番日記』——天明六・七年の大坂両替店——」、『三井文庫論叢』第

二二号、一九八八年、九七〜一五六頁)。

(61) 加役とは、本役に対する語であり、本役以外にさらに付加的に任じられる職務であった(曾根ひろみ「与力・同心」論―一八世紀後半の大坂町奉行所を中心に―)『神戸大学教養部紀要 論集』第四〇号、一九八七年、五一〜八〇頁、引用部分は五六〜五八頁、六三頁)。

(62) 大坂両替店は江戸両替店の出店という建前であったから、三井元之助名前の所在地は江戸駿河町になっていたと思われる(三井文庫編『三井事業史 資料篇一』三井文庫、一九七三年、七六六頁)。

(63) 松尾涼「江戸幕府大坂御為替について」『日本歴史』第二八三号、一九七一年、五八〜八四頁)。

(64) 後述するように、享保一三年(二七二八)時点の「訳書目録」には、取り組み先ごとに取り組み金額が記録されていた(三井文庫編『三井事業史 本篇第一巻』三井文庫、一九八〇年、二七九〜二八〇頁)。

(65) 前節で述べたように、当然、「訳書目録」には公金為替に擬制した延為替貸付も含まれているが、「訳書目録」には取り組み先(貸付先)と取り組み額(貸付額)しか記載されておらず、給付訴訟時には大坂両替店が手形の末文を切り離すので、大坂町奉行所から糺問されることはない。

(66) 松尾涼「江戸幕府大坂御為替について」『日本歴史』第二八三号、一九七一年、五八〜八四頁)、七〇頁、日本経営史研究所編『三井両替店』(三井銀行・『三井両替店』編纂委員会、一九八三年)、五三頁、三井文庫編『三井事業史 本篇第一巻』(三井文庫、一九八〇年)、二七九〜二八〇頁)。

(67) 三井文庫編『三井事業史 本篇第一巻』(三井文庫、一九八〇年)、二七九〜二八〇頁)。

(68) 三井文庫編『三井事業史 本篇第一巻』(三井文庫、一九八〇年)、二八〇頁)。

(69) 三井文庫編『三井事業史 本篇第一巻』(三井文庫、一九八〇年)、二八〇頁。ただし、すでに享保一三年(一七二八)から、京都、大坂両替店が自己資金を加えて延為替貸付をしていたとする主張もある(中田易直『三井高利』吉川弘文館、一九五九年、一七六頁)。

(70) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)、七一頁)。

- (71) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）、四五頁、一九四頁、一九八頁、二〇〇～二〇二頁、
- (72) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）、四八～五一頁。
- (73) なお、賀川が提示した幕府公金預かり金額は三井組が預かった金額であり、そこからさらに京都、大坂兩替店に分配されたことをふまえると（賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、三七～三九頁）、本文の通り留保は必要だが、預かり金額と延為替貸付額の乖離はより大きくなるはずである。もとより、三井組は大坂御金藏御為替御用のほかに京都や大津の御為替御用を担っていたが、その預り金額を加味しても乖離の傾向は変わらない（賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、四四～五一頁）。
- (74) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）、四〇～四二頁。これらは、幕府の貨幣政策の一環であった（中井信彦『転換期幕藩制の研究―宝暦・天明期の経済政策と商品流通―』塙書房、一九七二年、七二～八〇頁）。
- (75) 訳書方は加役（または部局）の一つと思われるが、詳細は不明である。
- (76) 大坂町奉行と与力を公私にわたって仲介したのが大坂町奉行の家老と御用人・御取次であり、彼らは大坂町奉行（旗本）から直接召し抱えられた家臣であった（渡邊忠司「大坂町奉行と与力をめぐる二、三の問題」大阪市史編纂所編『大阪市史史料 第二三輯 大坂東町奉行所与力公務日記―明和五年正月ヨリ七月迄―』大阪市史編纂所、一九八八年、一三五～一五七頁、一四五頁）。
- (77) 目安役（目安方）は、加役の一つであり、訴訟・裁判に直接かわる役職であった。目安役が創設されたのは宝永延享期（二七〇四～一七四四）のことである。一八世紀後半に入ると、目安役の権限は拡大していき、目安役は公事出入（おもに民事訴訟に相当）と吟味筋（刑事事件に相当）に関するすべての種類の取り調べに従事することになった。天明七年（二七八七）には、従来の目安役の役割を吸収、統轄する吟味役が新規に創設された（曾根ひろみ「与力・同心」論―一八世紀後半の大坂町奉行所を中心に―『神戸大学教養部紀要 論集』第四〇号、一九八七年、五一～八〇頁、引用部分は七三～七四頁）。
- (78) 曾根ひろみ「与力・同心」論―一八世紀後半の大坂町奉行所を中心に―『神戸大学教養部紀要 論集』第四〇号、

一九八七年、五一〜八〇頁、七四頁。

(79) もとより、これは擬制であって、内実の大部分は延為替の貸付額と貸付先である。

(80) 史料10では「請取」、史料11では「渡」となっており、やや混乱するが、史料11の冒頭には「(宝暦二年)平四月十八日渡」とあり、

後文で「当午四月十八日同十二月十八日迄江戸御金蔵奉請取候」とあるので、「渡」は受け取り（預かり）の意味であろう。ほかの年では「渡り」となっているので、正確には「向こうから渡って来た」という意味となる。

(81) 寛政二年（一七九〇）四月の「訳書目録」の写しによると、同年には、三井組は目安方部局と訳書方部局それぞれに提出するようになった（宝暦四年「為御替御金銀請払之留」別一七二二）。

(82) もとより、大坂町奉行所は三井組に被告と取り組んだ本手形や置手形を提出させていたので、訴状だけで返済命令が出たわけでは決してなく、「訳書目録」と照合するという手順が省かれたに過ぎない。

(83) 天保一三年「為御替御金銀請払留」（本二三二）。

(84) 実際、一七七〇〜一七八〇年代においては延為替貸付の元金は減少傾向にあった。当時の大坂両替店には、延為替貸付に資金を回す余裕があまりなかったと思われる（萬代悠「三井大坂両替店の都市不動産経営」『三井文庫論叢』第五三号、二〇一九年、一〜一八六頁、引用部分は一八頁）。ただし、先述したように、この頃には、京都、大坂両替店の決算報告書類と照合すると、幕府公金預かり金額の概ね二倍以上の延為替貸付額が記録されていた。

(85) 寛政四年（一七九二）一月二四日条には、「此度被仰付候御貸付金壹万兩、今日元方御金蔵々首尾能請取難有奉存候」とあり、まず江戸両替店が江戸の蓮池御金蔵から金一万兩を受け取ったようである（寛政四年「御貸附金御用一卷并御扶持方一卷・御苗字一卷」本三九四）。

(86) 三井文庫編『三井事業史 本篇第一巻』（三井文庫、一九八〇年）、四八七〜四八八頁。同書によると、三井組は文化九年（一八一二）に元金の金六〇〇〇両の返納を命じられ、翌年に返納したという。

(87) 大坂町奉行所が大坂両替店の願書提出の四か月後に返答したのは（史料14には「旧冬」に願書提出とある）、債権の取り扱いについて評議に時間を要したからであると思われる。

(88) 当該文言を素直に読むと、公金貸付の個々の額は報告してもよいと解釈することもできる。しかし、大坂両替店が個々の貸付相手のみを明記してその貸付額を併記しないのは考えにくいことを勘案すると、ここでは総額と解釈した。

二 債権保護をめぐる大坂法

1 大坂法の特徴——寛政九年（一七九七）の相对^{あいたすましれい}济令^{から}

寛政九年相对济令（九月一二日公布）の概要 幕府は、江戸町奉行所裁判管轄下に対して、当該法令発令時までの金^{かね}公事^{くじ}（おもに利息付き無担保金融債権の給付訴訟¹）を受理することを停止し、当該訴訟に関しては町奉行所が関与せず当事者間で解決すべきことを公布した。² 延享三年（一七四六）令と同様、この相对济令は江戸町奉行所裁判管轄下のみ有効であり、京都、大坂町奉行所裁判管轄下においては、適用外であることが公布された。³

江戸呉服店の動搖 江戸呉服店（本店、向店、芝口店）の手代が京都呉服店の手代に対し、寛政九年令公布の影響を送達した。公布を知らせた第一報は九月一二日作成であり、⁴ 下記の詳細については九月二七日作成である。

〔史料15〕寛政九年「証無番」（本一四五四―四）。

証無番

一筆致啓上候

一、当月十二日、十四日御触之趣十四日早便を以得御意候処、右書状十八日二者着いたし候由、本状追書を被仰聞、致承知候

一、右御触後、諸所様子聞繕候得共、何方逆も右之通御触出し有之候上者、如何とも可致義も無之、只世間之様子

ヲ互二聞合見合居候斗二御座候

一、五拾弍年已前延享三子年、当年之通之御触御座候所、其節ハ延享元子年之分者御取上ケ御裁許可被下との御触二御座候、此度者当八月晦日迄之分御取上ケ無御座との義二御座候故、余り際とき御触二在之候二付、世上一統大難渋之由二相聞ヘ申候、仍而本町筋菓種問屋、伝馬町問屋向、其外諸商売問屋中之義ハ、御当地者不及申、関東奥筋諸商人中へ皆々貸込置候二付、先々此上之所濟方如何可在之哉と大屈宅之趣二御座候、右之儀二付、十仲間中先日方度々寄合相付、種々相談等有之、延享度之如く及至三年五年已前之分ハ借り貸出入御取上ケも被成下候様との御願も上ケ申度との趣二相聞ヘ候得共、未何事も取極り之相談も決着不致候

一、是迄貸金銀御公訴二罷成、月賦限金二被仰付在之分、御裏判之証文当廿五日持参仕候様、先一番組・二番組名主中へ当廿四日被仰付候、然二手前方本店二三口、向店二二口在之候二付、一昨廿五日北御番所へ持参仕候、尤右二組二而凡三千人余も罷出候義二有之候、夜二入御呼込、御奉行様方先日御触之趣被仰渡、借り方之者共へ此末実意を以返済可仕之段、貸方者相对を以受取可申旨被仰付、右之段承知之印形明日差上可申段被仰付、一同引取、昨廿六日御請印差上候処、御裏判之証文之義者来月廿三日差上可申旨被仰付、引取申候

一、来月廿三日証文差上申候上者、右限金之分者御取上ケ不被遊候義、仮令実意を以返済可仕旨被仰付候御儀二者候得共、中々濟方之処無覚束ものと奉存候、右限銀二相成在之分、兩御番所二凡一万口余も可在之との様子二相聞得申候、名主組々廿六七番組迄も在之趣二候得者、日々御呼出人数広大成義、右御調旁斗も御大造成御事と奉存候

一、右二付手前三店売込残銀之分、是迄平日成丈為相願、猶又五節句両際者別段二掛り役等申付、無抜目催促方懸引罷在候得共、兎角年立候二随ひ古掛二相成、濟方難渋千万奉存候、別而去暮当分已前滞銀も彼は大銀二御座候

故、願方催促之仕方種々手段為致罷在御事ニ御座候、然るニ此度右之御触ニ而先々様思召入如何ニ可有御座哉、
 此所屈宅成ものニ御座候二付、彼是談し合見候処、左候得者迎、只今格別ニ相願候而者却而先々様へ御氣を持七
 候様成義ニも相成候而者不可然奉存候、畢竟手前御督意様方者御懇意合を以売上候義故、此上如何様ニも先々様
 二応し願方勘弁ヲ以幾重ニも不相替御懇意ヲ相願、御用向も被仰下、残銀之儀此上者只々御憐愍御実意を以御渡
 濟被成下候様懸引可仕積ニ御座候、先差当り当蛭子講前取入方等之様子相考、猶々尽手段、取納候様可致候
 一、右二付而も昨日出証無番状々及御報候通、見印商内者極々大切、既ニ不存寄右体之御触等も御座候得者、都而
 貸し方ハ大難渋可申積も無御座候、仍之三店共重々及示談合、前印商相励出し候方外無御座候二付、此度三店共
 支配人始、頭役中極真ニ能呑込、前印商好ニ相成候積ニ仕裸申度、^(しわお)此度重々示合罷在候御事ニ御座候
 一、此度江戸表御触之義、京都・大坂表者如何ニ御坐候哉、未何方々も何之噂も無御座候、有無之義可被仰聞候、
 右得御意度三店連名を以如此御座候、已上

九月廿七日

同(本店)

(江戸本店、元々)
善兵衛(印)

(江戸本店、加判名代)
藤右衛門(印)

(江戸本店、元方掛名代)
小右衛門(印)

(江戸本店、勘定名代)
利助(印)

向店

(江戸向店、加判名代)
善右衛門(印)

(江戸向店、加判名代)
幸七(印)

芝口店

(江戸芝口店、元々)

長右衛門(印)

(江戸芝口店、元方掛名代)

六兵衛(印)

(江戸芝口店、後見)

安右衛門(印)

三井

(京本店、元々)

吉郎兵衛殿

(京本店、加判名代)

七郎兵衛殿

(京本店、元方掛名代)

徳次郎殿

(京本店、勘定名代)

利兵衛殿

(京本店、後見)

藤吉殿

傍線部の概要は、以下の通りである。延享三年(一七四七)令の場合、江戸町奉行所は、延享元年(一七四四)からの金公事については受理したが、寛政九年令の場合、同年八月晦日までの金公事の受理を停止した(①)。関東奥筋諸商人への債権がある江戸の諸問屋は途方に暮れているので、十組問屋中が延享三年令と同じく三〜五年前の金公事についても受理するよう嘆願を計画するも、未決着で中断中である(②)。すでに訴訟中の金公事の場合、切金(長期分割返済)を命じた訴訟に関しては、名主組ごとに裏判証文(目安裏書、受理済の署名)を持参するよう江戸町奉行所が指示したので、江戸呉服店の場合、本店は三口、向店は二口を持参したが、一番組と二番組で総勢三〇〇〇人余が持参した(③)。江戸町奉行所は持参者に対し当事者間で解決することを誓約させ、承知の印形をとった(④)。江戸呉服店においては売掛債権の給付訴訟を不断に起こし、五節句の時期には特定の手に債権の催促と回収を特命してきたが、と

にかく「古掛」（古い売掛金）になり、今回の相對濟令で途方に暮れている（⑤）、しかし売掛債権については、相對濟令に反して訴訟を強行すると「先々様」に「氣を持セ」るので、幾重にも懇意を求め「御用向」も下されるよう当事者間で解決する予定である（⑥）。今回の相對濟令は、京都・大坂においても効力を發揮するのか、いまだ何の噂もないので、その是非を教えてほしいことを送達した（⑦）。

大坂呉服店の返答 寛政九年（一七九七）九月一七日においては、京都呉服店が大坂呉服店、両替店に対し江戸呉服店からの報告（第一報）を送達した。これに対し大坂呉服店は、仮に大坂においても寛政九年令が発令されると、当店の売掛債権や無担保債権の回収が困難になること、騒動が発生することを九月一八日に送達し、^⑤九月二五日には、寛政九年令の発令の是非について次のように返答した。

〔史料16〕寛政九年「証無番」（本一四五四―四）。

証無番

一筆致啓上候、是間証無番を以御報得御意候、江戸表御触之様子当地方彼地取引先々方取々申来、於当地もいろ／＼噂有之、彼地嘸々混雜之様子ニ可有御座との由ニ御座候、当地之処尔今何之御沙汰も無御座、其御地如何ニ御座候哉、然ルニ店表懇意ニ被致候仁之内、当地御奉行所御仕送御用筋ニ付、折ニ者罷被出、^③尤右仁身上向相応ニ致し被居候而、諸屋數方少々宛出銀杯致被居、此度彼地御触之様子被及聞、^④打驚、早東彼地御触之写持參、御役処へ内々御覽ニ被入、相伺被申候処、被仰次第左之通

④ 右彼地御触之写致一覽候処、御尤成ル被仰方克相分り有之、拙者共江戸御話中右体之義噂も不承ニ而も無之、

⑤ 江戸表杯者証文取引五十年余迄も御取上ケ有之、其内証文売買杯致候趣ニ而、年數来り候而者、一紙之証文売

買ニ而二紙三紙ニも相成候事共も有之、近年願人数多ニ相成候由及承り、又当地之振合与八大キニ違、右体之

義可有之義者尤二存候、然ル^⑦迎御触ニモ相認有之候通、借貸証文限月被仰付候而も、御触書之是迄之証文反古

ニ可相成筋者決而無之筈、^⑧先年延享三年江戸表御触有之候節者、三ヶ年前迄之証文出入出訴相願候とも、御取

上ケ無之段御触有之、其節者江戸表斗ニ而、当地触者無之、此度迎も同様之事と被存、尤彼地御勘定所方十二

日、十三日出之御状到着有之候へ共、何之様子も不申參、左候へ者、彼地斗之事と存候、猶又尔今申来り候へ

ハ、内々可申達との御儀ニ御座候

^⑨右之通内々承り候上ハ、当地之処先者安堵之気味ニ御座候へ共、是以定メかたく、且江戸表其後何之様子も不被申
參哉、然ル迎当地江戸取引多ク有之候へ者、此未弥不景氣ニモ可相成哉与此段屈託^⑩千万苦々敷奉存候、於其御地も
如何可相成哉与御心痛御同前此御事ニ御座候、先者為差義も不承候へ共、右之段可得御意如此御座候、以上

九月廿五日

同

(大坂本店名代)
覚右衛門(印)

(大坂本店後見)
新十郎(印)

三井

(京本店元々)
吉郎兵衛殿

(京本店加判名代)
七郎兵衛殿

(京本店元方掛名代)
徳次郎殿

(京本店勘定名代)
利兵衛殿

(京本店後見)
藤吉殿

傍線部の概要は、以下の通りである。大坂においてはまた何の沙汰もない^①。大坂呉服店と懇意の者のなかで、

大坂町奉行所の江戸仕送り御用を務める者がいる(②)。この者は諸大名に融資しており、諸大名を通じて寛政九年令の発令を知った。そして、大坂町奉行所の与力に内々に寛政九年令の写書を持参し、是非をうかがったところ、次のような回答があった(③)。大坂町奉行所の与力によると、江戸出張中に発令の噂を聞かなかったこともなかった(④)。江戸町奉行所は「証文取引」（金公事）を契約後五〇年経っても受理するので、五〇年の間に当該証文自体が売買され、取引一口で「一紙之証文」であったものが「二紙三紙」にもなり、訴訟人も数多いよう聞いている(⑤)。大坂の状況とは大きく違い、(五〇年後も訴訟を受理することがある江戸においては)発令も当然であると思う(⑥)。ただし、延享三年令にもあるように、借金証文に受理期限を設定した(過去の借金証文の金公事を受理しなくなった)としても、その証文が反古になる(その証文の債務・債権関係が消滅する)ことは決してないはずである(⑦)。延享三年令においても江戸ばかりで大坂には発令がなく、江戸勘定所からの九月一二日、一三日の通達にも何の沙汰もなかったため、寛政九年令の発令は江戸のみであると思う(⑧)。右の通り懇意の者から内々に聞いたので、大坂はまず「安堵之気味」であるが、まだ正式な発表がないと安心できないことを送達した(⑨)。

大坂両替店の返答 寛政九年（一七九七）九月一八日、大坂両替店は京都呉服店に対し、(1)仮に大坂においても寛政九年令が発令されると、延為替貸付や公金貸付は当該令の「列外」^例であろうこと、(2)家質貸と質物貸については「御法」があるが見当も付かないこと、(3)大坂呉服店も当店も当面意見もないので、情報が入り次第連絡することを返答し、⁶九月二〇日には、寛政九年令の是非について次のように返答した。

〔史料17〕寛政九年「証無番」（本一四五四―四）。

大坂両替店通達之写

無番

一筆致啓上、然者一昨夕及御報候江戸表御触之儀、爰元へも追々早状入候而、専風説いたし金相場追々高直、式
朱判継賃も高直二相成申候、江戸取引之商壳体ハ一統心痛之趣二相聞得申候、尤延享三年江戸表二おゐて御触出
候節、大坂表も御触有之候由、右写外方二在之候二付、写取、今夕差為立申候、右之節者延享元子年已後之分御
裁許御座候趣二御座候処、此度之九月以後之分御取上ケ、前月迄之分御裁許無御座候段、御再触有之、別而心痛
成義二御座候、併延享三寅年大坂表も御触出候へとも、江戸表斗右之通御裁許有之候段相心得候様との御儀二御
座候由、元来大坂表之法、証文出入年數十ヶ年過候得者都而御取上無御座、且滯銀及出訴候時者、其品二応、御
定法之日限濟方被仰付、其上相濟不申候時者、身上限被仰付候之事二御座候、江戸表者金銀出入都而切金二被仰
付、平町人二而も身上限と申儀者不被仰付候由、依之自然と古借出入数多二相成、数限り無之事二付、右体之御
触出申候事哉、大坂表者御裁許是迄之通二可有御座と申仁も在之候、若当地も江戸表同様二被仰出候ハ、大騷
動可仕と噂仕候事二御座候、何卒風説之通其御地・当地共是迄二相替儀無御座候様奉祈候事二御座候
一、延享寅年之御触其御地者如何御座候哉、爰元心得二承り度候間、其節之様子御聞及之儀も候ハ、被仰聞候様致
度候、其御地も金銀出入二而身上限と申儀者無之様二も及承候、左候へ者、猶更心痛成儀二御座候、何れ当地御
触出不申候半而ハ難相分御座候得共、前書之趣承り候二付、不取留義二御座候へ共、先右之段得御意度如此御座
候、以上⁷⁾

九月廿日

傍線部の概要は、以下の通りである。延享三年令が江戸で発令されたとき、大坂においても通達があったとのことな
ので、大坂両替店の手代が延享三年令の写書を外方で筆写し、今夕京都呉服店に送達した(①)。延享三年令について
は大坂にも触れ出されたが、江戸だけの発令であることを心得るようにとの文言であった(②)。大坂法(「大坂表之

法」の場合、金銀出入⁽⁸⁾については契約後一〇年経ったものは受理されず、出訴に及んだときは内容によって定法通りの返済期限が命じられ、そのうえで債務不履行であれば身代^{しんたい}限り（債務弁済強制）が命じられることになっている（③）。江戸法の場合、金銀出入（金公事に相当）についてはすべて切金に命じられ、町人身分に対しても身代限りは命じられないとのこと（④）。このため（江戸においては）「古借出入」が数限りないので、相对済まし令が発令されたのではないか、「古借出入」が少なく身代限りが原則の）大坂においては裁許はこれまで通りであろうと主張する町人もいる（⑤）。もし大坂においても江戸と同様に（相对済令が）発令されたならば、大騒動が起きるはずという噂もある。何とんでも風説の通り、京都・大坂ともにこれまでと同様（相对済令の適用外）になるよう祈念している（⑥）。

結局、大坂においては九月二二日に「右者江戸表二而之取捌相改候儀二而、於当表者是迄二相替候儀無之候間、心得迄二触知らセ置候、右之通三郷町中可知触者也⁽⁹⁾」、京都においては一〇月に「右之通於江戸表者取捌之儀御改有之候間、心得迄二此旨山城国中江可相触者也⁽¹⁰⁾」という奥書が付された形で、寛政九年令の全文が触れ出された。大坂両替店の場合、「二昨夕当地御触流し在之、是迄二相替儀無之段被仰出、先以致安心候、則御触書差登申候、御一覽可被成候、此間々世上一統騒々敷御座候処、右御触出候而、穩二相成申候⁽¹¹⁾」と江戸両替店に報告した。延享三年令と同様、寛政九年令が京都・大坂においては適用外であることが公示されたのである。

以上から、大坂法の特徴を整理する。大坂法の第一の特徴は、大坂町奉行所が契約後一〇年が経過した金銀出入を受理しないことである。対して江戸法の場合、江戸町奉行所は契約後五〇年が経過しても金銀出入を受理する⁽¹²⁾。大坂町奉行所の与力の一人は、江戸法においては相对済令が当然と考え、契約後一〇年の出訴制限があり、訴訟数が累積しにくい大坂法においては相对済令は不要であると認識していた。この契約後一〇年が経過した金銀出入を大坂町奉行所が受理しないという出訴期限は、従来の法制史研究においても指摘されてきたことだが、大坂町奉行所だけでなく、大坂

両替店をはじめとする大坂町人も、その出訴期限を認識していたことが重要である。

大坂法の第二の特徴は、江戸では金公事に分類される金銀出入であっても、債権者が出訴し、大坂法の定めた返済期限までに債務者が債務を履行できなかった場合、身代限りが執行されることである。対して江戸法は、長期化する分割返済を命じるとどまり、身代限りは執行されないと大坂両替店から認識されていた。⁽¹⁴⁾ 大坂町人の一人（およびその主張を採用した大坂両替店）は、切金を採用し「古借出入」が累積する江戸法だからこそ相対済令が発令されたと考え、切金を原則採用せず「古借出入」が累積しない大坂法においては相対済令は適用外と認識していた。

2 大坂法における身代限りの執行条件と債権保護の優劣——法令や問答集から

享保五年（一七二〇）令 金銀出入に関する取り扱いを体系的に定めた法令としては、享保五年令が著名である。当該法令については、大坂町奉行が大坂三郷町中に対し享保五年一〇月三日に公布し、享保六年（一七二二）正月から施行することを宣言した。⁽¹⁵⁾ 享保六年正月一日には、大坂町奉行が与力・同心に享保六年令の補足（組触）を伝達した。⁽¹⁶⁾ そして、享保七年（一七二二）一月に至ると、同心支配に対し、享保五年令の改正内容をまとめた「御仕置覚書」を「仲ヶ間中」で回覧するよう伝達した。⁽¹⁷⁾ この「御仕置覚書」が享保五年令改正を知る基本文献である。この写本にはいくつかの類書が存在するが、また本文が紹介されていない三井文庫所蔵のものを用いる。

金銀出入に関する訴訟手続——享保五年（一七二〇）令の場合 まず、起訴後の日限返済命令、身代限りに至るまでの手続について確認し、あらためて出訴期限にも言及しておく。

〔史料18〕「大坂御仕置録 上」（H二二二—北—七〇）。

享保六辛丑年々大坂御仕置覚書

金銀出入之事

一、式度目対決之上、日切申付候次第^①

輕キ者二ヶ月 六拾日

但、銀高拾貫目已下

中分五ヶ月 百五拾日

但、銀高拾貫目以上方五拾貫目迄

重キ者十二ヶ月 三百六拾日

但、銀高五拾貫目以上

右日切之上二而茂不埒之者ハ手鎖を掛、三十日過候者身体限り可申付候、右日限之内、過半も濟寄候者、又始之^②

日数程日切を延し、其上二而手鎖懸ケ可申事

大坂町奉行所は、債権者（原告）からの起訴行為完了を認めた訴状（大坂町奉行所による裏書捺印済みの訴状）を債務者（被告）側に下達し、召喚したあと、一度目の対決を命じる^③。そのとき、二度目の対決までに返済すべき日限として、債務銀高一〇貫目までについては六〇日、一〇貫目から五〇貫目までについては一五〇日、五〇貫目以上については三六〇日を命じる（①）。日限を超えても債務不履行の場合、債務者に手鎖（手錠）を掛け、向こう三〇日間の返済日限を命じる（②）。それでも債務不履行の場合には、債務者に身代限りを命じる（③）。ただし、②の日限中に債務者が債務元金の過半を返済すれば、もう一度②の手順をふんで日切を命じる（④）。

〔史料19〕「大阪御仕置録 上」（H二二一—北—七〇）。

一、金銀出入滞拾ヶ年之内訴出候ハ、裁許可申付候、十ヶ年過訴出候ハ、奉行所ニ而取捌不申、相对次第可申渡候事

契約後一〇年が経過した金銀出入については、大坂町奉行所は受理せず、当事者間で解決しなければならない。なお、享保一〇年（一七二五）には、家質についても、大坂町奉行所は契約後一〇年が経過した訴訟を受理しなくなった。⁽²⁰⁾

身代限りに関する取扱——享保五年（一七二〇）令の場合 次に提示するように、身代限りの執行についても、大坂町奉行所は細かい規則を設けていた。

〔史料20〕「大阪御仕置録 上」（H二二二—北—七〇）。

一、身体倒家財不残負セ方江相渡シ配分仕度与願出候共、相对者格別、奉行所ニ而取扱不申事

身代限りの執行により、債務者が複数の債権者に対し財産（動産・不動産）を配分する場合、その配分方法については大坂町奉行所は関与せず、当事者間で決定する。

〔史料21〕「大阪御仕置録 上」（H二二二—北—七〇）。

① 一、身体限り渡さセ候者、残人有之、^(銀₂₁)負人重而身体取直し候節、可済由跡手形取置、重而訴出候共、取上申間鋪候事

② 但、金銀出入ニ而身代限り渡さセ候時、諸色売払懸ケ目安之者請取之残銀、重而負人身体取直し、居住を構候を見届、訴出候者、又定式之通可申付候、尤願人を先二立候儀ニ而ハ無之、何れ成共負せ銀有之者、願出

次第可申付事

債務者（被告）が身代限りの財産を債権者（原告）に渡しても債務が残ったので、当該債務者が経営を立て直した場合に残額弁済するという手形を当事者間で取り交わし、債権者がそれを証拠に出訴に及んだとしても、町奉行所は当該

訴訟を受理しない①。ただし、財産を受け取っていない（訴訟の順番待ち状態であった）債権者が、経営を立て直した債務者に対し金銭債権の給付訴訟を起こすことは可能である②。このように、身代限りの財産を渡した被告と身代限りの財産を得た原告の債務・債権関係は解消されたことから、身代限りは免責主義をとったことがわかる②。

〔史料22〕「大阪御仕置録 上」（H二二一—北—七〇）。

一、身体限り相渡家屋敷売払候時、町中二分一銀取不申様ニ可申付事

身代限りにより、債務者が債権者に対し家屋敷の所有権を移転する場合、家屋敷所在地の町中は当該債権者から歩一銀（台帳切替手数料²³）を受け取ってはならない。

〔史料23〕「大阪御仕置録 上」（H二二一—北—七〇）。

一、身体限渡させ候時、願人武家并寺社二候ハ、惣代遣シ、年寄・丁人立会相改候上、売払、代銀丁人²⁴為相渡可申事

一、願人丁人・百姓二候者、惣代遣シ、年寄・丁人立会、諸色封印致させ、願人江引為渡可申事

身代限りの財産を受け取る債権者が武家か寺社の場合、惣代（大坂三郷惣会所勤務の町人）が派遣され、年寄・町人が財産を点検したうえで売却し、（債務者ではなく）立会の町人が代銀を債権者に渡す①。債権者が町人・百姓の場合には、年寄・町人が財産を点検したうえで封印し、債権者に引き渡す②。よって、大坂町奉行所が身代限りの執行に人員を割くことはなく、大坂での身代限りは大坂町奉行所にとって費用を要しない方法であった。

書入と質入 少なくとも大坂町奉行所が作成した触書、書類には、書入と質入は明確に区別されていた。両者は江戸という金公事か本公事かではなく、身代限りの際に優先弁済があるか否かで明確な差異があった。換言すると、身代限りの財産に質入債権（質権）が設定されていた場合、複数の債権者がいたとしても、質入主は当該財産により優先的に

弁済を受ける権利を持った。⁽²⁴⁾このように質入質権は優先弁済を受ける権利を備えていたが、以下で述べるように、原告が金銭貸借契約を質入債権として大坂町奉行所に認めてもらうためには、法に準拠した契約書（証文）を完備している必要があった。契約書に遺漏や不備があると質入債権とは認められず、その場合には書入債権として処理された。この点をよく知ることができる史料が『大坂堺問答』である。これは、享和三年（一八〇三）、堺奉行所が大坂町奉行所に對して出入筋全般に関する問い合わせをし、それを受けた大坂町奉行所が文化二年（一八〇五）に回答した問答集である。⁽²⁵⁾以下、大坂町奉行所の回答（「此儀」からはじまる部分）も引用し、質入債権の性格を確認しておく。

〔史料24〕『大坂堺問答』⁽²⁶⁾。

一、家質出入者、証文ニ役人并五人組加印有之候ハ、銀高二応濟方申付、日切証文ニも年寄・五人組加印可申付候、日切過出入不濟候ハ、家質致帳切、相渡候様可申付候

但、家質証文役印之儀、在方者庄屋・年寄、町方者年寄・五人組〔之加印無之者勿論、年寄・月行司老人之加印又者五人組〕⁽²⁷⁾証文等之加印証文ニ候ハ、質物ニ不相立、書入〔出入〕⁽²⁸⁾ニ可取捌候、尤家質主年寄ニ候ハ、月行司・五人組、在方者庄屋・年寄候ハ、頭百姓或惣百姓代等之加印有之候ハ、役印ニ可相立候
（後略）

此儀、当表（大坂）も同様取計申候、併町年寄之儀者、右役中者組合外之儀ニ付、家屋敷質物ニ差入候而も、兩隣之もの并月行司致奥印候、町年寄ニ不相立以前質物ニ差入、年寄・五人組連判ニ候共、当時年寄相勤居候ハ、兩隣・月行司為相手取候、依之年寄中役之質物も、退役之上者五人組為相手取申候

〔史料25〕『大坂堺問答』⁽²⁹⁾。

一、証文家質之文言ニ而、役印無之分ハ質物難相立、書入証文ニ而借金銀出入同様、定例之通日切濟方申付、外出

入有之候ハ、身体限之節、右家屋敷とも外為負方一同江配分可申付候

此儀、於当表（大坂）も同様取計申候

但、外出入有之候ハ、身体限之節、右家屋敷も外為負方一同江配分被申付候与之訳者、本文書入証文之出入
 与同日願之類、一同日切御申付置候時者、身体限之節、配分被御申付候与之儀与相心得申候

家質債権給付訴訟が提起された場合、大坂町奉行所は、債務銀高に依じて返済日限を命じ、日切証文にも年寄・五人組の加印を申し付ける。日限を過ぎても債務不履行の場合には、質権が設定された家屋敷の所有権を原告に移転するよう命じる①。ただし、家質証文に押される役印については、在方（村方）は庄屋・年寄、町方は年寄・五人組の加印がない証文はもとより、年寄か月行司が一人のみ加印、または五人組のみ加印した証文であった場合には、質入債権とは認めず、書入債権として処理すべきである②。証文の記載内容が家質契約の文言であっても、役印が押されていない証文については質入債権として認めがたく、（給付訴訟が提起された場合）書入証文として取り扱い、通常金銀出入と同様に定例の通り返済日限を命じる。仮に当該被告に原告（債権者）が複数いたときには、身代限りの際、家屋敷も（その売却金をもって）複数の原告に配分させる③。

このように証文に役印がなかった、あるいは役印として不備があった場合には、契約当初に当事者間の合意で物的保証（動産・不動産）に質権を設定したとしても、訴訟時には質入債権として大坂町奉行所に認められなかった。その場合、当該契約は書入債権として処理され、以下で詳述するように、優先弁済などの質入債権の効力を発揮することなく、複数の債権者がいたときには物的保証の配分がなされた。契約自体が証文の文言、加印の有無などによって質入か書入かに分類されることは、幕府農地法の質地契約にも見られる。しかし、これは本公事か金公事かの違いであった。債権が本公事として認められると、相対済令の対象にならず、切金弁済制などを適用されない。この点で本公事は債権保護

が相対的に強かった。⁽³⁴⁾ 本公事か金公事の区別がないといわれる大坂法においても、質入か書入かの分類があり、質入は次に述べる優先弁済、他者との訴訟中の債権保留などの優位性を備えた点で、書入との純然な区別を有した。

質入債権の優位性（1）——享保五年（一七二〇）令の場合 身代限りの際に、質入債権が備えた優先弁済について確認しておく。

〔史料26〕「大阪御仕置録 上」（H二二—北—七〇）。

一、身体限り渡させ者、⁽³⁵⁾家屋敷家質二入有之者、家屋鋪売払、家質本銀・利銀共質取主方江請取、売へきを身体限り之方江受取候様ニ申付候事

但、家屋敷ニ而質取主江受取候者、利銀申付〔間敷〕候事

債権者A（原告）への債務不履行を起こし、身代限りを命じられた債務者（被告）が債権者Bに対し家屋敷を家質に入れていた場合、債権者Aは当該家屋敷を売却し、その売却金のうち、家質債権の元利金を債権者Bに渡す。元利金を渡したあとの残金（余銀、売片）を債権者Aが受け取る①。ただし、債権者Aは家屋敷自体を債権者Bに引き渡すこともでき、その際には債権者Bは債権者Aから利銀を受け取らない②。

〔史料27〕「大阪御仕置録 上」（H二二—北—七〇）。

一、諸船并酒株、風呂株、茶屋株、煮売株類質物二入有之者、身体銀之時者、年寄・五人組加判証文次第質取主江可遣事

債権者A（原告）への債務不履行を起こし、身代限りを命じられた債務者（被告）が債権者Bに対し株類を質物に入っていた場合、債権者Aは債権者Bに当該株類を渡す。

質入債権の優位性（2）——文化二年（一八〇五）大坂町奉行所回答の場合

〔史料28〕『大坂堺問答』⁽³⁶⁾。

一、金銀出入、手鎖又者押込中、不相濟旨双方断出候ハ、相手身体限り申付、請取渡相濟候上、其段尚又可断出^①旨可申渡候、相手之者家質又者田畑等質物ニ取置候旨、先達断置候もの有之ハ、其者も呼出、請取渡之場所江立^②会、質物直段相極、元利受取、余銀有之者願人江可相渡候、質物直段余銀無之候ハ、相对次第質物可請取旨申渡、請取渡相濟候旨、一同断出候ハ、可聞届候^③。

^④此儀、於当表（大坂）も御書面之振合ニ取計候得共、家屋敷田畑等質物ニ取置候旨断之類之儀者、身体限り申渡之節、証文改之上、質物ニ無紛ニをみてハ、願人儀質物望ニ候へ者、元利相立、請取候共、相对次第可渡旨申渡候

債務者（被告）が債権者A（原告）と金銀出入になり、手鎖、押込を経ても債務不履行であった場合、堺奉行所は債務者に身代限りを命じる。そして、財産の引き渡しが行われたら、そのことを報告するよう申し渡すはずである（①）。仮に債務者から財産を質に取っていたことを前もって届け出た債権者Bがいたならば、債権者Bも呼び出し、財産の引き渡し場所に立ち合わせる。（債権者たちは）質権が設定された財産の売却金額（または予想売却金額）を決め、債権者Bが債権者Aから質入債権の元利金を受け取る。財産の売却金から元利金を渡したあと、なおも残金があったときには債権者Aが残金を受け取るべきである（②）。（契約当初よりも価値が低落し）質権が設定された財産の売却金額から元利金を差し引くと残金がないとき（とくに元利金さえも充当できないとき）には、債権者Aと債権者Bの合意のうえで、債権者Aから債権者Bに質権が設定された財産そのものを引き渡してもよいことを堺奉行所が申し渡し、引き渡しが済んだことを当事者一同から報告を受ければそれを聞き届ける（③）。

大坂町奉行所も上記のような取り扱いは、（債権者Aとの金銀出入中に）身代限りの財産に質権が設定されていることを債権者Bが届け出た場合、身代限りを命じる際には、債権者Bと債務者の取り交わした証文を点検する。そ

れが質契約に間違いなければ（質証文としての不備がなければ）、債権者Aが質物自体の取得を希望したときには質入債権の元利金を債権者Bに渡し、質物自体を受け取ってもよいし、（債権者Aが質物自体の取得を希望しないときには）債権者Bとの合意のうえで質物自体を債権者Bに引き渡してもよいことを申し渡す（④）。換言すると、たとえば債権者Bに対し債務者が家屋敷を家質に入れている場合、債権者Aは家屋敷を債権者Bに引き渡すか、あるいは家屋敷自体を取得したいときには家質債権の元利金を債権者Bに渡すか、いずれかの選択をしなければならない。

〔史料29〕『大坂堺問答』⁽³⁷⁾。

此儀、金銀出入日切中、質物銀願出候ハ、裏書差遣、右訴状中先訴出入、押込ニ相成候へ者質物訴状浮置、^②追而押

込切日二至、先訴身体限申付候時ハ、定式之通質物之儀、身体限取主望ニ候ハ、質銀元利相立、^(切日)請取

候共、又ハ質取主江（質物を）相渡候共、相对次第之旨申渡候、且又質物出入日切中、預金銀之方日切早ク候ハ、

質物出入切日迄浮置、質物出入切日之節、帳切申付、金銀出入之方定式之通申付候、尤金銀出入日切申付置候者相

手取、奉公人出入願出候節ハ、給金之出入ニ而も、先訴無構裏書差遣、給金出入者日切之上、先訴身体銀之節、配

分申付候、金銀出入之方後訴ニ而奉公人給金出入之方先訴ニ候ハ、御書面之通、於当表（大坂）も同様取計申候、

勿論給銀ニ不拘、奉公人出入ニ候ハ、先訴後訴之無構取計申候

債務者（被告）に対する債権者A（原告）の書入債権給付訴訟（先訴）⁽³⁸⁾の返済日限中に、当該債務者に対し債権者B

が質入債権給付訴訟（後訴）を起こした場合、大坂町奉行所はそれを受理し、先訴で債務者が手錠・押込になったとき

には後訴の債権を保留する（①）。そして、そのあと先訴で身代限りに至ったときには、債権者Aが質物を債権者Bに

引き渡すか、あるいは質入債権の元利金を債権者Bに渡すか、いずれであっても当事者間で決めるように申し渡す

（②）。一方、（債権者Cによる書入債権給付訴訟と債権者Dによる質入債権給付訴訟とが同日提起で）書入債権給付訴

訟の返済日限のほうが多い場合、書入債権給付訴訟の返済日限は質入債権給付訴訟の返済日限まで保留され、その日限になっても債務不履行であったときには、（債権者Cの意思に關係なく）質物の所有権が債務者から債権者Dに移転する⁽⁴¹⁾。換言すると、債権者AまたはCが先訴でない場合、債権者AまたはCに選択権はない。

家質債権の特徴——文化二年（二八〇五）大坂町奉行所回答の場合 これまでおもに家質債権が備えた優先弁済について明らかにしてきたが、それ以外にも、家質債権は一般的な書入債権とは異なる特徴を有していた。

〔史料30〕『大坂堺問答』⁽⁴²⁾。

一、家質出入日切申付候内半銀相済、双方日延願聞届候後、右日限之内二不相済候旨訴出候ハ、初相済候半銀ヲ家質置主江為差戻、家屋敷致帳切相渡候様可申付候

此儀、当表（大坂）二而者日延願者不承届、家質出入之儀者過半済も不承届候

家質債権給付訴訟の場合、債務者（被告）が所定の日限までに債務額の過半を返済したとしても、大坂町奉行所は再度の返済日限設定を認めない。これも、帳切（強制執行）までの日限の延長がないという点では、家質債権の優位性の一つといつてよいかもされない。

〔史料31〕『大坂堺問答』⁽⁴³⁾。

一、家質銀及出入二、右家屋敷願方江相渡度旨申立候処、家屋敷之銀高不引足候故扨与申立、銀子二而請取度旨、願方申立候共、不相立候間、家屋敷請取候様可申渡候

此儀、当表（大坂）ニおゐても同様取計申候

家質債権給付訴訟で債務者（被告）が引当家屋敷を債権者（原告）に引き渡す際、引当家屋敷の売却見込額が債務残高に足りないなどの理由により、債権者が貨幣で返済を受けたいと申し立てても、大坂町奉行所は債権者に対し家屋敷

自体を引き取るよう指示する。換言すると、家賃契約の場合、債権者が給付訴訟を起こしても、貨幣での給付を得られることはない。先述した通り、ほかに債権者がいたときには、その債権者を通して貨幣で受け取る場合がある。

御為替貸付債権の保護と優位性 多くの場合、御為替（とくに延為替）貸付の契約文言は書入に相当したが、通常の書入債権よりも種々の面で手厚く保護された。以下で述べるように、その優位性は、優先裁許、返済日限の最短固定、返済日限の即日命令、手代の連帯責任に大別することができる。⁽⁴⁵⁾ なお、ここでは新たに「評儀帳」の各項目、「御用帳」に記された大坂両替店の回答を引用する。前者は、大坂町奉行所の裁判記録であり、先例の確認・検索用として用いられた。⁽⁴⁶⁾ 後者は、寛政四年（一七九二）一月、京都東町奉行所から三井組に対し、御為替債権給付訴訟の手續や裁許の前例について問い合わせがあり、大坂両替店が大坂での前例を京都両替店に回答した書状の写しである。⁽⁴⁷⁾

〔史料32〕「大阪御仕置録 上」（H二二—北—七〇）。

一、金銀出入候者、日切申付置候者江為御替金銀之為下替相滞候段訴出候時者、最前申付候日限証文者差留、為御替之方江六十日之日切可申付、是者金銀高二よらす右之通申付候事

〔史料33〕「評儀帳」⁽⁴⁸⁾、宝暦五年（一七五五）九月決定。

一、紀州為替日切申付有之者江、為御替滞願
（朱書）
先為御替之方申付、済候上、紀州之方

但、御城代伺

〔史料34〕「御用帳」、寛政四年（一七九二）大坂両替店回答。

一、寛政四年子十一月八日京都内無番状至来、左之通

一、当地北印を両御役所へ御印其外諸名目御日限并御替等之儀如何取計候哉、夫二付存入之儀被申出候様被仰渡

候由、依之引当ニ入有之候焼地面ニ而も貸方江相渡、濟切ニいたし候様被仰付候ハ、融通可宜哉之旨御沙汰御座候由、御隱蜜^(密)ニ而致承知候、然ル処東公事方より御印江戸・大坂御裁許之儀別紙之通御尋有之候間、先例委敷可被仰聞候、縦ひ宜敷例申出候様致度候間、先訴引戻し等之訳御吟味可被仰聞候、当地御印相滞之節、御答等も被仰付、蔽敷御座候処、弛ミに可相成哉と急度心痛候事御座候

一、右之儀此度豆州様御上京ニ付、御沙汰可被遊哉之様ニも相心得申候、御印障りに不相成候様希候事御座候、以上

十一月七日

追啓

一、右之儀十人組へ御沙汰御無用ニ可被成候、此方江斗内々御尋之様ニも相聞得申候、已上

別紙

江戸表ニ而御為替金銀滞有之、三井組・十人組方御取立相願候節、日限并御答被仰付候儀有之候ハ、承度候事

一、大坂表同断之事

大坂方返答書

一、御印相滞御取立願上候得者、即日相手方被召出、於御前六十日限濟方被仰付候事

但、引当^(抱)之有無、銀高多少ニ不抱、六十日限被仰付候、且諸名目銀其外諸懸り先訴有之候而も不殘御引上ニ相成、御印濟方被仰渡候事

一、右六十日限之内、相済不申候時者、三十日押込被仰付、右押込中二も相済不申候時者、身上限此方へ請取候

様被仰渡候事

但、右六十日限之内、本銀高過半済致候時者、其日々又々六十日限被仰渡候、残銀不相済候時者、三十日

押込、身上限り等本文同様被仰渡候事

右之通為申登候事

〔史料35〕「評儀帳」⁽⁴⁹⁾、寛政八年（一七九六）一月決定。

一、切金中身代限渡度申もの、家屋敷引当二而為御替銀借り請居ル

為御替名代江引当受取候哉与尋候所、銀高二不引足、別段願度旨申之願付候付、申立二抱ラス切金之出入浮置

〔史料36〕「評儀帳」⁽⁵⁰⁾、享和元年（一八〇一）五月九日決定。

一、平出入切金中、為御替日切中之もの切金難取続、身体銀渡方

為御替江渡、切金之出入引上

第一に、優先裁許である。以上の史料から該当部分を要約すると、次の通りになる。債務者（被告）に対する債権者A（原告）の書入債権給付訴訟（先訴）の日限中に、当該債務者に対し債権者Bが御為替債権給付訴訟（後訴）を起した場合、大坂町奉行所は先訴を不受理（順番待ちの状態）とし、後訴の債務を履行するよう債務者に命じる。換言すると、御為替債権給付訴訟は常に先訴扱いとなる。なお、明和三年（一七六六）改正より前および天明八年（一七八八）改正以降の場合、債権保護が優遇されていた名目金債権給付訴訟⁽⁵¹⁾が先訴であっても、大坂町奉行所は当該先訴を不受理とし、御為替債権給付訴訟の債務を履行するよう債務者に命じる⁽⁵²⁾。例外として、債権者Aへの切金を履行し続ける債務者⁽⁵³⁾に対し、債権者Bが御為替債権給付訴訟を起し、当該債務者が身代限りを命じられる場合がある。このときも、

大坂町奉行所は債権者Aへの切金を不受理とし、先に御為替債権給付訴訟の債務を履行するよう債務者に命じる。

第二に、返済日限の最短固定である。以上の史料から該当部分を要約すると、次の通りになる。債務銀高の大小に係なく、大坂町奉行所は御為替の債務者（被告）に六〇日の返済日限を命じる。これは、通常金銀出入における返済期限の最短（「軽キ者」、六〇日間）に相当する。返済日限を過ぎても債務不履行の場合、大坂町奉行所は通常金銀出入と同様、債務者に三〇日間の手錠・押込を命じ、それでも債務不履行のときには身代限りを命じる。

〔史料37〕「評儀帳」、安永四年（一七七五）六月十九日決定。⁽⁵⁴⁾

一、為御替相手呼出方

（朱書）町内者朝五ツ半迄之願者即日、右刻限過候ハ、翌日、併当日間二合候所者即日二而も、在方ハ近廻りも翌日

第三に、返済日限の即日命令である。通常金銀出入の場合、大坂町奉行所は出訴日から三〇日後に債務銀高に応じた返済日限を命じるが、御為替債権給付訴訟の場合、原則として出訴の当日に六〇日の返済日限を命じる。

〔史料38〕「評儀帳」、寛政元年（一七八九）一〇月二七日決定。⁽⁵⁶⁾

一、為御替滞、相手主人与店手代

（朱書）為御替之儀者重立候店手代為致連判候由、外出入とも違候付、親子連判之取計ニ准、一所ニ為請、押込等之上、不済節者、所持之雜物為渡候積

第四に、手代の連帯責任である。一般的な金銀出入と違い、御為替借入証文に連判した主人と手代は親子連判と同様であり、当該主人が債務不履行の場合、大坂町奉行所は主人だけでなく手代にも押込や身代限りを命じる。通常、債務者として金銭貸借証文に連印するのは、せいぜい親と子であり、主人と手代が連印することはない。

御為替債権給付訴訟による身代限りと家質債権 先述した通り、家質債権者は、後訴であっても、身代限りの際には

質権を設定した家屋敷が家質債権の元利金を優先的に受け取ることができた。では、身代限りを受け取るのが御為替債権者であり、当該債務者が別の債権者に家質を入れていた場合には、家質債権はどのように処理されたのか。

〔史料39〕「大阪御仕置録 上」(H二二—北—七〇)。

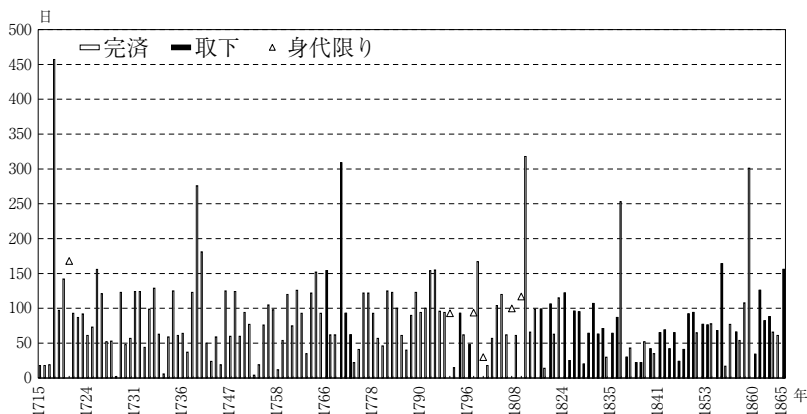
一、為御替之下替滞^(為脱)、身体限りニ申付候時者、家質本銀・利銀共質主方江受取セ申候事

債権者A(原告)への御為替債務不履行を起し、身代限りを命じられた債務者(被告)が債権者Bに対し家屋敷を家質に入れていた場合、債権者Aは家質債権の元利金を債権者Bに渡さなければならぬ。この享保五年(一七二〇)令では残金の記載がないが、これまで指摘してきたように、元利金を渡したあとに残金があれば債権者Aは残金を受け取り、債権者Aの希望次第では質権が設定された家屋敷を債権者Bに引き渡すこともできたと思われる。最大級の債権保護を受けた御為替債権であっても、質入債権の優先弁済には対抗できなかったことがわかる。

したがって、基本的に大坂両替店は、引当家屋敷の価値が高い(または高くなる)と判断した場合には家質貸を選択し、一方で、引当家屋敷の価値が低い(または低くなる)との判断であっても、債務者の所有財産が多いと判断した場合には御為替貸付を選択したはずである。なぜなら家質契約にすると、仮に相手が多重債務者であっても、最低限、家屋敷自体の優先弁済を受けることができたからである。これに対し、たとえば給付訴訟時、引当家屋敷の価値が契約時に比べて大幅に低くなっていた場合、家屋敷自体を受け取っても大坂両替店は大きな損失を計上することになる。

3 御為替債権をめぐる大坂町奉行所の訴訟手続の変遷——大坂両替店の訴訟記録から

完済が取下か身代限りか「御用帳」に記載のある正徳四年(一七一四)一月から元治二年(一八六五)三月までの一八三件の御為替債権給付訴訟記録のうち、出訴日から解決日までが判明する正徳五年二月から元治二年三月までの



第8図 三井大坂両替店の御為替債権給付訴訟の解決日数——正徳5年（1715）11月～元治2年（1864）3月の場合

出典）正徳4年「御用帳之控」（別1743-7）、享保8年「御用帳」（本342）、寛政6年「御用帳」（本343）、天保6年「御用帳」（本344）。

一五七件を選び、それらの解決日数を図示したものが第8図である。ここでは、完済（債務残高を貨幣か抵当引渡で返済した場合）、取下（当事者間の示談で出訴を取り下げた場合）、身代限り（財産差し押さえの執行）に区別した。なお、かつて賀川隆行⁵⁸も、大坂両替店の訴訟記録を分析したが、分析時期については明和二年（一七六五）から文政二年（一八一九）までであり、时期的特徴に十分に目配りしていないので、以下で詳細に取り上げておく。

解決日数 解決平均日数は八六・九二日（一五七件）であり、解決の別で見ると、完済については八八・四日（一一〇件）、取下については八一・〇日（四二件）、身代限りについては一〇〇・三日（六件）である。ここでは、さらに时期的な特徴を分析するにあたって、享保五年（一七二〇）令前後か否か、完済と取下の割合はどうかという点に着目しておきたい。とくに後者については、概ね一八二〇年代以降、取下の割合が激増し、身代限りの執行も文化五年（一八〇八）を最後に見られなくなる。よって便宜的に、I期は享保五年（一七二〇）まで、II期は享保六年から文政二年（一八一九）まで、III期は文政三年以降という区分をしてみる。

I期の解決平均日数は一二五・一日（六件）であり、最短一八日、

最長四五七日である。解決方法については、身代限りは見られず、すべて完済であった。

Ⅱ期の解決平均日数は八九・二日（二〇一件）であり、解決の別で見ると、完済については八五・九日（八八件）、最短二日、最長三一八日、取下については一二二・六日（七件）、最短四八日、最長三〇九日、身代限りについては一〇〇・三日（六件）、最短三〇日、最長二六八日である。巨視的に捉えると、概ね一五〇日前後までには解決、とくに完済に至っており、①六〇日の返済日限、②過半返済で再度六〇日の返済日限、③手錠・押込（病気の場合、押込）で三〇日の返済日限という最大一五〇日の猶予の間に解決に至っている。

Ⅲ期の解決平均日数は七七・七日（五〇件）であり、解決の別で見ると、完済については八八・六日（二六件）、最短一七日、最長三〇一日、取下については七二・五日（三四件）、最短二〇日、最長一六四日である。完済の解決平均日数はⅡ期のそれとほぼ変わらないが、取下の解決平均日数はⅡ期のそれと比べて大きく減少している。

訴訟手続

I～Ⅲ期に分けて、それぞれ特徴的な事例を提示し、手続の違いを見る。

〔Ⅰ期A〕享保元年（二七一六）七月二六日出訴の事例。

被告は北草屋町二丁目の布袋屋三之丞（代判又兵衛）・同手代利兵衛であり、債務残額は銀二〇貫目であった。七月二七日に①五日切（大坂町奉行所による五日の返済日限命令）、八月二日に②五日切、八月七日に③五日切、八月一二日に④五日切を経て、八月一三日に⑤完済となった。

〔Ⅰ期B〕享保二年（二七一七）六月二六日出訴の事例。

被告は大川町の鋳^し万津屋宗左衛門・同手代藤兵衛であり、債務残額は銀三〇貫目であった。六月二六日に①五日切、七月一日～八月一八日②五日切の連続（六回程度）、八月一九日に③宗左衛門と手代喜兵衛・藤兵衛手錠（「過怠手錠」、翌年一〇月二日に④完済となり、手錠（「過怠」）が免除された。

I期の手続を整理する前に、まず、享保五年令以前の金銀出入に関する訴訟手続について確認しておく。これについては、明和三年（一七六六）、老中の諮問（大坂法を江戸法に準拠することの可否）に対し、大坂町奉行が改正前の手続を述懐した記述からしか判明していない。⁵⁹ それによると、対決のうえ、大坂町奉行所は債務者（被告）に三〇日の返済日限を命じ、当該日限を過ぎても債務不履行の場合、二〇日、一〇日、五日と日限を短縮しながら一二〜一三回も返済日限を命じるという「緩慢な手続」であった。それでも債務不履行のときには、債務者に無期限で手錠を掛け、当事者間で解決し手錠を免除するか、被告人が「身体倒」れるまで放置するか、いずれかの処置をとったという。⁶⁰

このような金銀出入と比べると、I期の御為替債権給付訴訟に関する手続の特徴は、最初から五日の返済日限が命じられたことである。AとBの以外にも四件が五日切から命じられ、B以外にも含めると、概ね五〜七回程度で手錠（過怠）が命じられた。これらの点から、享保五年令前においても、書入債権よりも御為替債権は優遇されていたといえてよい。ほぼ出訴の当日か翌日に返済日限が命じられた点も、その優遇の一環であった可能性がある。ただし、御為替債権給付訴訟であっても、身代限りは命じられず、史料文言を素直に受け取ると債務者が一年間も手錠を掛けられた例もある（B）。したがって、債務者が手錠を受け入れ続ければ、一年以上も返済期限を延ばすことが可能であった。

〔II期A〕享保九年（一七二四） 一二月二日出訴の事例。

被告は嶋町二丁目の灰吹屋甚兵衛・同甚左衛門であり、債務残額は銀六貫目であった。一二月二日に①六〇日切（大坂町奉行所による六〇日の返済日限命令）、翌二月二日までに②銀三貫一〇〇匁返済、二月二日に③過半返済のため六〇日切、三月二日に④銀二貫七〇〇匁返済、四月一日に⑤残銀二〇〇匁返済で完済となった。

〔II期B〕寛保元年（一七四一）九月二日出訴の事例。

被告は材木町の河内屋八右衛門・大塚屋八郎右衛門であり、債務残額は銀一〇貫目であった。九月一〇日に①兩名に

別の出入が提起されたことを大坂両替店が知り、大坂町奉行所に引当物売却の延期を申告した。九月某日に②兩名二重家質のため牢舎、翌年三月二三日に③八右衛門は町中引廻し磔、木屋武兵衛（印鑑・証文偽造）は町中引廻し磔、八郎兵衛は磔、木屋武兵衛親武兵衛（印鑑管理不十分）は諸色取上、大塚屋八郎右衛門（印鑑管理不十分）は撰州所払い、河内屋徳右衛門（印鑑管理不十分）は流罪、播磨屋九郎兵衛（口入）・筆屋伊右衛門（口入）・播磨屋善兵衛（口入）は流罪となり、五月一五日頃に④大坂町奉行所が収公物の売却銀から銀二〇貫目を大坂両替店に下げ渡した。

〔Ⅱ期C〕寛政五年（二七九三）八月一〇日出訴の事例。

被告は、百間町の志布子屋喜兵衛・同別家手代志布子屋幸七であり、債務銀高は銀四〇貫目であった。八月一〇日に①六〇日切、一〇月一日に②三〇日切（病気のため押込）、十一月二日に③身代限り命令となり、同日に④家屋敷三か所と家財二〇九点が、大坂両替店に引き渡された。

〔Ⅱ期D〕享和元年（二八〇二）四月一五日出訴の事例。

被告は、富田屋町の平野屋又兵衛・同手代九兵衛であり、債務残額は銀四一八貫九〇〇匁であった。四月二二日に①六〇日切のはずであったが、大坂両替店は、兩名には別の金銀出入で身代限りを命じる可能性があることを大坂町奉行所から伝えられ、兩名に対する書入債権と引当物があることを大坂町奉行所に申告した。五月八日に②別の金銀出入で身代限り命令となり、五月一四日に③家屋敷、秋田藩、佐賀藩、福山藩の借状、家財七一点が大坂両替店に引き渡された。

〔Ⅱ期E〕明和八年（二七七二）正月二二日出訴の事例。

被告は、道修町五丁目の天王寺屋喜右衛門・同家新次郎・同手代甚助であり、債務残額は銀六〇貫目であった。一〇月二〇日に①兩名に別の金銀出入が提起されたことを大坂両替店が知り、兩名に対する書入債権と引当物があることを大坂町奉行所に申告した。翌正月二二日に②六〇日切、三月二四日に③三〇日切（病気のため押込）、四月二四日に④訴

訟取下（銀一七貫目返済、残銀四三貫目については大坂両替店と家質契約）となった。

〔Ⅱ期F〕文化三年（一八〇六）四月二十七日出訴の事例。

被告は土佐堀二丁目の豊後屋次郎兵衛・同手代喜兵衛であり、債務残額は銀五〇貫目であった。四月二十七日に①六〇日切、六月二十九日に②三〇日切（病気のため押込）、八月一六日に③身代限り命令のほゞであったが、大坂両替店と次郎兵衛側の双方が八月一七日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、八月一七日に④双方が八月二四日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、八月二四日に⑤双方が八月二六日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、八月二六日に⑥訴訟取下（銀一〇貫目返済、残銀二〇貫目については大坂両替店と家質契約、もう一方の残銀二〇貫目については大坂両替店と再び延為替契約で合意）となった。

以上から、Ⅱ期の手続は次のように整理できる。完済に至る手続は、史料32と史料34の通りである。大坂町奉行所は被告にまず六〇日の返済日限を命じ、日限までに過半が返済されると再度六〇日の日限を命じた（A）。ただし、被告が吟味筋（刑事事件に相当）に掛かると、その判決が下るまで出入筋の解決は大幅に遅れた（B）。

身代限りに至る手続については、これも史料32と史料34の通りである。初回の六〇日の返済日限で返済が過半に満たなかった場合、大坂町奉行所は被告に手錠・押込を執行し、三〇日の返済日限を命じた。それでも債務不履行のときには、身代限りを執行し、家屋敷や家財の所有権を原告の大坂両替店に移転させた（C）。なお、被告が別の金銀出入で身代限りを命じられる可能性が高い場合、大坂町奉行所は当該金銀出入の日限で身代限りを執行し、大坂両替店は後訴であっても被告から家屋敷や家財を受け取った（D）。

被告が金銭などで返済できない場合、大坂両替店との合意のうえで示談（訴訟取下）が成立する場合もあった。示談の条件としては、(1)債務の一部を返済し、残額については引当家屋敷を書入から家質に書き換えて家質契約を結ぶ条件

(E)、(2)債務のすべてについて引当家屋敷を書入から家質に書き換えて家質契約を結ぶ条件、(3)債務の一部を返済し、残額については引当を書入から変えずに延為替契約を結び直す条件、(4)債務の一部を返済し、残額の一部については引当の一部を書入から家質に書き換えて家質契約を結び、残額のもう一方については引当を書入から変えずに延為替契約を結び直す条件があった(F)。(1)と(2)については、引当家屋敷の価値(予想売却金)が高く、万が一大阪両替店が引当家屋敷自体を受け取ってもよいと判断した際に示談に合意したと思われる。実際、「居宅続屋敷五間口家質(二十貫目)七シメ、二引直呉候様申聞候得共、家質望無之間、外方へ御差引、正銀済二相成候様⁽⁶¹⁾」と大阪両替店が断ったこともあり、「此方(大阪両替店)家質心当の方も有之候へ者、一応掛合可遣旨申達候処、何分宜奉頼候段申聞、罷帰申候、右之通二而彼方二而家質建替出来不申、又々日延相願候儀も不相好、引当屋敷直打も有之候儀二付、相談之上、阿波屋伊兵衛(大阪両替店持家屋敷の名前人)⁽⁶²⁾呼寄、右之趣及相談候処、承知之趣申聞」という事例もある。⁽⁶³⁾(3)と(4)の場合、延為替契約を結び直すにあたっては、引当物についてはそのままか一部で、債務者の印形人を増やすことが多かったと思われる。⁽⁶⁴⁾

〔Ⅲ期A〕文政四年(二八二二)一〇月一九日出訴の事例。

被告は堂嶋新地中三丁目の助松屋伊兵衛、坂本町の麴屋八郎兵衛であり、債務残額は銀一七貫目であった。一〇月二〇日に①六〇日切、一月二一日に②切日中に伊兵衛が南都に出向いたので手鎖となったが、一月一八日に③銀一三貫目返済、一月二二日に④残銀四貫目返済で完済となった。

〔Ⅲ期B〕天保六年(二八三五)六月一九日出訴の事例。

被告は浄覚町の神崎屋直蔵・同町の炭屋又左衛門(死去、直蔵が相続人となり又三郎に改名)であり、債務残額が銀二〇貫目であった。六月二〇日に①大阪町奉行所が早々に返済するよう又三郎側に指示、同日に②大阪両替店と又三郎

側の双方が六月二十九日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、六月晦日に③色々繰り合わせをしたが調達できなかつたとのことで、双方が七月四日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、六月五日に④銀一貫目を返済したあと、双方が六月九日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告したが、大坂町奉行所から却下、同日に⑤町内から六月七日まで延期することを大坂町奉行所に願ったところ、大坂町奉行所は引当家屋敷の売却金で返済をするよう又三郎に命令し、大坂兩替店は銀一貫目を又三郎側に一旦返却、六月八日に⑥銀五貫目返済を条件に双方が六月一七日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告したが、一七日の期限までに返済しなければ町中が引当家屋敷を売却し返済するという書付を提出するよう大坂町奉行所が指示、同日に⑦その書付を又三郎・町年寄・大坂兩替店が大坂町奉行所に提出、七月一日に⑧完済となった。

〔Ⅲ期C〕文政三年（一八二〇）二月一日出訴の事例。

被告は白髪町しろがの平野屋清左衛門・同手代徳兵衛、南堀江二丁目の平野屋分兵衛であり、債務残額は銀八九貫目であった。二月二日に①大坂町奉行所が引当家屋敷を早々に売り払うよう清左衛門側に指示、二月一日に②大坂兩替店と清左衛門側の双方が二月二十七日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、二月二十八日に③双方が三月七日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、三月八日に④双方が三月一四日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、三月一四日に⑤銀六五貫目返済（町中に支払う帳切入用については四月晦日まで免除という条件で、平野屋分兵衛抱屋敷を銀六五貫目で譲渡）、三月一五日に⑥双方が四月五日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、四月六日に⑦清左衛門側が四月一〇日までの延期を大坂町奉行所に願うが、大坂町奉行所は一〇日までに返済できなければ身代限りを命じると返答し、双方が四月一〇日まで延期することを合意、四月一日に⑧身代限り命令のはずであったが、双方が四月一八日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告（大坂町奉行所からは叱責）、四月二一日

に⑨銀四貫目分の茶道具九点を大坂両替店に渡したあと、双方が四月二七日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、五月一〇日に⑩身代限り命令となったが、五月二六日に⑪材木問屋仲間一同が清左衛門の家名断絶を嘆き、大坂両替店に銀一貫目を返済するというので、身代限りを実行することなく訴訟取下（富田屋町抱屋敷の売却金を家質主の元利返済に、その余銀二貫目、材木問屋仲間からの銀一貫目、証文銀五〇〇匁を大坂両替店に渡し、残銀一六貫五〇〇匁については文政八年から五〇年賦で再契約）となり、その旨を町奉行所に申告した。

〔Ⅲ期D〕天保五年（一八三四）五月二三日出訴の事例。

被告は鍛冶屋町二丁目の泉屋仁右衛門・同手代久助、南紺屋町の広嶋屋清兵衛であり、債務残額は銀一七貫目であった。五月二四日に①大坂町奉行所が早々に返済するよう仁右衛門側に指示、同日に②大坂両替店と仁右衛門側の双方が六月八日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、六月九日に③家屋敷の売却先が見つからないということで、双方が六月二三日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、六月二四日に④双方が七月四日まで延期すること合意し、大坂町奉行所に申告、七月五日に⑤双方が七月一七日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、七月一九日までに⑦銀八貫七〇〇匁返済、七月一九日に⑧残銀八貫三〇〇匁を調達中ということで、双方が七月二五日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、七月二六日に⑨訴訟取下（正銀二貫目返済、銀二貫五〇〇匁については奈良屋伊兵衛名義で大坂両替店と延為替契約、出世証文銀三貫八〇〇匁を大坂両替店と手交）となった。

〔Ⅲ期E〕嘉永三年（一八五〇）五月一九日出訴の事例。

被告は權屋町かいはの天満屋平右衛門・同手代利助であり、債務残額は銀二五貫目であった。五月二〇日に①大坂町奉行所が早々に返済するよう平右衛門側に指示、同日に②大坂両替店と平右衛門側の双方が六月二日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、六月三日に③引当家屋敷の売却先が見つからないとのことで、双方が六月一〇日まで延期す

ることを合意し、大坂町奉行所に申告、六月一日に④引当家屋敷の売却が困難で調達先を探しているとのことにより、双方が六月一八日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、六月一九日に⑤親類からも調達できず、引当家屋敷の売却も困難でまた新たに工面することにより、双方が六月二五日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、六月二六日に⑥町中から親類と交渉したことから、双方が七月二日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、七月三日に⑦引当家屋敷を受け取って訴訟を取り下げてほしいと町年寄代理人と平右衛門側が大坂町奉行所に提案したが、大坂両替店は受け取りを拒否し、結局、双方が合意のもと七月九日まで延期することを大坂町奉行所に申告（大坂町奉行所から早々に引当家屋敷を売却するよう指示）、七月一〇日に⑧引当家屋敷の売却先が見つからないとのことで、双方が七月一八日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、七月一九日に⑨引当家屋敷の売却先が見つからず、町内でも返済方法がないとのことで、双方がそれを大坂町奉行所に上申したところ、大坂町奉行所は明日本人がその旨を記した書類を持参するよう指示、七月二〇日に⑩身代限りになっては大坂両替店も損失になるので、町中で引当家屋敷の引請（購入）をするよう大坂両替店と町中が内々に交渉し、その交渉のため、七月二四日まで延期することを大坂町奉行所に申告、七月二五日に⑪「天満屋方」（親類のことか）に町中引請が露見すると具合が悪いので、先に平右衛門を退居させる手続きをとることに決定、七月二六日に⑫町中引請の交渉が成功したので、取引のため、双方が八月一日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、八月二日に⑬帳切入用は町中に支払わないという条件で、大坂両替店が引当家屋敷を一旦受け取り、そのあと町中が受け取ることに決定し、その帳切のため、双方が合意のうえ八月四日まで延期することを大坂町奉行所に申告、八月五日に⑭訴訟取下（引当家屋敷三か所を大坂両替店に銀一八貫目で帳切、付物代銀二貫目の引き渡し、出世証文銀五貫目の手交という条件で合意）となった。

〔Ⅲ期F〕万延元年（一八六〇）一月一七日出訴の事例。

被告は高間町の亀屋孫三郎・右孫三郎方同家亀屋孫兵衛であり、債務残額は銀六七貫目であった。一月一八日に①大坂町奉行所が早々に返済するよう孫三郎側に指示、同日に②大坂両替店と孫三郎側の双方が一月二七日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、一月二八日に③交渉が難航したので、双方が二月七日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、二月八日に④交渉が難航したので、双方が二月一五日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告、二月一五日に⑤交渉が難航したので、双方が二月一八日まで延期することを合意し、大坂町奉行所に申告（大坂町奉行所から次の期限までに必ず返済するよう指示）、二月一九日に⑥大坂町奉行所の閉業時間まで交渉が難航、二月二〇日に⑦訴訟取下（正銀五五貫目返済、残銀二二貫目については滞納打銀三貫五〇〇匁を加えて銀一五貫五〇〇匁で大坂両替店と延為替契約）となった。

以上から、Ⅲ期の手続は次のように整理できる。完済に至るまでの手続については、大坂町奉行所は文政四年（一八二一）出訴を最後に初回六〇日の返済日限を命じることを止め（A）、とくに文政六年（一八二三）以降、早々に返済するよう命じた（ただし、初見はCである）。返済日限に関しては、大坂両替店と被告が相談のうえで決定、申告したが、大坂町奉行所の承認を必要とした。初回は概ね一〇〜一五日だが、次第に大坂町奉行所の認める返済日限は短くなっていき、やがて五〜七日となり、延期を重ねると大坂町奉行所は条件付きで承認した（B）。大坂町奉行所が頻繁に出頭を命じ、後述するように細かく指示を出す点が特徴的である。

身代限りに至るまでの手続については、Ⅲ期の場合、押込や身代限りが執行されることはなかった。文政三年（一八一〇）出訴においては身代限り命令が下されたが、示談がまとまったので実際には執行されなかった（C）。当該出訴はⅡ期とⅢ期の過渡期に相当したと考ええると、Ⅲ期では押込や身代限りの執行が皆無であったといつてよい。

取下に至るまでの手続については、Ⅲ期においても、被告が金銭で返済できない場合、大坂両替店との合意のうえで

示談が成立する場合があった。示談の条件としては、Ⅱ期で示した(1)～(2)のほかに、出世証文の作成⁽⁶⁵⁾、家屋敷・付物の引き渡し（E）、滞納打銀を元金に組み込んで再契約（F）といった多種多様な条件が見られるが、これらの大半は、被告が債務の一部を返済することにより大坂両替店が合意したものである。

裁判上の特権 前節で提示した史料32、34などの通り、Ⅱ期とⅢ期のいずれにおいても、御為替債権給付訴訟には優先裁許が認められていた。以下、その実例を示しておく。

〔史料40〕享保一二年（一七二六）七月二〇日出訴の事例。七月二二日条。

（被告）

源右衛門方ニハ先訴有之、先訴之ものも同道にて御前へ罷出候処、御意ニハ、先訴いか程有之候ても、為御替之義格別之義ニ候へ者、先相済シ、重而願可出旨 御番所へ相廻り先訴之目安可差上旨被仰付、則手前六十日之内急度可相済旨被仰付、御日切手形被下候

被告は平野町二丁目の加賀屋源右衛門、淡路町二丁目の加賀屋甚兵衛であり、債務残額は銀五貫目であった。大坂町奉行所は、先訴を不受理とし、まず御為替債権給付訴訟（後訴）の債務を履行すべきこと、先訴については当該後訴が解決すれば願書を再提出してよいことを命じた。

〔史料41〕享保一二年（一七二七）閏正月二四日出訴の事例。閏正月二五日条。

町内先訴之者（先訴の原告）（与力） 目安差上候二付、森田新平殿御誦候処、文言之内ニ私共先訴ニ而是迄五度願上候処^①

御裁許不被下、（被告） 作兵衛儀久々病氣ニ罷有候所、漸昨日三井多助（大坂両替店、支配） 願上候所、今日御裁許請候義粗得其意、其上内渡^②

度々仕代物迄渡置候義紛敷儀共ニ奉存、第一御為替銀ニ而者無御座候様ニ奉存候、御吟味被成下、先訴之儀ニ御坐候間、今日之御裁許私共（先訴の原告）へ被仰付被下候様奉願候段申上候処、御両殿様とも御笑ひ顔ニ而、御為替^③

二而無之と申事訊もなき事、何程先訴在之候而も御構無之候間、急度六十日之内可相済、先訴訴状とも皆々可相返

旨被仰付、御為替相済候上、可訴出段被遊御意候

被告は呉服町の炭屋作兵衛・同はつ（代判次郎兵衛）であり、債務残額は銀一六貫目であった。これまで先訴の者は被告に対して給付訴訟を五度も提起したが、作兵衛の病気を理由に大坂町奉行所から指令（返済日限命令）を得られなかった。ところが昨日、大坂町替店が御為替債権給付訴訟を提起し、今日、大坂町奉行所から指令（返済日限命令）を得たと聞いた①。そのうえ大坂町替店が債務の一部返済として品物を受け取ったというので、先訴の者が不審に思ひ、当該債権は御為替債権ではないのだから、まず我々の先訴を裁許するよう大坂町奉行所に嘆願した②。これに對し大坂町奉行所は、当該債権は御為替債権に間違いなく、どれほど先訴があっても構わない（御為替債権を優先する）ので、まずは後訴の御為替債権給付訴訟の債務を六〇日の間に履行させるよう命じた③。

〔史料42〕享保一九年（一七三四）一月二六日出訴の事例。一月二七日条。

（大坂東西町奉行）
兩殿様御立会之上、例格之通御日切被仰付、先訴被召上、為御替相済候上、願可成旨被仰渡

被告は京橋六丁目の相可屋徳兵衛・同五丁目の相可屋新右衛門であり、債務残額は銀一八貫目であった。大坂町奉行所は、（御為替債権については）例格の通り（六〇日の）返済日限を命じた。先訴については不受理とし、まず御為替債権の債務履行が済んでから、願い直すよう（先訴の原告に）申し渡した。

〔史料43〕宝曆五年（二七五五）一〇月七日出訴（内うかがいは九月一五日）の事例。一〇月七日条。

（与力）
上原氏御立出被仰聞候ハ、此間申達候通、紀州為替と御為替滞突合候事前規無之旨 御城代へ伺二相成候而、今日伺書御下ケ被成候処、御為替銀滞ハ格別之事ニ候間、先日限申付、相済候上、紀州様為替滞日限申付候様被仰出候

被告は京橋六丁目の日野屋庄左衛門・同庄助（代判吉兵衛）・同手代半右衛門であり、債務残額は銀七〇貫目であつ

た。この事例の場合、大坂両替店が御為替債権給付訴訟を提起しようとしたとき、被告への先訴が和歌山藩為替（和歌山藩の江戸為替）債権の給付訴訟であったことが問題となった。いままで前例がなかったからである。大坂町奉行所はこの取り扱いを判断できず、大坂城代に意見を求めた。⁽⁶⁶⁾これに対し大坂城代は、御為替債権の滞納は格別のことであるので、まず（御為替債権について）返済日限を命じ、これが解決したあとで和歌山藩為替債権について返済日限を命じることを申し渡した。換言すると、大坂城代の判断は、たとえ先訴が和歌山藩為替債権の給付訴訟であっても、当該先訴を不受理とし、まず御為替債権給付訴訟の債務を履行すべき、というものであった。

〔史料44〕 文政四年（二八二二）一〇月一九日出訴の事例。一〇月二八日条。

右助松屋伊兵衛外二兩人光雲寺并御橋名目願二而押込被仰付有之、右名目之類御引上ケニ相成候儀先年者格別、寛政後二有之候哉之段朝岡助之丞殿御尋有之候二付、相調候処、睦与扣無之候二付、其段御届申上候処、御役所二御扣有之、右兩名目共御引上ケ相成候段右御同人を被仰渡候事

被告は堂嶋新地中三丁目の助松屋伊兵衛、坂本町の麴屋八郎兵衛であり、債務残額は銀一七貫目であった。大坂両替店が御為替債権給付訴訟を提起したとき、被告は先訴の名目金債権給付訴訟により押込中であつた。これに対し大坂町奉行所は、当該先訴を不受理とした。ここから、名目金債権給付訴訟が先訴であっても、後訴の御為替債権給付訴訟の解決が優先されたことがわかる。

〔史料45〕 天保二二年（二八四二）一二月一六日出訴の事例。一二月一五条。

内平野町津国屋重右衛門取組銀当八月願下ケ後、取統六ヶ敷哉、此頃ニ至り米屋多兵衛方（先訴の原告）証文銀願有之、限日前二津重を老人参り申聞候者、米太願限日二ハ至り御座候得共、下ニ而对談仕候間、何分御願之儀見合吳候様相頼候付、任其意候処、十一月十五日夜津重を老人参り申聞候ハ、米多方対談行届不申候付、身体限被仰付

候様子二而、名目筋拝借等ハ無之候哉之段御尋二付、御為替銀御座候旨申上候処、左候ハ、明十六日同道罷出候様
被仰渡候段申聞候二付、明日当方（大坂両替店の手代）ヲ茂願上候積り致置候事

〔史料46〕天保一二年（一八四一）十一月一六日出訴の事例。十一月一六日条。

目安方御役所へ罷出候処、御掛り（与方）ヲ被仰聞候者、津（被告）十方濟方難出来候二付、身体限申付候様成行口ニ御為替銀右取
組打押候ハ如何ニ候哉御尋二付、申上候者、此頃押込之様子承り居候得共、下ニ而对談仕候間、御願之儀見合呉候
様申聞、且者当八月願下ケ後、間茂無御座二付、差扨居候段申上、左候ハ、直様御願申上候段申上置

〔史料47〕天保一二年（一八四一）十一月一六日出訴の事例。十二月二四日条。

今四つ時頃目安方ヲ只今罷出候様御差紙二付、下宿迄罷出候処、大沢町斗罷出居候付、当方（大坂両替店の手代）
斗御役所罷出候処、両町罷越候上、同道罷出候様被仰渡候付、中之口ニ扨居候処、町内茂罷越候付、罷出候処、御
浮置ニ相成候外願人米屋多兵衛・米屋喜兵衛方（先訴の原告）茂罷出居、右兩人へ被仰渡候者、御為替銀滞二付、
先達三井組ヲ願出候付、右濟方中其方共之分浮置候得共、御為替銀出入不相濟候付、改而引上ケ候間、此段相心得
候様被仰渡、御為替銀相濟候ハ、致願直シ候様是又被仰渡御座候事

被告は内平野町の津国屋十右衛門（代判又右衛門）、大沢町の嶋屋新右衛門、大沢町の河内屋喜左衛門、北草屋町一
丁目の紀伊国屋九郎兵衛であり、債務残額は銀一三九貫目であった。以上を要約すると、次の通りになる。天保一一年
（一八四〇）七月二一日、大坂両替店は十右衛門らに御為替債権給付訴訟を起こした（67）が、当面の返済困難を理由に同年
八月に訴訟取下に至った。ところが翌天保一二年（一八四一）十一月一六日においては、別の金銀出入で十右衛門が押
込となり、身代限りも間近になった。その際、大坂町奉行所から十右衛門への下問で、大坂両替店に対する未解決の御
為替債権があることが発覚した（68）。大坂町奉行所は大坂両替店に出訴の意思を問い合わせるまで先訴による身代限りを見

合わせていたが、大坂両替店の出訴を受けて、先訴を不受理とすることを先訴人に申し渡した。

御為替債権と家質債権の競合 このように裁許優先の特権を得ていた御為替債権であったが、史料39で示したように、御為替債権給付訴訟であっても、身代限りの際には家質債権が優先的に弁済された。以下、実例を示しておく。

〔史料48〕享保一二年（一七二七）二月一日出訴の事例。享保一三年（一七二八）三月五日条。

〔大坂町奉行〕

殿様御窺之上、

阿部伊右衛門殿御申渡被成候ハ、

讚岐や七右衛門・ちよ

家材相改、

多助方へ請取候段御聞届被成候、

且又亀太郎名前家屋敷之義七右衛門実子幼少之義多助方へ可相渡答之事二候、尤家質二差入置候由、売片も有之候

ハ、町人立会家質主之相對致し、売片多助方へ可請取旨被遊御意候間、右之趣可相心得旨御申渡

被告は富田屋町の讚岐屋七右衛門、藤右衛門町の讚岐屋半兵衛跡相続人後家ちよ（代判手代庄兵衛）であり、債務残額は銀五貫目であった。大坂町奉行所は、七右衛門の引当家屋敷には質権が設定されているとのことなので、町人立会のもとでそれを売却し（家質債権の元利金を家質主に渡すこと）、残金があれば大坂両替店に渡すことを命じた。

〔史料49〕延享三年（一七四六）七月二日出訴の事例。二月七日条。

〔被告〕

三人共身体限被仰付候間、請取候様被仰渡、退出、夫々

当番所へ御呼、

追而惣代可被遣間、立会請取可申、就夫右

三人共家屋敷家質差入在之由、町人共立会、家屋敷うり払、うり余慶銀在之候ハ、三井組へ可相渡旨御申渡

被告は京町堀四丁目の赤穂屋治郎右衛門・同手代七兵衛、新天満町の今津屋彦右衛門であり、債務残額は銀七〇貫目であった。身代限りに至り、被告の家屋敷はどれも質権が設定されていたので、大坂町奉行所は、町人立会のもとで被告の家屋敷を売却し（家質債権の元利金を家質主に渡すこと）、残金があれば大坂両替店に渡すことを命じた。

このように、同一家屋敷に対して、質権の設定者（家質取り主）と書入権の設定者（書入取り主）が両立することはありえた。Ⅱ期Bで示したように、同一家屋敷に対し質権の設定者が二名以上いた場合には、それは二重質入として厳

しく罰せられることになるが、質入と書入は共存が可能であった。だからこそ、添証文（史料5）の奥書において、町の年寄は、債務者の書入家屋敷を家質に差し入れる行為はさせないことを約束したのである。書入には年寄らの役印が必要なかったにもかかわらず、このような大坂両替店が奥書を依頼したのは、書入家屋敷に質権を設定させないためであった。しかし、年寄にとっては監督の費用を要するので、奥書を拒否する年寄もおり、奥書がない場合、あるいは年寄の監督が行き届かなかった場合には、債務者は書入家屋敷を家質に入れて資金を調達することがあった。

Ⅲ期の特徴 Ⅲ期の場合、Ⅰ期ほど短い返済日限命令でもなく、Ⅱ期のように押込や身代限りも見られなかった。では、Ⅲ期は相対的に債権保護が弱化したのか。以下ではそれを検討する。

(一)身代限りの執行可能性 三井文庫には、おそらく天保一四年（一八四三）の江戸金公事改革を受けて、大坂両替店が御為替債権給付訴訟の手續を説明したであろう報告書が現存している。これが次の史料である。⁷⁰

〔史料50〕天保一四年「於大坂御為替銀取組先相滞候節及出訴濟方御日限覚書」〔統一四六五―六〕。

① 於大坂御為替銀取組先相滞候節、及出訴濟方御日限等左之通

一、先年^①文政五六年頃迄者、御用日二不拘御月番目安方御役所江及出訴、相人被召出、御糺之上、於御白砂御奉行様^②銀高多少二不拘六十日切濟方被仰付、右二而相濟不申候ハ、三十日押込被仰付、右二而茂於不相濟者身体限り被仰付、引当家屋敷并諸式請取候事

一、右相人外二預り銀出入目安有之、諸御名目願有之候共、御為替銀及出訴候ハ、右不殘御引上ケ被仰付候事

一、右之通御座候処、文政七八年頃^③前同断及出訴、翌日相人御召出、御糺之上、御奉行様江御申上、於目安方御役所銀高多少二不拘早々濟方被仰付候間、日数十日位^④段々日数相減、御日延相願、六十日茂過候ハ、敵敷被仰付、大体六七十日位二而相濟申候、若右二而茂相濟不申候ハ、手鎖被仰付候御様子二付、相人^⑤身体限り相渡

候外仕方無御座候段申上候ハ、於御白砂御奉行様々身体限被仰付候御事

一、文政七八年々右相人外預り銀出入目安有之候ハ、不残御浮置被仰付、且紀州様・尾州様其外御名目金銀者御
浮置不相成、其俣外御役所二而請居候事⁽⁷¹⁾

史料50の摘要は、以下の通りである。文政五、六年（一八二二、一八二三）頃までは、大坂町奉行所は債務銀額に關係なく六〇日の日限返済を被告に命じた⁽¹⁾。日限を過ぎても返済がなければ三〇日の押込を、それでも債務不履行の場合には身代限りを執行し、大坂両替店は引当家屋敷や家財を受け取った⁽²⁾。文政七、八年（一八二四、一八二五）頃からは、大坂町奉行所は債務銀額に關係なく早々に返済を命じ、返済日限については初回一〇日余から段々日数を減らして、累計六〇日も過ぎると厳しく（債務履行を）命じたので、概ね六〇〜七〇日の間に解決した⁽³⁾。それでも債務不履行の場合、被告に手錠を執行する「御様子」であり、被告からの身代限り以外には返済方法がないことを原告の大坂両替店が上申したときには、大坂町奉行所が身代限りを命じることが説明されている⁽⁴⁾。よって、押込や身代限りの執行例がなくとも、押込や身代限りが執行される可能性があることは共有されていたことになる。

(二)町奉行所の積極的介入 大坂町奉行所は、大坂両替店（原告）と被告から申告された返済日限を単に承認するだけではなく、延期を重ねると指示をしたり、強制執行の可能性を提示した。指示については、次の事例がある。与力は、日延べとのみ記載する日限延期の願書を認めず、日限延期願いを却下した。これに対し大坂両替店と被告は、次の日限までには是非とも返済するという文言を書き加えた願書を提出して、ようやく延期を認められた。⁽⁷²⁾「入銀一（債務の一部返済）がないままに日限延期願いがなされたことに対し、与力が激怒し、日限延期願いを却下したこともある。⁽⁷³⁾強制執行の可能性の提示については、次の事例がある。被告本人が出頭しないので、与力は自らが捕縛してでも呼び寄せるつもりであることを伝えた。⁽⁷⁴⁾与力が押込や身代限りの執行可能性を提示する場合もあった。与力は、先訴人の心情を思うと、

先訴人に金銭が渡りにくい身代限りを命じること避けたく、「定法通り」命じれば「入牢等」どのような懲罰を被告に与えることになるかも予想できないので、示談をまとめるよう指示した。⁽⁷⁵⁾「入銀」の額が少なく、日限延期願いを重ねる被告に対して、これ以上強情を張れば「御咎」があることを与力が伝え、⁽⁷⁶⁾他日においては、「既本人并連印之者手鎖二茂可仰付候様子」だが、町年寄の嘆願を聞き入れて特別に猶予を認めると申し渡したこともある。⁽⁷⁷⁾

(三) 町中の連帯責任 大坂町奉行所は、延期が続いた場合、被告居住の町中に対して、次の日限までに解決しなければ町中が引当家屋敷を売却し、大坂両替店（原告）に返済するという誓約書を提出させることがあった。⁽⁷⁸⁾ 被告の家出により、被告の母親が家屋敷を相続した場合、あるいは家屋敷が關所（収公）になった場合も、前者においては目安方部局、後者においては地方部局が町中に対し、当該家屋敷を売却して大坂両替店に返済するよう命じた。⁽⁷⁹⁾ これらは、家屋敷を売却できないときには町中が弁済責任を負ったことを示唆する。

以上をふまえると、Ⅲ期の特徴は次の二点にまとめられる。

第一に、解決平均日数の短縮である。Ⅲ期には、たしかに押込や身代限りの実例はなかったが、依然として押込や身代限りの執行可能性があった。大坂町奉行所は、費用をかけて指示をしたり、強制執行の可能性を提示したりして、ときには町中にも弁済責任を負わせてまで、早期解決を促そうとした。実際、拘留・入牢・失踪などで解決が大幅に遅れた場合を除くと、Ⅱ期の解決平均日数は全体で八二・八日、完済については八〇・九日、取下については九一・五日であったが、Ⅲ期の解決平均日数は全体で六五・五日、完済については六一・七日、取下については七〇・一日であり、Ⅲ期においては解決平均日数が大幅に短縮している。

第二に、大坂法の京都法化である。実は、Ⅲ期の特徴は京都法のそれと酷似している。京都法の場合、金銀出入の訴訟手続については、京都町奉行所は概ね三回目以降の返済日限を短く設定し、五回目の日限を過ぎても債務履行がまっ

たくなければ被告に手錠を執行した。京都法においては、手錠の執行後も債務不履行が続いた場合、被告に身代限りが執行されるといふ制定条文自体は存在したが、実際に身代限りが執行されたことはほぼなかったという。⁽⁸⁰⁾ 京都両替店の御為替債権についても、京都法においては債権保護が強かった。天明二年（一七八二）改正以降の場合、三回の短い返済日限（七日切二回、五日切一回）を過ぎても債務不履行のときには、京都町奉行所は被告に手錠を執行したが、身代限りを執行することはなく、引当家屋敷の売却先が見付からなければ町中に弁済責任を負わせた。⁽⁸¹⁾ これらをふまえると、少なくとも御為替債権給付訴訟に限定した場合、大坂法に京都法が導入された可能性がある。⁽⁸²⁾

第二の特徴で問題となるのは、この大坂法の京都法化とも呼ぶ現象が御為替債権給付訴訟に限定されるものであったのか、という点である。そこでは、大坂法をめぐる神保文夫と大平祐一の論争を取り上げておく。神保の主張は、「大坂町奉行所の金銀出入にあつては、江戸のように執拗に内済をすすめることなく、対決の上すみやかに日切済方を命じ、切金弁済は原則として認めず、済方不埒の場合は強制執行たる身代限も普通に行われ、債権回収が確実に行われた⁽⁸³⁾」というものである。実際、神保は「小林家文書」（御池通五、六丁目）の訴訟記録を分析し、一八一〇年代中頃においては出訴、対決、日限返済命令、押込から身代限りに至る手続が速やかに実行されていたことを解明した。⁽⁸⁴⁾ これに対し大平の主張は、大坂町奉行所の金銀出入においても、「当事者間の交渉による合意形成が重視され、その進捗状況いかんが次の手続きである押込や身体限申し付けに大きな影響を与えたといってもよいであろう。押込、身体限が機械的に適用されたわけではなかった⁽⁸⁵⁾」というものである。大平も、実証分析からこの主張を導いている。具体的には、木挽町南之丁と道修町三丁目の訴訟記録を分析し、一八五〇年代から一八七〇年代初頭では、①大坂町奉行所が返済日限の延長を柔軟に認めたり、ときには厳しく叱責したりして強く示談を促したことがあったこと、②押込や身代限りについては当事者間の示談成立を期待し、状況に応じて執行時期を定めていたことを解明した。⁽⁸⁶⁾

このように、金銀出入に対する大坂法をめぐっては、早期解決を重視する神保の主張と、柔軟な解決を重視する大平の主張は真っ向から対立している。そこで、本稿が明らかにしてきた御為替債権給付訴訟の手續に着目したい。御為替債権給付訴訟の手續については、Ⅱ期とⅢ期で大きな変化が見られた。大坂町奉行所は、Ⅱ期では法制通りに迅速かつ杓子定規的（大平のいう「機械的」）に処理し、Ⅲ期では細かい指示や叱責を駆使しながら、なるべく示談成立を促す方向で臨機応変な（大平のいう「柔軟」な）措置をした。とすると、Ⅱ期は神保の解明した手續、Ⅲ期は大平の解明した手續に似ていることがわかる。実際、神保の分析時期はⅡ期、大平の分析時期はⅢ期に相当する。

以上を勘案すると、大坂法の京都法化とも呼びうる現象は、御為替債権給付訴訟だけでなく、金銀出入にも見られた可能性がある。この仮説が正しい場合、神保、大平の主張はどちらも正しく、一八二〇年代頃に手續が変化したという時期的変化を見落としていただけということになる⁽⁸⁷⁾。今のところ、町触などの法令史料を見てもⅢ期の訴訟手續に関する記述は見られない。一八二〇年代頃の変化がどのような経緯で生じたかについては今後の課題だが、少なくとも本稿では、法令史料だけを見ても判明しないような、訴訟手續の大きな変化があったことを強調しておく。

なお、仮に金銀出入もⅢ期のような手續になったとしても、御為替債権給付訴訟が優遇されたことは間違いないと思われる。なぜなら、Ⅲ期の金銀出入については、依然として出訴から約三〇日後に第一回の対決があり、初回は大坂町奉行所から最短六〇日の日限返済命令が出ていたからである⁽⁸⁸⁾。これらは、原則出訴の即日対決、初回から「早々」の返済命令が出ていた御為替債権給付訴訟とは歴然の差であった。では、Ⅲ期への変化は、債権者にとって有益であったのか。本章の最後に、身代限りの弊害という視点から検証する。

身代限りは債権者にとって最良の選択か 従来の法制史研究においては、身代限りは強制執行であることから、その債権保護の強さが指摘されてきた。しかし、債権額の回収率という面から見ると、身代限りは全能ではなかった。享保

一二年（一七二七）一月一日出訴の場合、被告（債務者）の引当家屋敷は家質に入っていたので、大坂両替店（原告）が身代限りで受け取ったのは家財の売却銀二三七・九匁と売片銀九八三・五匁であり、債権額の二四・四％しか回収できなかった。⁽⁸⁹⁾当該期の一八世紀前半については家屋敷の価値が比較的高く、売片もあったと思われるが、一八世紀後半になると家屋敷の価値が低落したので売片もなく、⁽⁹⁰⁾身代限りが執行された場合、三井は数百匁の家財を受け取るに過ぎなかったと思われる。しかも身代限りは免責主義をとったので（史料21）、身代限りが執行された者に対しては、仮に当該者が経営を立て直したとしても、三井が債権残額の給付を求める訴訟を起こすことはできない。

それだけではない。身代限りには詐偽的行為が頻発したことに注意すべきである。身代限りの執行を前にして、自己の財産を他所に隠匿する者がしばしば存在した。⁽⁹¹⁾当然、これが露見すると、隠匿者は追放や家財の一部収公などの刑罰を受けたが、⁽⁹²⁾大坂の場合、寛政元年（一七八九）三月七日や、弘化元年（一八四四）三月七日において、身代限り時の隠匿を禁止する町触が繰り返し出されたことも見ても、財産を隠匿する者は続発したと思われる。これ以外にも、保管家財の一部のすり替えや、⁽⁹⁵⁾財産の他人名義化などの詐偽的行為があったという。

以上のように身代限りは、質権者への優先弁済、財産の隠匿や過少報告により、債権者が債権額をほとんど回収できない可能性を常に有していた。したがって、大坂両替店にとっては、質権者に多くの金銭が渡る可能性が高く、詐偽的行為を誘発する可能性もあり、なおかつ債権を解消される（債務者が免責される）身代限りよりも、示談で債務の一部でも返済を受けたほうが好ましかった。この選好については、御為替債権給付訴訟を起こす大坂両替店に限らず、一般的な金銀出入を起こす債権者も該当したであろう。三井に限った場合、大坂両替店は、「昨日被仰渡候次第二而身体限二至り候而者当方も損銀相立候哉二付、町内へ引当屋鋪引請之儀内々掛合候」⁽⁹⁷⁾ことをし、大坂両替店から相談を受けた京都両替店も、「身体限被仰付候様相成候時者多分之損銀相立可申時節柄、甚意却千万被思召候旨被仰出、各方二も御

同様思召、何卒身上限不相成、品克相片付候之様無手抜可及対談」と返答していた。⁽⁹⁸⁾大坂両替店にとって、身代限りの執行可能性の提示という「脅し」は必要であったが、身代限りの実際の執行は不要であったことになる。

一方で大坂町奉行所も、身代限りが必ずしも債権回収に有益ではないことを認識していた可能性がある。なぜなら、身代限りの執行に大坂町奉行所は費用を要しないので（史料23）、大坂町奉行所にとっては杓子定期的に身代限りを執行するほう（Ⅱ期）が費用を安く抑えられたのに対し、臨機応変に示談を粘り強く求めること（Ⅲ期）は大きな費用を要したからである。与力の人員が概ね一定であったにもかかわらず、⁽⁹⁹⁾大坂町奉行所が省力化・節約化の方向ではなく、大きな費用をかけて給付訴訟に処理にあたったことは、債権保護に強い関心を持っていたからにはかならない。これに関して、臨機応変で柔軟なⅢ期の対応は債務者に寄り添ったものであるとする意見もあるかもしれない。しかし、少なくとも御為替債権給付訴訟の場合、①訴訟中においては被告の行動は制限されたこと、⁽¹⁰⁰⁾②短い間隔で被告は出頭、対談を命じられたこと、③町中も弁済責任を求められたので、町年寄らが被告を強く督促したと思われること、④執行可能性の提示とはいえ、身代限りの現実味は被告に一定の不安を与える場合があったと思われること、⁽¹⁰¹⁾⑤実際に解決日数は短くなっていたこと、⑥示談したあとに元被告が債務残額の一部を返済した事例があったことを勘案すると、被告（債務者）にとっては、Ⅲ期の手続はとも煩わしく、債務の返済を一部でも早々に返済する誘因になったに違いない。よって、ここでは、大坂町奉行所がⅢ期に至って債権保護を強めたと理解しておきたい。⁽¹⁰²⁾大坂町奉行所が費用をかけて債務の一部返済を強く促すという点で、Ⅲ期の訴訟手続は、延為替貸付の拡大に有効に作用したと思われる。

なお、Ⅲ期に関して付言しておく。福澤徹三は、河内国丹南郡岡村（現大阪府藤井寺市）の豪農岡田家が金銀出入を提起したときの訴訟記録を分析した。⁽¹⁰³⁾河内国は領主支配錯綜地帯であったから、多くの場合、金銀出入（原告と被告）は支配違いとなり、当該出入については大坂町奉行所管轄下となった。⁽¹⁰⁴⁾福澤によると、訴訟の結果が判明する三三件の

うち、①身代限りが執行された例は一件もないこと、②被告が債務の一部を返済し原告と再契約を結んだものは一四件あったこと、③元金と利子の全額を回収できたものは二件、元金と一部の利子を回収できたものは四件、元金の一部を回収できたものは三件あったこと、④後訴であったために一旦取り下げたものが一件あったことがわかる。⁽¹⁰⁶⁾

これらを福澤は悲観的に捉えており、③の前二者は全体の約一八％に過ぎないと評する。⁽¹⁰⁷⁾さらに筆者の旧著に対する書評においては、「金公事出入の裁許事例を河内国の村で検討したところ、大坂町奉行所は身体限（破産措置）を發動せず、内済での解決を促しており、法と裁許内容には懸隔があった」とし、大坂法が在地でも効力を発揮したことを重視する筆者に対し批判を加えた。⁽¹⁰⁸⁾しかし、福澤の分析対象時期は嘉永期（一八四八～一八五四）であり、本稿で指摘したⅢ期に相当する。先述した通り、金銀出入についても大坂町奉行所は京都法を取り入れ、債権保護を強化したと仮定した場合、少なくとも①～③の事例は、大坂法の無力を証明するものではない。むしろ、一般的な金銀出入においては債務者一人に債権者が多く競合したと考えられるなかで、大坂町奉行所の臨機応変、柔軟な措置のもと、原告の岡田家が債権の一部を回収できていたことこそ高く評価すべきではないか。小早川欣吾、大平祐一が指摘したように、当時の大坂町奉行所においては当事者の交渉、示談が重視されたとはいっても、大坂町奉行所が常に強制執行の可能性を保持しており、内済には強制の要素が含まれていたことに十分注意しなければならない。⁽¹⁰⁹⁾豪農岡田家が支配違いの相手に対しても金融業を展開できた背景には、このような大坂法の効力を看過してはならないことを強調しておく。⁽¹¹⁰⁾

(1) 江戸法においては、出入筋（おもに民事訴訟に相当）の訴訟事件のなかで、おもに利息付き無担保金銭債権の給付訴訟である金公事を除いたものの総称を本公事といった。金公事の場合、開廷日の制限、出訴最低額の制限、相對済令の適用、執拗な内済の勧奨、切金弁済制（長期分割弁済制度）の適用があり、裁判上、本公事よりも金公事のほうが冷遇されてい

た。本公事には、無利息または物的担保を伴う金銭債権や物の引き渡しに関する給付訴訟、土地や身分に関連する確認・形式訴訟的なもの、不法・疵付・密通などの可罰的事案が出入筋で裁判されるものが含まれた。私的組織の構成員同士の利益配分に関する揉めごとを仲間事といったが、これについては公権力による裁定を得られなかったので、訴権がない仲間事を出入筋の訴訟事件に加えないとする見解がある（神保文夫『近世実務法の研究 上』汲古書院、二〇二一年、八頁、一二〜一三頁、三〇〜四四頁、三六八頁、三七二頁）。

(2) 近世史料研究会編『江戸町触集成 第一〇巻』（塙書房、一九九八年、一七一〜一七二頁）。

(3) 京都については、宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』（清文堂出版、二〇〇八年）、一三四〜一三五頁を参照。大坂については、寛政九年（一七九七）相対濟令の条文の奥書に「右者江戸表ニ而之取捌相改候儀ニ而、於当表（大坂表）者是迄ニ相替候儀無之候間、心得迄ニ触知らセ置候」とある（寛政四年「御触帳」本三〇一、寛政九年九月条）。

(4) 寛政九年「証無番」（本一四五四―）。

(5) 寛政九年「証無番」（本一四五四―）。

(6) 寛政九年「証無番」（本一四五四―）。

(7) 当該か条では、大坂両替店の手代が京都においても金銀出入による身代限りはないように承っているとす。しかし続く二一〜二二日頃の京都両替店宛ての書状（写し）によると、その返答を受けてか、大坂両替店の手代の認識が変化し、「其御地金銀出入之御裁許御名目之分御日限被仰付、相済不申候時者、手錠・入牢も被仰付候得共、名目二寄、手錠・入牢も不被仰付候も有之候由、乍併大金高借入之分者、身上限被仰付候も御座候得共、其御地当地ニ而者身上限と急度唱不申候故、身上限と申儀其御地ニ無之様聞及ひ及御聞候儀ニ思召候旨、右御触之儀得御意候通、其御地も御触出不申候上ならてハ難相分り御座候旨」とある（寛政二年「無番状」別二三〇、寛政九年（一七九七）九月二一〜二二日条。すなわち、債務金額が高額である訴訟については、「身上限」（身代限り）が命じられることもあるけれども、京都においてはそれを「身上限」（身代限り）とは呼称しないので、身代限りというものは京都にはないことを聞き及んだという。宇佐美英機の研究によると、たしかに制定文言上には身代限りの執行が明記されており、執行可能性があったことはその通りだが、「身上限」

という呼称がなかったとは思われない。京都においても「身体限」と呼称し、家産調査を「身上柄相糺」といった（宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』清文堂出版、二〇〇八年、一七四～一七五頁）。なお、後掲の史料が示すように、大坂では身代限りのことを「身上限」とも「身体限」とも呼称した。これらについては今後の課題としたい。

- (8) 大坂の金銀出入は、江戸の金公事の訴訟内容と同じように、おもに利息付き無担保金銭債権の給付訴訟を指す。ただし、大坂においては、金銀出入以外の公事を本公事として一括することはなく、金銀出入は江戸のように冷遇されていなかった（神保文夫『近世法実務の研究 上』汲古書院、二〇二二年、四六頁、一五〇～一六八頁、五〇三～五三七頁）。京都の金銀出入についても同じような傾向が見られた（宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』清文堂出版、二〇〇八年、八四～一五〇頁）。

- (9) 寛政四年「御触帳」（本三〇一）、寛政九年（一七九七）九月条。『大阪市史』にも同様の触が掲載されているが、やや文言が異なる（大阪市参事会編『大阪市史 第四上』大阪市参事会、一九二二年、三〇三～三〇四頁）。

- (10) 京都町触研究会編『京都町触集成 第七卷』（岩波書店、一九八五年）、四五六頁。京都の触れ出しがやや遅れた理由については、京都町奉行所が京都所司代を通して江戸評定所に問い合わせたからである（宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』清文堂出版、二〇〇八年、一三五頁）。

- (11) 寛政二年「無番控」（別二三〇）、寛政九年（一七九七）九月二四日条。

- (12) 江戸法における出訴期限については「質地田畑預金売懸金等」に関する二〇年が最初のものであり、質地などに関するものは見られるが、金公事の場合には、天保一四年（一八四三）改正により、はじめて売掛金に関する給付訴訟の期限が一〇年間となったという（金田平一郎著・和仁かや監修『近世民事責任法の研究』九州大学出版会、二〇一八年、一六四～一六五頁、神保文夫『近世法実務の研究 上』汲古書院、二〇二二年、三七頁、四二〇頁）。史料16をふまえると、寛政九年（一七九七）当時においては、金公事に関する給付訴訟の期限には制限がなかったといえる。

- (13) 石井良助『近世取引法史』（創文社、一九八二年）、二〇一～二〇二頁。

- (14) 金公事であっても、切金の弁済が滞った場合には、債務者に身代限りが命じられる規定になっていた。ただし、文化三

年（一八〇五）五月の評定所一座決定時点の場合、債権者が債務者から順調に返済を受けたとしても、たとえば金二両から金一〇〇両までについては約一〇年、金一〇一両から一〇〇〇両までについては完済まで約一五年を要した（石井良助『近世取引法史』創文社、一九八二年、三三三～三三六頁）。

(15) 野高宏之「享保期の町触・組触―荻田家文書の紹介―」（『大阪の歴史』第六五号、二〇〇五年、九一～一二七頁）、一〇二頁。

(16) 野高宏之「享保期の町触・組触―荻田家文書の紹介―」（『大阪の歴史』第六五号、二〇〇五年、九一～一二七頁）、一〇五頁。

(17) 野高宏之「享保期の町触・組触―荻田家文書の紹介―」（『大阪の歴史』第六五号、二〇〇五年、九一～一二七頁）、一五頁。

(18) 写本としては、「享保六辛丑年〆大坂御仕置覚書」（三井文庫所蔵「大阪御仕置録 上」所収、H二二―北―七〇）、「大坂御仕置覚書」（大阪府立中之島図書館所蔵「評定所公事訴訟并御仕置大概」所収）、「大坂御仕置覚書」（大坂商業大学商業史博物館所蔵）、「大坂御仕置御下知相済候留帳」（九州大学法学部所蔵「御代官揖斐十太夫殿支配西国筋之者江京大坂町人へ懸合一件留」所収、神保文夫『近世法実務の研究 上』汲古書院、二〇二二年、五一～五一九頁）、「金銀出入之事」（「せん年より御ふれふみ」所収、大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター編『せん年より御ふれふみ―近世大坂町触関係史料―』大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、二〇〇四年）等がある。

(19) 享保五年（一七二〇）一〇月の町触には、史料18の内容の前に「一、始而訴出候節ハ、相手之方江唯今迄之通訴状遣、裏判も可出事」とある（野高宏之「享保期の町触・組触―荻田家文書の紹介―」（『大阪の歴史』第六五号、二〇〇五年、九一～一二七頁、引用部分は一〇二頁）。対決とは、町奉行所で当事者間が口頭弁論をすることをいった（小早川欣吾『増補 近世民事訴訟制度の研究』名著出版、一九八八年、三六三～三六八頁）。

(20) 石井良助『近世取引法史』（創文社、一九八二年）、一九一頁。なお、少なくとも金銀出入の場合、契約後一〇年以内に
出訴をして「願掛」（順番待ち）の状態で一〇年が過ぎたときには、訴状は受理された（安竹貴彦・田中友恵「京都大学

- 法学研究科・法学部小早川文庫所蔵「取捌題号」——大坂町奉行所関係文書——（四 其之肆）『法学雜誌』第五一卷第三号、二〇〇五年、三三〇～三五八頁、三四九頁。
- (21) 「せん年より御ふれふみ」では「残銀」とある（大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター編『せん年より御ふれふみ——近世大坂町触閥関係史料——』大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、二〇〇四年、五一頁）。
- (22) 安竹貴彦・田中友恵「京都大学法学研究科・法学部小早川文庫所蔵「取捌題号」——大坂町奉行所関係文書——（四 其之伍・完）」『法学雜誌』第五二卷第三号、二〇〇六年、五七九～六〇六頁、引用部分は六〇三頁、六〇五頁。
- (23) 宮本又次『近世大阪の経済と町制』（文献出版、一九八五年）、一三七頁。
- (24) これを「質抜」といった。「質抜」については、小早川欣吾「近世に於ける身代限り及分散について」（『法学論叢』第四三巻第五号、一九四〇年、二六二～二九二頁）、二八六～二九〇頁、小早川欣吾「近世に於ける身代限り及分散考（二）」（『法学論叢』第四四巻第二号、一九四一年、二九九～三三二頁）、三一～三三三頁を参照。「質抜」に関する大坂法の判例については、神保文夫の整理がある（神保文夫『近世法実務の研究 上』汲古書院、二〇二一年、三五一～三五七頁）。賀川隆行も、大坂兩替店の訴訟記録から「質抜」に相当する裁許があったことを明らかにしているが、大坂法と照らし合わせて分析したものではない（賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、一四〇～一四五頁）。なお、ここでいう質入債権（質権）とは、法の定めた形式的要件を完備する証文を当事者が作成していた場合にのみ公認される権利であり、その場合のみ、債務不履行時に引当物（物的保証）の所有権が債権者に移る効力を有する権利である（小早川欣吾『日本担保法史序説』法政大学出版局、一九七九年、二九七～三三三頁）。あとも述べると、この場合を満たさなかったときには、当該契約は大坂町奉行所から書入債権として扱われた（石井良助『近世取引法史』創文社、一九八二年、六七頁、二九八頁）。債務者の利益については、家質（質権を設定された家屋敷）の場合、実際には債権者が占有する抵当であり、それ以外の質物（質権を設定された動産）の場合には、占有権が債権者に移転する現行法上の「質」（占有担保）もあったと思われる。
- (25) 安竹貴彦編『大坂堺問答——一九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続——』（大阪市史編纂所、一九九五年）、一一七頁。

- (26) 安竹貴彦編『大坂堺問答―一九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続―』(大阪市史編纂所、一九九五年)、一〇三頁。
- (27) 原本(神宮文庫所蔵本)にはなく、異本(東京大学法制史資料室所蔵本)に見られるものである。
- (28) 原本(神宮文庫所蔵本)にはなく、異本(東京大学法制史資料室所蔵本)に見られるものである。
- (29) 安竹貴彦編『大坂堺問答―一九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続―』(大阪市史編纂所、一九九五年)、一〇四頁。
- (30) 本来の主語は堺奉行所だが、「当表(大坂)も同様取計申候」とあるので、主語を大坂町奉行所に置き換えた。
- (31) 日切証文(日切手形)とは、日限返済命令を受けた被告らがその期限内に弁済することを約束した証書である(石井良助『近世取引法史』創文社、一九八二年、一三〇頁)。
- (32) 家質の設定には、年寄と五人組の連判を要したから、当然、彼らにも保証人として弁済義務があった(石井良助『近世取引法史』創文社、一九八二年、六七頁)。とくに家質の場合には、債務不履行時には質権が設定された家屋敷の所有権を債権者に移転すればよいので、基本的には、年寄や五人組が弁済を負うことはなかったと思われるが、いずれにしても家質契約の役印が取次や証明のための奥印ではなく、保証人としての連判であったことに注意すべきである。
- (33) 萬代悠・中林真幸「近世の土地法制と地主経営」(深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座日本経済の歴史 第二巻 近世 一六世紀末から一九世紀前半』岩波書店、二〇一七年、一五〇〜一七六頁)、一五二〜一五五頁。
- (34) 神保文夫『近世法実務の研究 上』(汲古書院、二〇二二年)、三〇〜三六頁。
- (35) 「せん年より御ふれふみ」では「申付問敷」とある(大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター編『せん年より御ふれふみ―近世大坂町触関係史料―』大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、二〇〇四年、五二頁)。
- (36) 安竹貴彦編『大坂堺問答―一九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続―』(大阪市史編纂所、一九九五年)、二七頁。
- (37) 安竹貴彦編『大坂堺問答―一九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続―』(大阪市史編纂所、一九九五年)、五二頁。
- (38) 金銀出入と表記するほうが正確だが、ここでは質入債権給付訴訟と区別するために書入債権給付訴訟とした。もとより先述したように、質権の設定が認められなければ、当該金銭貸借契約は書入として処理され、金銀出入と同様に取り扱わ

れたことをふまえると、金銀出入を質権の設定がない書入債権の給付訴訟としても大過ないと思われる。

- (39) 先訴とは、同じ相手に対して二つ以上の訴訟が提起された場合において、先に出訴された訴訟のことをいう（安竹貴彦・田中友恵「京都大学法学研究科・法学部小早川文庫所蔵『取捌題号』——大坂町奉行所関係文書——（四 其之肆）」『法学雑誌』第五一卷第三号、二〇〇五年、三三〇～三五八頁、引用部分は三三二頁）。

- (40) 通常金銀出入の場合、先訴があったときには町奉行所は後訴を受理せず、「願掛」（順番待ちの状態）となり、先訴が解決に至った時点で、後訴の債権者が「願掛」通りの順番に「願直し」（出訴）することができた（安竹貴彦・田中友恵「京都大学法学研究科・法学部小早川文庫所蔵『取捌題号』——大坂町奉行所関係文書——（四 其之肆）」『法学雑誌』第五一卷第三号、二〇〇五年、三三〇～三五八頁、引用部分は三四三～三五二頁）。これに対し、質入債権給付訴訟については、書入債権給付訴訟の先訴があったとしても受理された（先訴受候者相手取、先訴同様金銀出入願出候節者拾ヶ条目下ヶ札（「願掛」制度）之通取計、質物出入并有物取戻出入之類者先訴後訴共無構為請申候」安竹貴彦編『大坂堺問答——一九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続——』大阪市史編纂所、一九九五年、五〇頁）。

- (41) 家賃債権給付訴訟の返済日限のほうに書入債権給付訴訟のそれよりも早く、家賃債権給付訴訟の返済日限になっても債務不履行であったときには、すぐに引当家屋敷の所有権移転が命じられる。ただし、債務者の居宅が家賃に入った給付訴訟の場合、書入債権給付訴訟が解決するまで実際の移転は保留された。これは、書入債権給付訴訟の解決まで債務者の引越を猶予するためであろう（「家賃出入之方、切日早候ハ、直ニ帳切申付、是又預銀出入落着迄其假可差置」旨可申渡候、且又懸屋敷之家賃出入、又者質田地出入等者、右体之無頓着帳切可申付候」安竹貴彦編『大坂堺問答——一九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続——』大阪市史編纂所、一九九五年、一〇四頁）。

- (42) 安竹貴彦編『大坂堺問答——一九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続——』（大阪市史編纂所、一九九五年、一〇四頁）。

- (43) 安竹貴彦編『大坂堺問答——一九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続——』（大阪市史編纂所、一九九五年、一〇六頁）。

- (44) したがって延為替契約においては、保証人としての五人組の加印も、町年寄の加印も必要ない。史料5の町年寄の奥印は、連帯保証人としての印形ではない。

(45) 優先裁許、返済日限の最短固定、返済日限の即日命令については、すでに賀川隆行が後掲の史料34や訴訟記録の一部から明らかにしたことだが(賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、一一九～一四〇頁)、ここではより詳細に検討し、次章においては解決日数や訴訟手続と組み合わせながら、御為替債権給付訴訟の特徴を明らかにすることによって差別化を図っている。

(46) 安竹貴彦「資料」評儀帳(大阪市立大学学術情報総合センター所蔵)——大坂町奉行所関係文書——(三 其之七)『法学雑誌』第四九卷第一号、二〇〇二年、二九五～三三二頁、二九八頁。

(47) 賀川隆行もこれを引用している(賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、一二〇頁)。

(48) 安竹貴彦「資料」評儀帳(大阪市立大学学術情報総合センター所蔵)——大坂町奉行所関係文書——(三 其之参)『法学雑誌』第五〇卷第二号、二〇〇三年、八六三～八九七頁、八七三頁。

(49) 安竹貴彦「資料」評儀帳(大阪市立大学学術情報総合センター所蔵)——大坂町奉行所関係文書——(三 其之参)『法学雑誌』第五〇卷第二号、二〇〇三年、八六三～八九七頁、八八二頁。

(50) 安竹貴彦「資料」評儀帳(大阪市立大学学術情報総合センター所蔵)——大坂町奉行所関係文書——(三 其之伍)『法学雑誌』第五〇卷第二号、二〇〇三年、四八七～五二〇頁、四九二頁。

(51) 名目金とは、公家や門跡・寺社・御三家・御三卿が祠堂金・修復料・遺金などの名目を冠した資金を幕府の許可を得て利貸しする金融制度である。名目金債権給付訴訟の優遇は、以下の三期に大別できる。(1)明和三年(一七六六)の改正より前までは、金銀出入の先訴があったとしても、大坂町奉行所は名目金債権給付訴訟を受理し、債務者が身代限りを受けるときには、名目金貸付の債権者は先訴の債権者と並んで家財などの配分を受けることができた。(2)明和三年改正から天明八年(一七八八)改正より前までは、債務者に対する債権者Aの書入債権給付訴訟(先訴)の日限中に、当該債務者に対し債権者Bが名目金債権給付訴訟(後訴)を起こした場合、大坂町奉行所は先訴を不受理とし、後訴の債務を履行するよう債務者に対し銀高に応じた返済日限を命じた。(3)天明八年改正以降は、先訴の不受理は停止され、明和三年改正より前の旧制に復した(安竹貴彦・田中友恵「京都大学法学研究科・法学部小早川文庫所蔵「取捌題号」——大坂町奉行所関係

文書―（四 其之伍・完）『法学雜誌』第五二卷第三号、二〇〇六年、五七九〜六〇六頁、引用部分は五九三〜五九五頁。

(52) 明和三年改正から天明八年（二七八八）改正より前までにおいては、名目金債権給付訴訟と御為替債権給付訴訟は先訴・後訴関係なく受理され、身代限りの際には被告の財産は両者の債権者に配分された。よって、当該期間のみ、御為替債権は当該期間外に比べてやや冷遇されたと見てよい。

一、御祠堂銀并為御替滞願出候節、相手先訴

（朱書）

先訴引上、右之出入同士二候ハ、幾口ニ而も先後無構濟方、先之切日者後之切日迄延し、身体限配分

右は「評儀帳」、明和四年（二七六七）正月二十九日決定（安竹貴彦「資料「評儀帳」（大阪市立大学学術情報総合センタ―所蔵）―大坂町奉行所関係文書―（三 其之参）」『法学雜誌』第五〇卷第二号、二〇〇三年、八六三〜八九七頁）、八六九頁より引用。

なお、御為替債権給付訴訟の日限中に外組から同訴訟が同じ債務者に提起された場合、先に訴えたほうが優先される。

一、為御替滞、たとへは三ツ井組之願日切中、同相手江外組之願

（朱書）

無構日切

右は「評儀帳」、延享二年（二七四五）八月二四日決定（安竹貴彦「資料「評儀帳」（大阪市立大学学術情報総合センタ―所蔵）―大坂町奉行所関係文書―（三 其之参）」『法学雜誌』第五〇卷第二号、二〇〇三年、八六三〜八九七頁）、八七二頁より引用。

(53) たとえば、過去に幕府御用金を納めた者が被告（債務者）であった場合、その訳をもって切金弁済をすることが例外的に認められた。

一、同家主・同居人共相手取候出入、先代之者御用金差出候与之訳を以、兩人とも之切金願

（朱書）

同家主者兄之家を相続いたし候者二而、右同居人を順養子ニ可致訳合ニ有之間、兩人共同様相願候由、兩人共切金右は「評儀帳」、寛政九年（二七九七）正月二〇日決定（安竹貴彦「資料「評儀帳」（大阪市立大学学術情報総合センタ

―所蔵) ―大坂町奉行所関係文書―(三 其之参) 『法学雑誌』第五〇卷第二号、二〇〇三年、八六三〜八九七頁、八二頁より引用。

一、御用金皆済御下有之候得共、一旦差出候訳を以切金願
(朱書) 聞届

右は「評儀帳」、寛政九年(二七九七)四月二八日決定(安竹貴彦「資料「評儀帳」(大阪市立大学学術情報総合センター所蔵) ―大坂町奉行所関係文書―(三 其之参) 『法学雑誌』第五〇卷第二号、二〇〇三年、八六三〜八九七頁)、八二頁より引用。

一、御買米二付、御用金差出候者
(朱書) 切金

右は「評儀帳」、年号月日欠(安竹貴彦「資料「評儀帳」(大阪市立大学学術情報総合センター所蔵) ―大坂町奉行所関係文書―(三 其之参) 『法学雑誌』第五〇卷第二号、二〇〇三年、八六三〜八九七頁)、八八三頁より引用。このほかの事例については、安竹貴彦・田中友恵「京都大学法学研究科・法学部小早川文庫所蔵「取捌題号」 ―大坂町奉行所関係文書―(四 其之伍・完) 『法学雑誌』第五二卷第三号、二〇〇六年、五七九〜六〇六頁)、五八四〜五八七頁を参照。

(54) 安竹貴彦「資料「評儀帳」(大阪市立大学学術情報総合センター所蔵) ―大坂町奉行所関係文書―(三 其之参) 『法学雑誌』第五〇卷第二号、二〇〇三年、八六三〜八九七頁)、八七〇頁。

(55) 安竹貴彦・上山卓也「大阪市立大学学術情報総合センター所蔵「大坂公事方問合伺留」 ―大坂町奉行所関係文書―(二 其之弐) 『法学雑誌』第四八卷第三号、二〇〇一年、八五七〜八七九頁)、八六二頁。

(56) 安竹貴彦「資料「評儀帳」(大阪市立大学学術情報総合センター所蔵) ―大坂町奉行所関係文書―(三 其之参) 『法学雑誌』第五〇卷第二号、二〇〇三年、八六三〜八九七頁)、八七五頁。

(57) 正徳四年「御用帳之控」(別一七四三〜一七、享保八年「御用帳」(本三四二)、寛政六年「御用帳」(本三四三)、天保六年「御用帳」(本三四四)。以下、とくに断りが無い限り、これらの史料を用いている。

- (58) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）、一一九～一四〇頁。
- (59) 神保文夫『近世法実務の研究 上』（汲古書院、二〇二二年）、二七一～二七五頁、五〇八頁。
- (60) 「二、当表（大坂）金銀出入取捌之儀、前方（享保五年以前）者、対決之上、日数三十日切済方申付、不相済時者、二十日、十日、五日と段々拾式三切も日延申付、其上二も不埒二候得者、手鎖掛ケ、日切者不申付、双方相對二而済候歟、亦者身体倒候迄者其俣二而差置候二付、年数延候金銀出入数多有之候処、（後略）」（神保文夫『近世法実務の研究 上』汲古書院、二〇二一年、五〇八頁）。
- (61) 寛政三年（一七九一）八月二日出訴の事例。享保八年「御用帳」（本三四二）、寛政三年一〇月二一日条。
- (62) 西坂靖「三井大坂兩替店の抱屋敷管理と代判人・家守」（『三井文庫論叢』第二号、一九八七年、九五～一二二頁、引用部分は一〇八頁）。本来であれば、引当家屋敷の価値が高い場合には大坂兩替店が家質に書き換えたと思われるが、この時点では何らかの事情で書き換えられず、懇意の阿波屋伊兵衛を紹介したと思われる。
- (63) 文化五年（一八〇八）七月九日出訴の事例。寛政六年「御用帳」（本三四三）、文化五年八月五日条。
- (64) たとえば、「何分御勘弁被成下候様精々相頼二付、無拋趣相聞得候付、相談之上、申達候者、外御一家衆歟、手代衆之内、御印形二而御印^{十五貫目}シサズ、取組、引当者右五間口統屋敷矢張是迄之通引当二致」。寛政三年（一七九一）八月二日出訴の事例。享保八年「御用帳」（本三四二）、寛政三年一〇月二一日条。
- (65) 出世証文とは、「将来の不定時において債務を弁済することを約束した証文」である（宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』清文堂出版、二〇〇八年、二五三頁）。宇佐美英機の整理によると、出世証文は、分散（概ね自己破産に相当）執行の際において債権者が再請求権を留保するために手交されたとする中田薫説、分散に限らず手交されたとする小早川欣吾説があり、後者が実証的であったが、前者が法制史の通説として定着したという。これに対し宇佐美は、小早川説が正しいことを明らかにしつつ、とくに「出世」することが可能な経済社会に到達していた上方においては、債務者本人や請人の保証能力を補完する行為として出世証文を手交する慣行が成立、普及していたとする（宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』清文堂出版、二〇〇八年、二四七～二九七頁）。そして、出世証文の作成からは、家産の再興

に向けて再挑戦させる度量の大きさ、寛容さが債権者にあったこと、貧困に陥った人々を一時的に救済するためのセーフティネットの一つとして出世払いが機能したことがうかがえるという（宇佐美英機『近江商人と出世払い―出世証文を読み解く―』吉川弘文館、二〇二一年、二六一―二六二頁）。

ただし、少なくとも大坂法、かつ身代限りの場合、再請求権は認められていなかったことに注意したい。史料21で示したように、身代限りを受けた被告が経営を立て直した場合に原告に残額弁済するという手形の手交は、法的効力を持たなかった。この手形は、債権者が再請求権を留保するという点では出世証文に相当する。したがって、身代限りを執行する前に出世証文を手交した理由は、債権者が再請求権を留保するためであり、それは必ずしも、債権者の度量の大きさや寛容さを示すものではないと思われる。債務者は、身代限りの執行を受けると、社会的差別をこうむったといわれるが、借入の制限などを受けたわけではない。自ら進んで身代限りを望み、免責を得ようとする債務者もいたのである（松本四郎『日本近世都市論』東京大学出版会、一九八三年、一九〇頁）。そうしたなかで、大坂両替店は再請求権を留保するために示談を進め、身代限りを回避しようとしたと考えた場合、出世証文の作成には、あくまで債務・債権関係を解消させないという大坂両替店の冷酷さが垣間見えるのではないか。これは分散（概ね自己破産に相当）ではなく身代限り（強制執行）の事例であることに留保すべきだが、筆者は以上のように考える。

(66) 大坂町奉行所が判断できない案件について、大坂城代にうかがうことはしばしば見られた（小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』塙書房、二〇一一年、六三―一七頁）。

(67) 天保六年「御用帳」（本三四四）、天保二年（一八四〇）七月一日条。

(68) 訴訟ごとに掛り（担当）の与力が違ったので、十右衛門に下問するまで、先日に大坂両替店との御為替債権給付訴訟があったことを知らなかったと思われる。

(69) これについては別稿を期したい。

(70) 賀川隆行も、当該史料の一部を引用している（賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、一三六―一三七頁）。なお、宛名は不明である。

(71) なお、史料49の四か条目によると、文政七、八年（一八二四、一八二五）からは、和歌山藩、尾張藩をはじめとする「御名目金銀」が先訴であった場合には、御為替債権の優先裁許が発揮されなかったことが示されている。宝暦五年（一七五五）時点の決定（史料33）に変更が加わり、御為替債権の保護が若干冷遇されたともいえる。これについては今後の課題としたい。

(72) 「限日二付下宿迄罷越、掛合候得共、前同様之儀二付来ル廿七日迄日延相頼候二付、承知之致奥印、願上候処、御掛り杉浦様被仰候者、一通り日延与而已申上候而者難相成段殿敷被仰、御奉行様ニも今日御帰りの程難相分候間、右書面認直シ、明日罷出候様被仰渡候付、引取候事」、「昨日罷出候処、右之次第二付、今日下宿迄罷越、掛合候処、来ル廿七日迄御日延被成下候ハ、是非共相片附候様可仕候間、右日延之儀相頼候二付、承知致奥印、願上候処、御聞濟御座候事」。天保一〇年（一八三九）五月一九日出訴事例。天保六年「御用帳」（本三四四）、天保一〇年六月一八日、一九日条。

(73) 「杉浦種治郎殿御立腹ニ而、入銀茂無之候ハ、日延相成不申、明日本人九郎右衛門・京橋六丁目年寄本人無相違罷出候様殿敷被仰付、書付納り不申候事」。文久元年（一八六一）六月二八日出訴の事例。天保六年「御用帳」（本三四四）、文久元年七月八日条。

(74) 「翌九日銀式百目丈ケ入銀いたし、段々歎願いたし候得共、殊之外御呵り御座候而、いつれ明十日是非共本人罷出、夫とも強上ニ申上候ハ、此方（与力）と召捕候而も是非呼寄候間、此段相心得可申様駈与被仰渡候事」。文久元年（一八六一）六月二八日出訴の事例。天保六年「御用帳」（本三四四）、文久元年七月九日条。

(75) 「米太方并外願人（先訴の原告）ニ成替り候心得ニ相成候ハ、濟方義可相成、弥濟方不出来候ハ、身体限相渡候様難申付、定法通り被仰渡候ハ、入牢等被仰付候事も難斗、左様相成候而ハ又濟方も相成間敷候様被存候間、何分ニも勘定いたし候様、尚町内も世話致遣シ候旨被仰渡候」。天保二年（一八四二）十一月一六日出訴の事例。天保六年「御用帳」（本三四四）、天保二年二月二四日条。

(76) 「又翌十日銀五百目丈ケ入銀いたし、段々歎願致候得共、^{（情）} 連茂五百目位之入銀ニ而聞届無之、強上申上候ハ、駈与御沙汰有之へく旨被仰出候事」、「翌廿日銀壹貫目丈ケ入銀いたし、^{（被告）} 本人・年寄と段々相歎候得共、日延御聞入無之、定而御強上^{（情）}

申上候ハ、御咎も有之候間、右辺相心得与敵敷被仰渡」。文久元年（一八六一）六月二八日出訴の事例。天保六年「御用帳」（本三四四）、文久元年七月一〇日、二〇日条。

(77) 「目安方御役人筆頭成瀬捨藏殿御調相成、最初六月廿八日方御憐愍を以御日延も被仰付、引当物夫々売払才覚茂可仕管之処、無其儀、只延々いたし、御上ヲ不恐候致方以之之外之儀、是迄者憐愍有之、今日者其方返答次第第二而此方（与力）二茂取計かた有之、既本人并連印之者手鎖二茂可被仰付候様子二有之候処、段々京橋六丁目年寄方何分御憐愍を以可申処、御猶予奉願上候而、睨与本人江相渡候間、御聞届候哉与段々歎願いたし、依之年寄左様申候二付、今日明日両日之内急度治談可致趣被仰付候事」。文久元年（一八六一）六月二八日出訴の事例。天保六年「御用帳」（本三四四）、文久元年九月一九日条。

(78) 「何分十七日迄之処、御日延願度旨呉々茂相頼候二付、無抛致承知、双方罷出候処、由比氏殊之外敵敷被仰聞候上、御一同二相成候処、何れ十七日二者本人方濟方いたし候哉、万一不相成時者町内江引当家屋敷引請売払、濟方いたし候旨書附差出し候ハ、御聞濟被遊候段被仰聞候二付、一統引取、又々下二而段々掛合之上、町内方致濟方候趣書附差上候」。天保六年（一八三五）六月一九日出訴の事例。天保六年「御用帳」（本三四四）、天保六年七月八日条。

(79) 「双方何れも罷出候処、右家屋敷跡式老母江被下候、併右之御為替銀引当二自分二差入有之、連印致難儀居候、夫ヲ見捨候儀二而も有之間敷、右家屋敷売払候而成共、御為替銀相濟可申儀者丁内之者も右之心得を以取計遣候様被仰渡候。天保六年（一八三五）九月五日出訴の事例。天保六年「御用帳」（本三四四）、天保六年一〇月二二日条。「昨申年西^{（分延元年）}地方江御断申上置候堂嶋北町塩屋利兵衛家出跡、（中略）右引当家屋敷町内方売払、御為替銀相濟候様被仰渡」。万延元年（一八六〇）七月二七日出訴の事例。天保六年「御用帳」（本三四四）、文久元年（一八六一）四月某日条。

(80) 宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』（清文堂出版、二〇〇八年）、一六一～一七六頁。

(81) 宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』（清文堂出版、二〇〇八年）、一九一～一九八頁。

(82) 導入ではなく参照としたほうがよいかも示れない。いずれにしても、大坂法の京都法化と呼びうる現象の経緯については、今後の課題としたい。

- (83) 神保文夫『近世法実務の研究』（汲古書院、二〇二二年）、五三四頁。この第六章の初出は二〇〇一年である。
- (84) 神保文夫『近世法実務の研究 上』（汲古書院、二〇二二年）、五三四～五三五頁。なお、神保は文化一〇年（一八一三年）以降とするが、実際に引用している史料の時期は一八一〇年代中頃である。
- (85) 大平祐一『近世日本の訴訟と法』（創文社、二〇一三年）、二四九頁。
- (86) 大平祐一『近世日本の訴訟と法』（創文社、二〇一三年、二三五～二五三頁。大平は、同書二六五頁において、「江戸時代の大阪法は、私人の果たす役割が大きく、「権利」実現のために奉行所を巧みに活用する庶民のたくましさを感じさせる。大阪法が柔軟に運用されていると思われるところがあるのも、そうした庶民のたくましさの反映であるのかも知れない」とも述べている。
- (87) ただし、大平祐一の分析時期は一八五〇年代からであるので、一八二〇～一八四〇年代にも金銀出入がⅢ期のような手続に移行したのかについては、より慎重な検討が必要である。
- (88) 大平祐一『近世日本の訴訟と法』（創文社、二〇一三年）、一三七～二五二頁。
- (89) 享保八年「御用帳」（本三四二）、享保一二年（二七二七）三月二一日～四月某日条。
- (90) 萬代悠「三井大坂両替店の都市不動産経営」（『三井文庫論叢』第五三号、二〇一九年、一～一八六頁）、二四頁。
- (91) 小早川欣吾「近世に於ける身代限り及分散統考（二）」（『法学論叢』第四四卷第二号、二九九～三三二頁）、三二九～三二一頁。
- (92) 小早川欣吾「近世に於ける身代限り及分散統考（二）」（『法学論叢』第四四卷第二号、二九九～三三二頁）、三二九頁。
- (93) 大阪参事会編『大阪市史 第四上』（大阪参事会、一九二二年）、七～八頁。
- (94) 大阪参事会編『大阪市史 第四下』（大阪参事会、一九二二年）、一七二～一七五頁。
- (95) 松本四郎『日本近世都市論』（東京大学出版会、一九八三年）、一九二頁。
- (96) 小早川欣吾「近世に於ける身代限り及分散統考（二）」（『法学論叢』第四四卷第二号、二九九～三三二頁）、三三二頁。
- (97) 天保六年「御用帳」（本三四四）、嘉永三年（一八五〇）五月一九日出訴の事例。七月二〇日条。

(98) 文政八年「無番控」(別二七九)、天保一二年(二八四一)一二月一二日条。

(99) 曾根ひろみ「与力・同心」論―一八世紀後半の大坂町奉行所を中心に―(『神戸大学教養部紀要 論集』第四〇号、一九八七年、五一―八〇頁)、五六頁。

(100) 前節のⅢ期Aの事例を参照。これは金銀出入においても同様であったようである(安竹貴彦・田中友恵「京都大学法学研究科・法学部小早川文庫所蔵『取捌題号』―大坂町奉行所関係文書―(四 其之肆)」「法学雑誌」第五一卷第三号、二〇〇五年、三三〇―三五八頁、引用部分は三四二頁)。

(101) たとえば、天保一三年(一八四二)五月に大坂町奉行所は、身代限りを執行された者が家名を再興するまでは、男女ともに藁草履以外の履き物の着用禁止、傘や下駄などの雨具の使用・着用禁止、吉凶行事への参加禁止といった差別を当者に与えるよう命じた(大阪参事会編『大阪市史 第四下』大阪参事会、一九一二年、一五三六頁、小早川欣吾「近世に於ける身代限り及分散統考(二)」「法学論叢」第四四卷第二号、二九九―三三二頁、引用部分は三二九―三三〇頁)。ほかにも同年八月に大坂町奉行所は、わざと身代限りになったといって家請人小屋(難渋の借家人引き受け場)に入り、返済義務から逃れようとする者たちを警戒し、小屋人には履き物や雨具の使用・着用制限、吉凶行事への参加禁止といった差別を強化した(大坂参事会編『大阪市史 第四下』大阪参事会、一九一二年、一五九五―一九五七頁、松本四郎『日本近世都市論』東京大学出版会、一九八三年、一九〇頁)。このような社会的差別が程度の差はあれ天保一三年以前にも見られたと仮定した場合、下層町人ならば受容も苦ではないかもしれないが、とくにそれなりの旧家や名家にとっては耐えがたい恥辱であったと想定される。あるいは、当代家長が身代限りを執行されて家族・親類に「家」の汚名と認識されれば、当該家長は家族・親類から強制的に隠居させられたであろう(萬代悠「畿内豪農の「家」経営と政治的役割」『歴史学研究』第一〇〇七号、二〇二一年、七二―八四頁)。

(102) たとえば、弘化三年(一八四六)六月二十九日に訴訟取下(残銀一四貫五〇匁)については延為替再契約)となった池田屋次兵衛・同手代芳兵衛は、示談後に銀三五〇匁を返済した(弘化三年五月十九日出訴の事例、出訴時の債務残額は銀一六貫三五〇匁、天保六年「御用帳」本三四四)。弘化四年(一八四七)六月二十九日に訴訟取下(残銀五〇貫目)については延

為替再契約」となった加嶋屋幸七・別家手代加嶋屋良助は、示談後に銀二七貫目を返済した（弘化四年三月二八日出訴の事例、出訴時の債務残額は銀五五貫目、天保六年「御用帳」本三四四）。

(103) 儒学者の中井竹山は、身代限りが執行されない京都法を、弊害が少なく優れているものと評価したという（宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』清文堂出版、二〇〇八年、一五三―一五四頁）。それを仁・義を見た竹山の見解については留保しておくが、少なくとも大坂の場合、京都法のような手続はとくに債権者にとって優れたものであったと理解することもできる。

(104) 福澤徹三『一九世紀の豪農・名望家と地域社会』（思文閣出版、二〇一二年）、六二―七〇頁。

(105) 神保文夫『近世法実務の研究 上』（汲古書院、二〇一二年）、一六九―一九五頁。

(106) 福澤徹三『一九世紀の豪農・名望家と地域社会』（思文閣出版、二〇一二年）、六六―六七頁。なお、総数が合わない。すべてが金銀出入かは不明だが、さしあたり金銀出入と考えた。岡田家を取り下げたあとの願い直しの経緯についても不明である。

(107) 福澤徹三『一九世紀の豪農・名望家と地域社会』（思文閣出版、二〇一二年）、六七頁。

(108) 福澤徹三「書評 萬代悠著『近世畿内の豪農経営と藩政』」（『歴史学研究』第一〇〇一―一〇〇二号、二〇一二年、五一―五三頁）、五二頁。もとより、大坂町奉行所の裁判では金公事とは呼称しない。

(109) 小早川欣吾「近世に於ける身代限り及分散統考（一）」（『法学論叢』第四四卷第一号、一九四一年、一三三―一六八頁）、一六三頁、大平祐一「近世日本の訴訟と法」（創文社、二〇一三年）、二六五頁。神保文夫も、次のように指摘している。

「そもそも出入筋の手続によって奉行所に訴出ることの目的が、勝訴判決を得て最終的には強制執行（身代限）による救済を求めるということでは必ずしもなく、訴状に奉行所の裏書（裏判）を得ることによって、その権威を背景とし、あるいは相手方が奉行所への出廷を厭うことを見越して、有利な条件での内済をはかろうとする者が相当あったのではないかと思われる」とし（神保文夫『近世法実務の研究 上』汲古書院、二〇一二年、三二八―三二九頁）、これに筆者も賛同する。実際、大坂両替店の出訴後、すぐに解決に至る事例もあった（第8図）。II期の事例ではあるが、元文四年（一七

三九) に三井組が京都町奉行所に大坂御金蔵御為替御用の勤務内容を報告した上申書の写しには、「定式為御替、臨時為御替金銀追々奉請取、江戸江仕送り申儀大分之儀ニ御座候得共、先キ々吟味仕相渡し申二付、滯申儀者稀成儀ニ御座候、若相滯申節御願申上候得者、格別被^レ仰付被下、或者分散、亦者御闕所ニ相成候も、有高之内、為御替銀分者引抜、御渡シ被下候付、下タ為替請取候町人も太切^(大)ニ奉存、自然と滯方無数(數なく)御座候、其上下タニ而对談仕可相濟儀者了簡を以相濟候様二仕、御威光ヲ申立候様成儀聊以無御座、相慎御太切^(大)ニ奉相務申候御事」とあり(享保八年「御用帳」本三四二)、三井組は、大坂町奉行所が御為替債権を強く保護してくれたので、債務者もそれを理解し、自然と滯納も少ないことを報告していた。

(110) なお、この点で、大坂法適用地域の場合には、ことさらに無担保貸付を「信用」貸付と強調するべきではないと思われる。たとえば、福澤徹三は、無担保の金銭貸借契約を基本的には「信用」による金融関係とする(福澤徹三『一九世紀の豪農・名望家と地域社会』思文閣出版、二〇一二年、四四頁)。しかし、法制史研究が解明してきたように、無担保であっても、大坂法の場合、給付訴訟になったときには無担保の金銭貸借契約は金銀出入一般として処理された(神保文夫『近世法実務の研究 上』汲古書院、二〇二二年、四六頁、一五〇〜一六八頁、五〇三〜五三七頁)。したがってこれまでも述べてきた通り、債務不履行時には強制執行や煩雑な訴訟を受けるかもしれないという認識が、当事者間の契約履行を支えていた面も正当に評価すべきであり、「信用」だけが金銭貸借契約の履行を支えていたかのような表現は避けるべきであろう(これには自戒も込めている)。

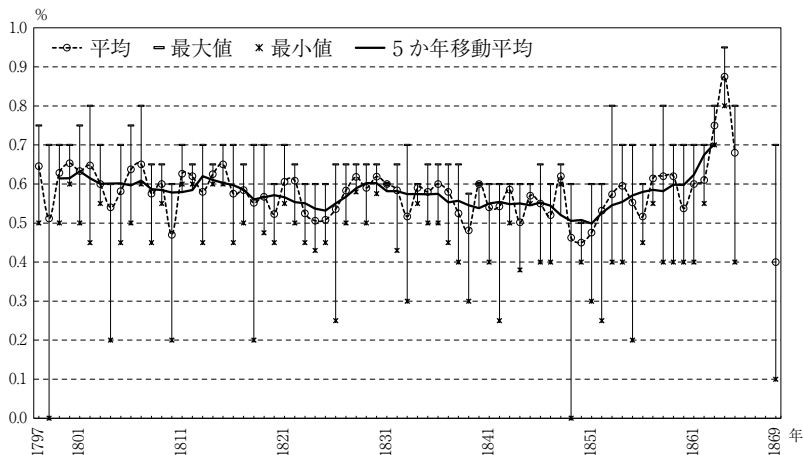
おわりに——法制の変化による利子率変動の検証

ここまでの成果をまとめると、次のようになる。大坂両替店は、幕府から預かった公金を、法に抵触しない方法で公金為替(御為替)に擬制し、延為替貸付として運用した。公金為替に擬制しておく、大坂両替店が給付訴訟を起こし

た際、大坂町奉行所（大坂町奉行所管轄下の大坂法）から強い債権保護を受けられたからである。大坂法は、遅くとも享保五年（一七二〇）令以降に優先裁許、返済日限の最短固定、返済日限の即日命令、手代の連帯責任などによって御為替債権を優遇し、大名為替債権や名目金債権に対する優位性も、それを認める判例が蓄積、引用され続けることで、御為替債権の保護の強さが継続された。一方で、宝暦十二年（一七六二）以降分の延為替貸付については、大坂両替店をはじめとする御為替組が大坂町奉行所への報告書において貸付先の非公開化に成功し、これが延為替貸付の拡大に寄与した。そして概ね一八二〇年代以降の大坂法は、とくに御為替債権給付訴訟の場合、大坂町奉行所が費用をかけて示談を強く求める形に変化した。大坂両替店にとっては、質権者に多くの金銭が渡る可能性が高く、詐偽的行為を誘発する可能性もあり、なおかつ債権を解消される身代限りよりも、示談で債務の一部を回収し債権を継続するほうが好ましかった。したがって、この法制の変化は延為替貸付の安定的拡大（第6図）に貢献したと考えられる。

では、本稿の課題に基づき、法制の変化が延為替貸付の利子率にどのような影響を与えたのかを検証する。天明六年（一七八六）以降、大坂両替店においては、延為替貸付の抵当を控えた記録である「書入控」が作成されており、明治四年（一八七二）まで全七冊が欠年なしで現存している。「書入控」には、契約年月日、債務者、引当物、三井の融資額、月利（概ね一八三〇年代以降）、奥印の有無、証人の有無、判見の手代名などが記録されている。証文仕替え（契約更新）の場合には、「改」として契約年月日が修正されているが、引当物や奥印、証人の変更があった場合、新規の契約として別個に記録されたので、以下では証文仕替え以外の契約を計上した。一八三〇年代より前の分や「書入控」では記載漏れがある分の月利に関しては、寛政一致後の勘定目録にも記載されており、そこから照合した。

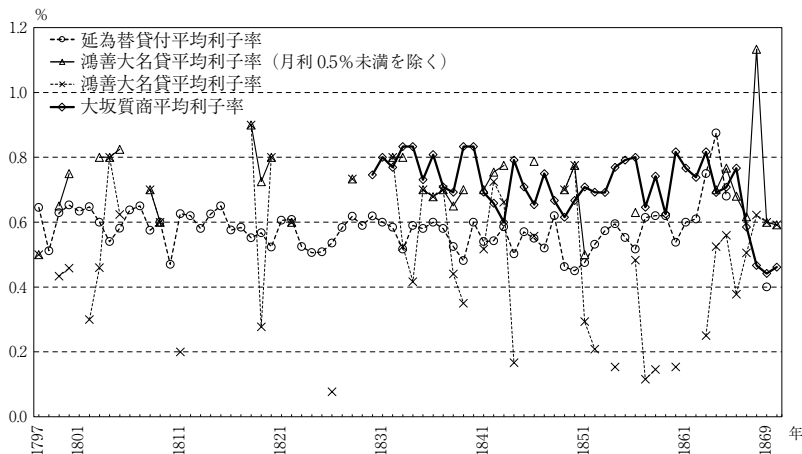
実は、延為替貸付の抵当は家屋敷だけではなく、多種多様に存在した。しかし、これについては別稿を期すとして、ここでは抵当の大多数を占めた家屋敷の場合のみを検討する。年間取引が概ね四〜五口以上ある家屋敷抵当の延為替貸



第9図 三井大坂両替店の家屋敷抵当延為替貸付の月利（名目利率）——寛政9年（1797）秋季～明治2年（1869）の場合
出典）付表3と同じ。

付を事例に、一口当たりの月利（名目利率）の推移を示したものが第9図と付表3である。これを見ると、利率は、①五か年移動平均の場合、文政三年（一八二〇）から文政八年（一八二五）までの継続的低下を示し、単年度推移の場合には文政三年、文政六年（一八二三）から文政九年（一八二六）に低い数値を示していること、②とくに五か年移動平均の場合、文政一〇年（一八二七）から天保元年（一八三〇）まで一時的に上昇を示すが、万延元年（一八六〇）まで緩やかな低下傾向を示していることがわかる。第10図には、鴻池屋善右衛門（鴻善）を事例に、一口当たりの大名貸月利の推移も示した。³この場合、斎藤修の分析にならって月〇・五%未満を除いた系列と、月〇・五%未満も含んだ系列を採用した。⁴どちらも、滞納に対する措置としての性格が強い無利子の分を除いてある。月〇・五%未満については、元金の分割返済（何十か年賦）契約に対する利率の場合が多いので、月〇・五%未満を除いた系列を見たほうが契約の違いによるばらつきは抑えられるはずである。さしあたり、月〇・五%未満を除いた鴻善大名貸の平均利率と延為替貸付の平均利率を比較すると、概ね大名貸の利率のほうが高いことがわかる。これは、

三井大坂両替店の延為替貸付（萬代）



第10図 三井大坂両替店の家屋敷抵当延為替貸付、鴻池屋善右衛門の大名貸、大坂質商の月利（名目利率）——寛政9年（1797）秋季～明治2年（1869）の場合
出典） 付表3と同じ。

大坂町奉行所の債権保護については延為替貸付のほうが圧倒的に強かったから、大名貸利率にはリスクプレミアムが多く含まれていたことを示す。⁽⁵⁾ 大坂質商利率については、齋藤が引用したものであり、あとで検証するために示しておいた。⁽⁶⁾

第1表は、延為替貸付、鴻善大名貸を事例に、一口当たりの月利を一〇年、二〇年ごとに平均したものである。まず一八〇一～一八一〇年を一〇〇とした場合、①延為替貸付の利率は一八一～二〇年から低下傾向にあり、一八五一～六〇年以降に上昇、一八六一～七〇年に大きく上昇したこと、②一方で鴻善大名貸の利率は、一八一～二〇年に上昇し、一八二一～三〇年には延為替貸付と同じく低下したものの、一八三二～五〇年には持続的に上昇し、一八五一～六〇年にまたも低下、一八六一～七〇年に大きく上昇したことがわかる。鴻善大名貸の利率については取引口数が少ないので、判断には留保が必要となるが、少なくとも一八二一～五〇年については延為替貸付の利率と鴻善大名貸の利率率は概ね負の相関関係にあり、二〇年ごとで示すとその負の相関は一八六〇年まで延長することができる。

次に、物価水準との比較を試みる。宮本又郎の推計によると、

第1表 三井大坂両替店の延為替貸付利率（月利）と鴻池屋善右衛門の大名貸利率（月利）

年次	延為替貸付			大名貸		
	月利平均(%)	月利指数	口数	月利平均(%)	月利指数	口数
1801～1810年 (享和元～文化7年)	0.59	100.00	59	0.74	100.00	11
1811～1820年 (文化8～文政3年)	0.58	97.82	79	0.81	110.34	3
1821～1830年 (文政4～天保元年)	0.58	97.61	57	0.67	90.53	6
1831～1840年 (天保2～天保11年)	0.56	95.33	50	0.71	95.84	19
1841～1850年 (天保12～嘉永3年)	0.53	90.26	60	0.76	102.98	24
1851～1860年 (嘉永4～万延元年)	0.56	95.31	79	0.63	85.56	5
1861～1870年 (文久元～明治3年)	0.65	110.14	21	0.74	100.56	21
1801～1820年 (享和元～文政3年)	0.58	100.00	138	0.75	100.00	14
1821～1840年 (文政4～天保11年)	0.57	97.77	107	0.70	92.62	25
1841～1860年 (天保12～万延元年)	0.55	94.31	139	0.74	97.93	29
1861～1870年 (文久元～明治3年)	0.65	111.53	21	0.74	98.50	21

出典) 延為替貸付については付表3と同じ。大名貸については宮本又次責任編集・大阪大学近世物価史研究会編『近世大阪の物価と利子—日本近世物価史研究3—』(宮本文次〔発行〕創文社〔発売〕、1963年)、348-365頁から引用。

注1) 大名貸の利率が年利で示されている場合は月利に換算し、向こう1年間で閏月がある年については13で除した。

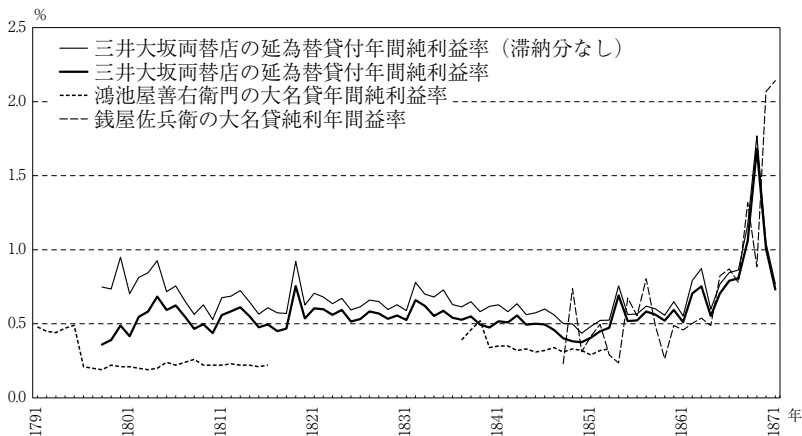
注2) 大名貸の場合、同一藩で貸付年月と利率、貸付元金が等しい場合には、別口とせず集計した。斎藤修は、同じ出典から集計するにあたり、同一藩で貸付年月と利率が等しい場合に別口としなかったため、本表の口数と斎藤のそれはやや異なる(斎藤修『徳川後期における利率と貨幣供給』梅村又次・新保博・西川俊作・速水融編『数量経済史論集1 日本経済の発展 近世から近代へ』日本経済新聞社、1976年、281-297頁、引用部分は284頁)。

注3) 大名貸利率については、月利0.5%未満を除いた。

物価は文政三年（一八二〇）頃から上昇傾向を示し、天保九年（一八三八）～天保一三年（一八四二）、嘉永四年（一八五二）～安政元年（一八五四）を除くと、慶応元年（一八六五）まで持続的に上昇した。とくに万延元年（一八六〇）以降には物価が暴騰したとい⁸⁾う。このような物価水準と大坂質商利率の相関を分析した斎藤修は、天保改革の利息制限令の影響を勘案し天保一三年（一八四二）～天保一四年（一八四三）を、さらに安政・万延の貨幣改鑄を契機とする物価騰貴期の一八六〇年代を外した場合、物価が上昇すれば市場金利が低下するという負の相関になることを明らかにした。そして、この分析結果から、当該期の大坂においては、景気の上昇局面では物価も利率も上昇し、下降局面には両者ともに低下するという近代経済のメカニズムが作動していなかったとし、したがって利率が低位であったのは金余りの状態のためであったことを主張した⁹⁾。

たしかに、延為替貸付の利率も鴻善大名貸の利率も、一八六〇年代を除くと、一八二〇年代以降に急激に上昇することはなく、斎藤のいう金余り状態であった可能性もある。ただし、ここで注意すべきは、鴻善大名貸の利率は一八二一～一八五〇年の上昇傾向にあったのに対し、延為替貸付の利率は低下傾向にあったことである。大名貸については今まで通り債権保護が弱く、延為替貸付については一八二〇年代から債権保護が強まったとすると、延為替貸付の利率は法制の変化に影響を受けて低下した可能性が十分にある。なぜなら、債権保護が強まると、貸し手にとっては貸し倒れリスクが小さくなり、借り手にとってはより低利でなければ借り入れを承諾しなくなるからである¹⁰⁾。判例は基本的に部外秘であったが、実際には幕府の裁判に関する法規・先例・判例などを含む各種の法律書が作成され、写本によって流通していたから¹¹⁾、法規・先例・判例に対する商人の関心は高かった。御為替債権給付訴訟で大坂町奉行所の措置が変わったことは、わりに早く商人間で共有されたと思われる。

このように考えた場合、とくに借り手にとっては、煩雑で、債務の一部を是が非でも回収されるⅢ期の訴訟手続は、



第 11 図 大坂両替店の延為替貸付年間純利益率、鴻池屋善右衛門・銭屋佐兵衛の大名貸年間純利益率の比較——寛政 3 年 (1791)～明治 4 年 (1871) の場合

出典) 付表 2 と同じ。鴻池屋善右衛門については、安岡重明『財閥形成史の研究 [増補版]』(ミネルヴァ書房, 1998 年), 50-53 頁, 銭屋佐兵衛については、小林延人『明治維新期の貨幣経済』(東京大学出版会, 2015 年), 48-49 頁から引用。

注) 付表 4 と同じ。

Ⅱ期のそれよりも強く回避したいものであり、したがって借り手は万が一の将来的訴訟、損失を考慮して利率の低減を求めたことになる。大坂法のⅡ期からⅢ期への変化こそが、延為替貸付の利率を低下させた要因の一つであったと考えておきたい。なお、一八六〇年代前半においては、外国貿易の開始による資金需要の増加、持続的な物価上昇による債権者のリスク増大(実質的な受け取り額の減少の可能性)が生じたとすると、これらを背景とする利率の上昇が法制の変化による利率の低下よりも上回った可能性がある。¹²⁾

斎藤が引用した大坂質商利率についても、付言しておく。本稿で検討したように、質権は優先弁済を備えており、強制執行の面では御為替債権よりも強力に保護されたので、質物貸の利率は延為替貸付の利率とさほど変わらないか、それよりも低位であったはずである。¹³⁾ 出典の史料の作成者も詳細不明であり、調査自体が明治一三年(一八八〇)から遡ってされたものであるから、大坂質商利率に関しては慎重に検討したほうがよいかもしいない。これについては今後の課題としたい。

最後に、他家との比較も試みておく。ここで比較検討するのは、一口当たりの利率ではなく、年間取得利子の総貸付金額に対する比率（純利益率）であり、したがって未収利子額（滞納）が増えると純利益率は下がる。これをふまえて大坂兩替店の延為替貸付年間純利益率、鴻善の大名貸年間純利益率、銭屋佐兵衛の大名貸年間純利益率を比較したものが第11図である。実数については付表4に示した。これを見ると、大坂兩替店の延為替貸付純利益率は、①滞納分の貸付金額込みで年間平均〇・五五％、滞納分の貸付金額なしで年間平均〇・六五％であったこと、②鴻善の大名貸純利益率よりも概ね高かったこと（滞納分の貸付金額込みだと一年だけ下回った）、③多くの場合、一九世紀中頃に大名貸を成功させたという銭屋佐兵衛の大名貸純利益率よりも上回ったか（滞納分の貸付金額込みで半数以上の一三年分が上回った）、それと同じ水準を示したことがわかる。よって、身も蓋もないことをいってしまうと、幕府御用商の三井（大坂兩替店）は、裁判上の特権を有する延為替貸付で安定的かつ高水準の利回りを実現したが、非特権的商人の銭屋佐兵衛は、不安定な大名貸を成功させることで、ようやく三井の利回りに比肩することができたことになる。

(1) ここで、町触などでは確認できないⅡ期からⅢ期の変化を、法制の変化とすることに違和感を覚えるという意見もあるかもしれない。しかし、法的問題を処理するにあたって適用される法規範とは、必ずしも制定法令、成文法規である必要はなく、先例、判例などの不文法であっても支障はない（神保文夫『近世法実務の研究 上』汲古書院、二〇二二年、三一―四頁）。たとえば地方政権と中央政権との間の問い合わせと回答の蓄積による問答法も、制定法や法典ではなかったが、法的問題の処理に欠かすことのできないものであった（大平祐一『近世日本の訴訟と法』創文社、二〇一三年、八七頁）。大坂法の場合、大坂代官と大坂町奉行所との間の問い合わせと回答の蓄積などがそれに該当したのであろう（安竹貴彦・上山卓也「大阪市立大学学術情報総合センター所蔵『大坂公事方問合伺留』—大坂町奉行所関係文書—」（二）其之七」『法学雑誌』第四八卷第二号、二〇〇一年、六一八―六七〇頁、安竹貴彦・上山卓也「大阪市立大学学術情報総合センター所

蔵「大坂公事方問合伺留」—大坂町奉行所関係文書—(二 其之弐)、『法学雜誌』第四八卷第三号、二〇〇一年、八五七〜八七九頁。

(2) 天明六年「書入控」(本一九六一)、享和元年「書入控」(本一九六二)、文化三年「書入控」(統一七六四)、天保元年「書入控」(本一九六三)、嘉永元年「書入控」(一九六四)、安政三年「書入控」(本一九六五)、慶応三年「書入控」(本一九六六)。

(3) 宮本又次責任編集・大阪大学近世物価史研究会編『近世大阪の物価と利子—日本近世物価史研究三—』(宮本文次〔発行〕、創文社〔発売〕、一九六三年)、三四八〜三六五頁。

(4) 斎藤修「徳川後期における利子率と貨幣供給」(梅村又次・新保博・西川俊作・速水融編『数量経済史論集一 日本経済の発展 近世から近代へ』日本経済新聞社、一九七六年、二八一〜二九七頁)、二八四頁。

(5) 大名貸債権の保護が脆弱であったことについては、中川すがね『大坂両替商の金融と社会』(清文堂出版、二〇〇三年)、二四一頁、高槻泰郎「幕藩領主と大坂金融市場」、『歴史学研究』第八九八号、二〇一二年、六八〜七七頁)、七一頁などを参照。

(6) 鷺崎俊太郎は、鴻善の大名貸利子率と江戸築地の家賃貸利子率を比較して、大名貸利子率のほうが高かったことから、その利子率の差は「幕府司法保護の有無によるリスクプレミアムによって説明でき」とする。ただし、鷺崎の比較は大坂と江戸であり、しかも鴻善の大名貸利子率については二〇年間ごとの平均値をとっていることに注意すべきである(鷺崎俊太郎「近世都市の土地市場と不動産経営」深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座日本経済の歴史 第二巻 近世 一六世紀末から一九世紀前半』岩波書店、二〇一七年、一七六〜一八七頁、引用部分は一八七頁)。鷺崎の指摘に異論はないが、正確を期するならば、法制度が同じである大坂と大坂で比較したほうがよいであろう。

(7) 斎藤修「徳川後期における利子率と貨幣供給」(梅村又次・新保博・西川俊作・速水融編『数量経済史論集一 日本経済の発展 近世から近代へ』日本経済新聞社、一九七六年、二八一〜二九七頁)、二八三〜二八七頁。

(8) 宮本又郎「物価とマクロ経済の変動」(新保博・斎藤修編『日本経済史 二 近代成長の胎動』岩波書店、一九八九年、

- 六七～一二六頁）、七〇～七三頁。
- (9) 齋藤修「徳川後期における利子率と貨幣供給」(梅村又次・新保博・西川俊作・速水融編『数量経済史論集一 日本経済の発展 近世から近代へ』日本経済新聞社、一九七六年、二八一～二九七頁)、二八三～二八七頁、齋藤修「幕末明治の利子率と資金市場」(『経済集志』第八一卷第四号、二〇一二年、一三～二八頁)、二四頁。
- (10) Yu Mandai and Masaki Nakabayashi, "Stabilize the peasant economy: Governance of foreclosure by the shogunate," *Journal of Policy Modeling*, 40(2), pp. 305-327, March-April 2018.
- (11) 神保文夫『近世法実務の研究 下』(汲古書院、二〇一二年)、七〇三頁。
- (12) 齋藤修「徳川後期における利子率と貨幣供給」(梅村又次・新保博・西川俊作・速水融編『数量経済史論集一 日本経済の発展 近世から近代へ』日本経済新聞社、一九七六年、二八一～二九七頁)、二八七頁。
- (13) 実際、一八三〇～一八五〇年代の場合、大坂両替店の家質貸の一口当たり月利は、概ね〇・三～〇・四%であった(文化五年「家質帳」続八四九)。これについては別稿を期したい。
- (14) 宮本又次責任編集・大阪大学近世物価史研究会編『近世大阪の物価と利子—日本近世物価史研究三—』(宮本文次〔発行〕、創文社〔発売〕、一九六三年)、三四四頁。当時の解題(一一一頁)には、当該史料は「質商小島久太郎」という者が提出したものであり、「質商力実地ニ就テ調査シタル年々ノ平均ナリ」とある。なお、三四四頁には「一カ月に付」とあるが、宮本又次によると原史料には年利と記されているそうである(齋藤修「徳川後期における利子率と貨幣供給」(梅村又次・新保博・西川俊作・速水融編『数量経済史論集一 日本経済の発展 近世から近代へ』日本経済新聞社、一九七六年、二八一～二九七頁、引用部分は二八三頁)。第10図では、年利を月利に変換し、閏月がある年については一三で除してある。

宛先 (支払人)	手形末尾の記載	出典
江戸本芝野田喜兵衛	右之通相認候得とも、来ル五月廿五日切於当地相渡シ可申候、以上	続57-21-1
江戸茅場町野間屋善四郎	右之通相認候得共、来十一月廿日切於当地相渡可申候、尤打銀七拾弍匁八分只今相渡申候、已上	続390-4-1
江戸本町3丁目酢屋久左衛門	右之通相認候得共、来午(寛延3年)四月限於当地相渡可申候、尤打銀五百九匁唯今相渡申候、若日限過候ハ、打銀割を以日廻し利足相渡可申候、以上	続57-2-2
江戸駿河町伊豆蔵甚三郎	右之通相認候得共、来ル三月切於当地ニ相渡可申候、尤打銀九百七匁五分只今相渡申候、若右限過候ハ、打銀割ヲ以日廻し利足相渡可申候、以上	続390-4-3
江戸駿河町伊豆蔵甚三郎	右之通相認候得共、来二月切於当地ニ相渡可申候、尤打銀三拾八匁五分只今相渡申候、若右限過候ハ、打銀割ヲ以日廻し利足相渡可申候、以上	続57-2-3
江戸本両替町三谷勘四郎	右之通相認候得共、来ル已(宝暦11年)四月限於当地相渡し可申候、尤打銀百弍拾五匁只今相渡申候、万一右限過候ハ、打銀割を以日廻し利足相渡し可申候、以上	続390-4-4
江戸新堀大坂屋久左衛門	右之通相認候得共、来ル十月限り於当地相渡シ可申候、尤打銀百弍拾匁只今相渡シ申候、万一右限過候ハ、打銀割を以日廻し利足相渡シ可申候、以上	続57-2-4
江戸大伝馬町2丁目布屋六郎兵衛	右之通相認候得共、来卯(明和8年)11月限於当地相渡シ可申候、已上	続296-1-2
江戸神田堅大工町江嶋屋太郎次	右之通相認候得共、来ル十一月限於当地相渡可申候、尤打銀拾三貫六百五拾目唯今相渡申候、万一右限過候ハ、打銀割を以日廻し利足相渡可申候、以上	続296-1-3
江戸金吹町播磨屋新右衛門	右之通相認候得共、来ル九月限於当地相渡可申候、尤打銀百五拾目只今相渡申候、万一限過候ハ、打銀割を以日廻し利足相渡可申候、以上	続296-1-4
江戸芝口2丁目海部屋与兵衛	右之通相認候へとも、来ル七月限於当地相渡可申候、已上	続301-5-1
江戸金吹町播磨屋新右衛門	右之通相認候へ共、来ル十二月切於当地相渡可申候、以上	続301-5-3
江戸金吹町播磨屋新右衛門	右之通相認候得共、来十二月切於当地相渡シ可申候、以上	続301-1
江戸堀留町升屋源四郎	右之通相認候得共、来ル十二月廿日限於当地相渡し可申候、尤打銀当座ニ相濟申候、以上	続299-3-2
江戸室町3丁目木村利右衛門	右之通相認候得共、来末(天保6年)十月限於当地相渡可申、尤打銀当座相濟申候、已上	続448-4-1
江戸金吹町播磨屋新右衛門	右之通相認候得共、格別之御勘弁を以無打ニ而来申年(天保6年)ノ拾ヶ年割濟、老ヶ年ニ弍貫五百五拾匁宛無相違急度相納可申候、仍奥印如件	続477-1
江戸金吹町播磨屋新右衛門	右之通相認候得共、於御当地相渡可申候、尤無打ニ而節季毎二元銀三拾目宛無相違相渡可申候、以上	続477-5
江戸金吹町播磨屋新右衛門	右之通相認候得共、於御当地老ヶ年元銀四百八拾目宛無相違返納可仕候、若相滞候ハ、一時ニ御取立可被成候、其節違背仕問敷候、以上	続477-2

三井大坂両替店の延為替貸付（萬代）

付表1 延為替契約の本手形（一部）

差出 (振出人)	三井大坂両替店 との契約年月		債務額 (匁)
上博旁町柏屋与市郎・同手代義兵衛	享保9年(1724)	3	10,000.00
權屋町吾妻屋理右衛門・右同所同藤七	寛保2年(1742)	5	1,300.00
堂嶋新地中2丁目津軽屋与右衛門・右同所津軽屋太右衛門	寛延2年(1749)	12	8,500.00
河州石川郡山田村矢野喜右衛門・同手代六右衛門・喜右衛門梓同家矢野清次郎(幼少につき代判矢野喜右衛門)・北久太郎町3丁目箔屋藤五郎・土佐堀1丁目布屋喜八	宝暦9年(1759)	正	55,000.00
河州石川郡山田村矢野喜右衛門・同手代六右衛門・喜右衛門梓同家矢野清次郎(幼少につき代判矢野喜右衛門)・北久太郎町3丁目箔屋藤五郎・土佐堀1丁目布屋喜八	宝暦9年(1759)	正	3,500.00
順慶町3丁目銭屋市兵衛	宝暦10年(1760)	5	2,500.00
斎藤町河内屋喜七郎	宝暦10年(1760)	5	4,000.00
安治川上1丁目豊後屋与三五郎・同町同らく(代判喜兵衛)・同町豊後屋弥兵衛・古川2丁目同伝兵衛・古川1丁目同平兵衛・富嶋2丁目同忠兵衛	明和7年(1770)	12	4,750.00
船町玉屋清蔵・大豆葉町具足屋庄右衛門(代宇右衛門)	明和8年(1771)	6	363,000.00
今橋2丁目天王寺屋十右衛門・今橋1丁目天王寺屋伝右衛門	明和9年(1772)	3	5,000.00
四軒町平野屋又四郎・同手代伊兵衛	安永2年(1773)	3	4,000.00
堺筋本町町菱屋善次郎・同手代利助	安永7年(1778)	正	12,850.00
高麗橋筋四軒町河内屋伝兵衛・同手代三右衛門	安永8年(1779)	正	7,400.00
北浜2丁目桑名屋源兵衛・同手代喜兵衛	寛政6年(1794)	5	3,400.00
平野町3丁目飾屋儀作・榎木町升屋小右衛門・尼ヶ崎町2丁目米屋亮右衛門	天保5年(1834)	10	316,000.00
船町加嶋屋幸七・北江戸堀2丁目加島屋種蔵	弘化4年(1847)	12	25,500.00
天満船大工町河内屋源兵衛・同新助	弘化5年(1848)	2	19,000.00
北久太郎町1丁目池田屋次兵衛・同手代喜兵衛	嘉永元年(1848)	5	13,700.00

宛先 (支払人)	手形末尾の記載	出典
江戸金吹町播磨屋新右衛門	右之通相認候得共、元銀之内江節季毎ニ銀拾六匁宛無相違返納可仕候、若相滞候ハ、一時ニ御取立可被成候、其節違背仕間敷候、以上	続477-4
江戸金吹町播磨屋新右衛門	右之通相認候得共、来西(嘉永2年)二月限於御当地相渡可申候、尤打銀五百四拾匁当座ニ相渡相済申候、以上	続477-3
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来子(嘉永5年)二月限於御当地相渡可申候、尤打銀貳貫八百八拾目当座へ相渡申候、且元銀之内江壹ヶ年ニ銀八貫目宛相渡可申候、以上	続477-7
江戸金吹町播磨屋新右衛門	右之通相認候得共、来ル十一月限於御当地相渡可申候、尤打銀六百目当座ニ相渡相済申候、以上	続477-8
江戸金吹町中井新右衛門	右之通相認候得共、来ル十二月限於御当地相渡可申候、尤打銀月四朱之積リヲ以、節季毎ニ相渡可申候、且毎暮元銀之内江壹貫目ツ、相渡し可申候、以上	続73-2
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、於御当地節季毎ニ元銀之内江五拾目宛并打銀月貳朱半之積を以其節一緒ニ相渡可申候、若一ヶ度ニ而茂相滞候ハ、御定法之通一時ニ御取立相成候而も其節違背仕間敷候、已上	続479-1-4
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来ル七月限於御当地相渡可申候、尤打銀貳百拾四匁五分当座ニ相渡相済申候、已上	続479-1-8
江戸日本橋松物町山本正三郎・真三郎	右之通相認候得共、来ル十二月於御当地相渡可申候、尤打銀其節相渡可申候、以上	続479-1-1
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来申(万延元年)二月限於御当地相渡可申候、尤打銀節季毎ニ相渡可申候、已上	続479-1-9
江戸日本橋松物町山本正三郎・真三郎	右之通相認候共、打銀元銀返済之砌相渡可申候、以上	続56-14
江戸日本橋松物町山本正三郎・真三郎	前書相認候得共、来十二月限り於当地相渡可申候、尤打銀六朱之割合ヲ以其節相渡可申候、以上	続56-14
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来ル十二月限於御当地相渡可申候、尤打銀年四朱之積りを以、相渡可申候、已上	続72-14
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、於御当地相渡可申候、尤限月毎ニ五百目宛相渡可申候、万一致違約候ハ、御定法之通一時御取立相成候共、一言之申分無御座候、右打銀来戊(文久2年)三月迄四拾八匁当座相渡相済申候、已上	続473-9
江戸金吹町中井新右衛門	右之通相認候得共、来戊(文久2年)二月廿日限於御当地相渡可申候、尤打銀三貫五拾目当座相渡相済申候、已上	続473-4
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、於御当地毎暮元打銀之内江八貫目宛相渡可申候、尤打銀四朱之積りを以、御勘定可致候、已上	続293-17-3
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来ル戊(文久2年)四月限於御当地相渡可申候、尤打銀貳貫七拾九匁当座ニ相渡相済申候、已上	続473-6
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来ル十二月廿日限於大坂相渡可申候、尤打銀壹貫目ニ付一ヶ月分銀五匁五分宛之積を以、来十二月迄之分当坐相渡相済申候、以上	続473-11
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来ル十二月廿日限於大坂相渡可申候、尤打銀壹貫目ニ付一ヶ月分銀六匁宛之積を以、来ル十二月迄之分当坐相渡相済申候、以上	続473-12

三井大坂両替店の延為替貸付（萬代）

差出 (振出人)	三井大坂両替店 との契約年月	借務額 (匁)
京町堀2丁目藤屋佐兵衛・右同居加賀屋久兵衛・北堀江1丁目松屋彦三郎	嘉永元年(1848)	10 2,400.00
谷町1丁目平野屋治郎助・同町平野屋市太郎(幼少につき代判治郎助)・同町平野屋逸郎助・摂州菟原郡横屋村与左衛門	嘉永元年(1848)	12 30,000.00
摂州嶋下郡味舌上村为右衛門・伴助, 同州同郡同郷坪井村貞松・清右衛門, 同州同郡同郷下村竹五郎・東三郎, 谷町2丁目豊嶋屋門藏・備後町3丁目明石屋弥三郎	嘉永4年(1851)	9 80,000.00
天満伊勢町茶屋吉右衛門・堺大小路北向井領町大和屋次兵衛(代判伝兵衛)・右同町大和屋善作	嘉永5年(1852)	6 20,000.00
北浜2丁目葉守屋新右衛門・大川町備中屋安之助(代判治郎右衛門)・七郎右衛門町土屋作右衛門・船町淡路屋正右衛門・土佐堀2丁目野田屋伊兵衛・立売堀2丁目平松屋作兵衛・宗右衛門町明石屋佐兵衛・土佐堀2丁目尼崎屋市兵衛	安政3年(1856)	2 20,500.00
天満伊勢町塩屋平兵衛・内骨屋町塩屋惣兵衛・平野屋1丁目松屋巳之助(代判惣兵衛)	安政6年(1859)	2 3,990.00
摂州菟原郡御影村弓場町増屋清兵衛・堂嶋弥左衛門町斎藤時助	安政6年(1859)	2 5,500.00
四軒町平野屋仁兵衛・同手代小右衛門	安政6年(1859)	4 120,000.00
堂嶋新地中2丁目古林屋章太郎(代判門藏)・高麗橋3丁目秋田屋周助・谷町2丁目豊嶋屋門藏	安政6年(1859)	9 35,000.00
四軒町平野屋仁兵衛・同手代小右衛門	安政6年(1859)	10 35,000.00
四軒町平野屋仁兵衛・同手代小右衛門	安政7年(1860)	2 95,000.00
江戸堀5丁目油屋馬之助(代判伊勢屋利兵衛)・右同町太原屋万右衛門	文久元年(1861)	3 3,230.00
鋳屋町平野屋八郎兵衛・江戸堀3丁目平野屋定次郎・善左衛門町百足屋平次郎	文久元年(1861)	4 1,000.00
安堂寺町1丁目金田屋徳兵衛・徳兵衛方同居金田屋徳右衛門・右同町金田屋貞七	文久元年(1861)	9 25,000.00
四軒町平野屋仁兵衛・江戸堀3丁目平野屋小右衛門	文久元年(1861)	10 240,000.00
尼ヶ崎町1丁目高池屋清之助・同手代平助, 道修町1丁目薩摩屋季六	文久元年(1861)	11 61,000.00
(堺大小路北向井領町)大和屋善作(代判与兵衛)・大和屋善作・天満伊勢町茶屋吉右衛門・天満猶村屋敷住吉屋佐太郎	文久3年(1863)	正 160,000.00
天満伊勢町茶屋吉右衛門・天満猶村屋敷住吉屋佐太郎・堺大小路北向井領町大和屋善作	文久3年(1863)	正 16,000.00

宛先 (支払人)	手形末尾の記載	出典
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来ル十二月廿日限於大坂相渡可申候、尤打銀壹貫目二付一ヶ月分銀六匁宛之積を以、来ル十二月迄之分当坐相渡相濟申候、以上	続473-13
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来ル十月廿日限於大坂相渡可申候、尤打銀壹貫目二付壹ヶ月分銀六匁五分宛積を以、来ル十月迄之分当坐相渡相濟申候、以上	続293-7-7
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来寅（慶応2年）二月廿日限於大坂相渡可申候、尤打銀壹貫目二付一ヶ月分銀七匁宛之積を以、当座二相渡相濟申候、以上	続293-17-9
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来ル九月廿日限於大坂相渡可申候、尤打銀壹貫目二付一ヶ月分銀六匁五分宛之積を以、来ル九月迄之分当坐相渡相濟申候、以上	続293-17-11
江戸築地町広嶋屋清吉	右之通相認候得共、来ル十二月廿日限於大坂相渡可申候、尤打銀壹貫目二付一ヶ月分銀三匁宛之積を以、来ル十二月迄之分当坐相渡相濟申候、以上	続470-2
江戸室町3丁目竹原文右衛門	右之通相認候得共、来辰（慶応4年）二月廿日限於大坂相渡可申候、尤打銀壹貫目二付一ヶ月分銀八匁宛之積を以、来辰二月迄之分当座相渡相濟申候、以上	続299-3-3

三井大坂両替店の延為替貸付（萬代）

差出 (振出人)	三井大坂両替店 との契約年月		債務額 (匁)
(堺大小路北向井領町) 大和屋善作 (代判与兵衛)・大和屋善作・天満伊勢町茶屋吉右衛門・天満猶村屋敷住吉屋佐太郎	文久3年(1863)	正	70,000.00
摂州菟原郡御影村弓場町増屋清兵衛・同州同郡同村増屋清七・嶋町2丁目浅田屋清蔵	慶応元年(1865)	閏5	3,000.00
南本町3丁目泉屋惣右衛門・北鍋屋町清水玄達	慶応元年(1865)	9	3,000.00
摂州菟原郡御影村弓場町増屋清兵衛・同州同郡同村増屋清七・嶋町2丁目浅田屋清蔵	慶応2年(1866)	4	3,000.00
布屋町伊勢屋豊太郎・右豊太郎方同居伊勢屋忠次郎	慶応3年(1867)	正	3,500.00
高麗橋1丁目和泉屋五郎兵衛・折屋町小川屋喜太郎	慶応3年(1867)	9	40,000.00

付表2 三井大坂両替店の延為替元銀・打銀, 近為替元銀・打銀, 延為替滯納分——寛政9年(1797)秋季～明治4年(1871)の場合 単位: 匁

年次	季	延為替		近為替		延為替滯納分
		元銀	打銀	元銀	打銀	元銀
寛政9年(1797)	秋	899,000.000	37,384.00	690,000.00	14,933.35	971,590.000
寛政10年(1798)	春	925,000.000	30,208.00	470,000.00	9,888.00	1,015,290.000
	秋	1,214,500.000	37,105.40	570,000.00	9,287.03	1,070,680.000
寛政11年(1799)	春	1,232,500.000	44,458.40	350,000.00	12,754.00	1,067,080.000
	秋	1,095,000.000	44,770.43	450,000.00	20,120.50	1,033,330.000
寛政12年(1800)	春	1,143,500.000	43,145.95	50,000.00	14,354.00	1,033,130.000
	秋	1,310,000.000	60,803.27	200,000.00	3,114.49	993,300.000
享和元年(1801)	春	1,235,000.000	45,177.90	110,000.00	1,539.70	566,700.000
	秋	1,059,500.000	46,954.92	70,000.00	2,322.89	606,200.000
享和2年(1802)	春	1,176,500.000	40,839.80	190,000.00	2,208.92	565,900.000
	秋	1,064,000.000	45,331.84	50,000.00	2,780.50	565,500.000
享和3年(1803)	春	1,196,000.000	47,192.06	140,000.00	4,049.80	475,200.000
	秋	1,341,000.000	42,652.05	160,000.00	3,318.00	474,800.000
文化元年(1804)	春	1,943,500.000	58,332.50	65,000.00	3,161.00	474,600.000
	秋	2,132,000.000	65,744.20	430,000.00	5,395.60	444,300.000
文化2年(1805)	春	1,961,000.000	72,152.10	200,000.00	2,866.00	444,100.000
	秋	2,100,000.000	80,655.75	360,000.00	5,263.91	445,300.000
文化3年(1806)	春	2,487,700.000	75,818.80	40,000.00	2,276.50	465,100.000
	秋	2,409,200.000	82,967.45	60,000.00	1,860.00	464,800.000
文化4年(1807)	春	2,422,200.000	79,120.20	561,680.00	3,597.71	469,500.000
	秋	2,247,700.000	77,982.70	700,000.00	10,028.30	466,300.000
文化5年(1808)	春	1,785,200.000	76,341.70	349,200.00	1,993.00	440,800.000
	秋	1,686,000.000	50,245.55	100,000.00	4,317.30	440,500.000
文化6年(1809)	春	1,469,000.000	47,194.10	320,000.00	6,912.34	440,220.000
	秋	2,122,000.000	58,722.47	200,000.00	3,293.90	439,840.000
文化7年(1810)	春	1,862,000.000	57,349.60	600,000.00	1,655.70	439,640.000
	秋	2,090,000.000	54,847.30	140,000.00	2,461.20	439,360.000
文化8年(1811)	春	2,123,000.000	70,766.55	320,000.00	2,733.40	439,060.000
	秋	2,495,850.000	70,606.65	80,000.00	2,900.60	438,780.000
文化9年(1812)	春	2,599,850.000	81,077.15	500,000.00	98.20	438,480.000
	秋	2,373,350.000	90,319.75	70,000.00	854.00	438,100.000
文化10年(1813)	春	2,378,350.000	73,862.00	780,000.00	433.30	435,800.000
	秋	2,492,350.000	98,147.30	100,000.00	2,063.30	435,420.000
文化11年(1814)	春	2,532,350.000	80,490.10	560,000.00	663.90	435,220.000
	秋	2,352,800.000	80,626.30	310,000.00	3,797.40	434,840.000
文化12年(1815)	春	2,037,300.000	65,738.80	20,000.00	335.80	434,640.000
	秋	1,898,450.000	67,033.10	270,000.00	3,577.20	434,260.000
文化13年(1816)	春	1,882,000.000	54,541.45	30,000.00	663.00	433,560.000
	秋	1,872,000.000	61,028.65	90,000.00	2,242.00	513,380.000
文化14年(1817)	春	1,751,200.000	53,657.25	100,000.00	607.00	433,180.000

三井大坂両替店の延為替貸付（萬代）

年次	季	延為替		近為替		延為替滯納分
		元銀	打銀	元銀	打銀	元銀
文政元年（1818）	秋	1,970,850.000	53,922.45	130,000.00	2,179.00	433,180.000
	春	1,783,000.000	56,031.90	40,000.00	68.00	432,980.000
文政2年（1819）	秋	1,947,650.000	56,200.70	120,000.00	690.00	432,980.000
	春	2,777,150.000	79,502.65	60,000.00	387.00	432,880.000
文政3年（1820）	秋	3,220,650.000	100,007.80	80,000.00	647.00	546,880.000
	春	3,187,750.000	101,569.80	50,000.00	1,790.00	539,680.000
文政4年（1821）	秋	2,826,750.000	100,380.41	90,000.00	1,245.00	474,580.000
	春	3,017,750.000	95,251.37	20,000.00	803.00	590,480.000
文政5年（1822）	秋	3,468,750.000	104,430.73	100,000.00	2,179.00	471,480.000
	春	3,385,700.000	125,853.20	130,000.00	1,700.00	457,380.000
文政6年（1823）	秋	3,428,200.000	110,091.89	150,000.00	3,315.00	461,280.000
	春	3,253,200.000	107,328.78	70,000.00	795.00	459,280.000
文政7年（1824）	秋	3,456,100.000	110,705.64	320,000.00	4,440.00	459,080.000
	春	3,391,100.000	115,598.65	30,000.00	1,415.00	458,880.000
文政8年（1825）	秋	3,016,600.000	116,629.07	90,000.00	2,715.00	461,980.000
	春	2,751,500.000	92,982.35	80,000.00	1,271.00	461,880.000
文政9年（1826）	秋	2,950,500.000	86,198.14	110,000.00	1,083.00	461,780.000
	春	2,905,500.000	89,975.10	70,000.00	2,455.00	403,180.000
文政10年（1827）	秋	3,042,500.000	91,558.69	90,000.00	3,243.00	403,080.000
	春	2,926,000.000	107,643.33	105,000.00	602.00	419,480.000
文政11年（1828）	秋	2,948,000.000	93,196.28	330,000.00	3,726.00	419,380.000
	春	3,139,600.000	91,756.45	120,000.00	116.80	417,780.000
文政12年（1829）	秋	3,540,400.000	99,908.02	90,000.00	1,397.00	417,780.000
	春	3,267,300.000	104,486.92	130,000.00	675.00	442,780.000
天保元年（1830）	秋	3,426,700.000	106,898.90	200,000.00	1,785.00	442,780.000
	春	3,093,100.000	118,659.76	70,000.00	1,255.00	417,780.000
天保2年（1831）	秋	3,343,300.000	96,366.76	160,000.00	1,651.22	401,280.000
	春	3,187,800.000	101,283.11	50,000.00	137.00	401,280.000
天保3年（1832）	秋	2,786,600.000	95,513.76	150,000.00	541.00	503,780.000
	春	3,011,100.000	97,910.35	80,000.00	75.99	468,280.000
天保4年（1833）	秋	3,283,500.000	119,066.00	160,000.00	1,245.45	424,000.000
	春	3,476,000.000	108,945.90	40,000.00	140.00	667,000.000
天保5年（1834）	秋	3,514,000.000	121,248.85	150,000.00	0.00	807,000.000
	春	3,465,000.000	118,779.80	50,000.00	0.00	830,000.000
天保6年（1835）	秋	3,449,000.000	120,392.75	230,000.00	175.71	827,500.000
	春	3,709,000.000	114,831.20	0.00	0.00	747,000.000
天保7年（1836）	秋	3,984,700.000	136,534.95	60,000.00	424.64	651,160.000
	春	3,959,200.000	121,259.06	0.00	0.00	675,160.000
天保8年（1837）	秋	4,063,200.000	129,711.27	60,000.00	630.20	679,160.000
	春	4,091,200.000	123,378.13	30,000.00	0.00	671,160.000
天保9年（1838）	秋	4,002,450.000	126,641.27	282,360.00	518.64	730,560.000
	春	3,907,350.000	137,957.03	0.00	0.00	820,200.000

年次	季	延為替		近為替		延為替滯納分
		元銀	打銀	元銀	打銀	元銀
天保10年 (1839)	秋	3,950,050.000	122,177.12	110,000.00	2,885.90	693,800.000
	春	3,847,830.000	113,744.95	35,000.00	220.00	634,800.000
天保11年 (1840)	秋	3,515,800.000	116,012.86	123,440.00	11,346.30	1,057,240.000
	春	3,695,670.000	109,310.60	20,000.00	160.00	785,040.000
天保12年 (1841)	秋	3,509,450.000	107,960.24	183,800.00	2,314.80	763,260.000
	春	3,667,820.000	111,209.17	65,000.00	1,172.50	695,390.000
天保13年 (1842)	秋	3,722,500.000	109,481.65	158,860.00	1,325.90	530,530.000
	春	3,909,500.000	100,926.35	60,000.00	2,650.80	733,450.000
天保14年 (1843)	秋	3,825,600.000	115,534.49	0.00	0.00	550,450.000
	春	3,768,350.000	109,905.03	55,000.00	273.30	695,700.000
弘化元年 (1844)	秋	3,999,000.000	133,578.12	0.00	0.00	535,700.000
	春	4,007,530.000	110,328.83	65,000.00	757.37	613,200.000
弘化 2 年 (1845)	秋	4,007,060.000	114,179.37	101,950.00	4,939.50	595,700.000
	春	4,449,390.000	108,281.74	0.00	0.00	527,200.000
弘化 3 年 (1846)	秋	4,134,320.000	122,047.80	166,440.00	3,839.50	860,500.000
	春	4,102,950.000	131,811.65	65,000.00	1,075.00	825,800.000
弘化 4 年 (1847)	秋	4,058,230.000	115,849.55	75,000.00	2,677.50	907,300.000
	春	4,156,760.000	114,371.51	50,000.00	552.50	901,600.000
嘉永元年 (1848)	秋	3,795,840.000	112,993.10	90,000.00	1,661.00	941,400.000
	春	3,538,200.000	100,592.49	85,000.00	605.00	887,940.000
嘉永 2 年 (1849)	秋	3,364,250.000	90,007.04	110,000.00	942.50	1,033,900.000
	春	3,360,400.000	85,145.83	153,800.00	1,529.50	890,900.000
嘉永 3 年 (1850)	秋	4,056,200.000	82,877.86	172,870.00	1,432.80	655,700.000
	春	3,665,050.000	90,322.38	50,000.00	817.00	706,200.000
嘉永 4 年 (1851)	秋	3,740,010.000	86,591.77	90,000.00	667.50	693,600.000
	春	3,575,860.000	90,494.29	115,000.00	941.50	731,100.000
嘉永 5 年 (1852)	秋	3,858,610.000	89,649.80	35,000.00	879.00	634,600.000
	春	3,840,360.000	102,395.37	140,000.00	1,093.50	527,600.000
嘉永 6 年 (1853)	秋	4,447,610.000	99,146.51	70,000.00	2,088.00	477,900.000
	春	4,559,220.000	115,838.04	95,000.00	956.50	449,900.000
安政元年 (1854)	秋	5,184,550.000	117,414.80	80,000.00	2,102.50	488,900.000
	春	6,339,050.000	186,325.46	415,000.00	5,966.00	482,400.000
安政 2 年 (1855)	秋	6,072,640.000	205,762.74	560,000.00	5,820.00	510,200.000
	春	5,427,540.000	169,321.24	130,000.00	2,495.00	902,700.000
安政 3 年 (1856)	秋	6,085,390.000	172,364.29	404,900.00	3,890.00	501,000.000
	春	6,413,140.000	167,137.12	171,000.00	223.00	492,900.000
安政 4 年 (1857)	秋	6,069,140.000	177,732.63	140,000.00	2,634.00	374,800.000
	春	6,282,440.000	192,061.19	0.00	0.00	394,800.000
安政 5 年 (1858)	秋	5,762,740.000	183,428.17	121,510.00	3,962.00	394,100.000
	春	5,806,940.000	168,023.81	245,980.00	2,450.00	374,100.000
安政 6 年 (1859)	秋	5,539,490.000	178,393.01	0.00	0.00	373,700.000
	春	5,543,140.000	143,092.84	0.00	0.00	478,700.000

三井大坂兩替店の延為替貸付（萬代）

年次	季	延為替		近為替		延為替滞納分
		元銀	打銀	元銀	打銀	元銀
万延元年（1860）	秋	5,069,030.000	165,570.85	90,890.00	3,903.00	478,000.000
	春	5,144,630.000	168,893.77	90,000.00	4,020.00	461,700.000
文久元年（1861）	秋	5,547,270.000	160,019.61	260,000.00	3,690.00	467,600.000
	春	4,634,920.000	163,082.85	70,000.00	3,820.00	502,100.000
文久2年（1862）	秋	4,117,500.000	143,979.24	40,000.00	2,530.00	501,300.000
	春	3,934,570.000	160,665.15	150,000.00	5,300.00	523,300.000
文久3年（1863）	秋	4,595,070.000	165,207.77	0.00	0.00	736,400.000
	春	5,971,695.000	171,956.10	0.00	0.00	574,750.000
元治元年（1864）	秋	7,213,050.000	229,164.10	0.00	0.00	573,650.000
	春	6,418,100.000	207,040.64	500,000.00	9,600.00	573,325.000
慶応元年（1865）	秋	6,846,564.000	223,986.47	0.00	0.00	623,075.000
	春	7,072,814.000	267,933.20	0.00	0.00	596,775.000
慶応2年（1866）	秋	7,851,550.000	258,315.68	0.00	0.00	548,175.000
	春	7,672,750.000	289,590.90	0.00	0.00	545,025.000
慶応3年（1867）	秋	7,807,320.000	374,602.40	0.00	0.00	542,575.000
	春	7,391,420.000	320,381.05	0.00	0.00	612,575.000
明治元年（1868）	秋	6,048,820.000	353,202.55	0.00	0.00	612,575.000
	春	4,996,220.000	355,048.50	0.00	0.00	612,575.000
明治2年（1869）	秋	5,740,220.000	352,205.60	0.00	0.00	296,575.000
	春	9,287,970.000	557,175.00	0.00	0.00	297,325.000
明治3年（1870）	秋	7,689,900.000	458,190.00	0.00	0.00	286,225.000
	春	7,404,900.000	445,785.00	0.00	0.00	286,225.000
明治4年（1871）	秋	5,611,500.000	358,441.64	0.00	0.00	286,225.000
	春	8,271,000.000	204,916.15	0.00	0.00	286,225.000
	秋	4,951,000.000	227,129.80	0.00	0.00	279,225.000

出典）寛政6年「目録控」（本1752）、寛政12年「大坂店目録留 二番」（本1788）、文化3年「大坂店目録留 三番」（本1789）、文化9年「大坂店目録留 四番」（本1790）、文政2年「大坂店目録留 五番」（本1791）、文政8年「大坂店目録留 六番」（本1792）、天保5年「大坂店目録留 七番」（本1793）、天保12年「大坂店目録留 八番」（本1794）、嘉永3年「大坂店目録留 九番」（本1795）、安政5年「大坂店目録留 十番」（本1796）、慶応2年「大坂店目録留（十一番）」（本1797）。

付表3 三井大坂両替店の家屋敷抵当延為替貸付の月利——寛政9年(1797)秋季～明治4年(1871)の場合 単位: %

年次	月利			年次	月利		
	平均	最大値	最小値		平均	最大値	最小値
寛政9年(1797)	0.65	0.75	0.50	天保6年(1835)	0.58	0.65	0.50
寛政10年(1798)	0.51	0.70	0.00	天保7年(1836)	0.60	0.65	0.50
寛政11年(1799)	0.63	0.70	0.50	天保8年(1837)	0.58	0.65	0.45
寛政12年(1800)	0.65	0.70	0.60	天保9年(1838)	0.53	0.65	0.40
享和元年(1801)	0.63	0.75	0.50	天保10年(1839)	0.48	0.58	0.30
享和2年(1802)	0.65	0.80	0.45	天保11年(1840)	0.60	0.60	0.60
享和3年(1803)	0.60	0.70	0.55	天保12年(1841)	0.54	0.60	0.40
文化元年(1804)	0.54	0.60	0.20	天保13年(1842)	0.54	0.60	0.25
文化2年(1805)	0.58	0.70	0.45	天保14年(1843)	0.59	0.60	0.50
文化3年(1806)	0.64	0.75	0.50	弘化元年(1844)	0.50	0.60	0.38
文化4年(1807)	0.65	0.80	0.60	弘化2年(1845)	0.57	0.60	0.55
文化5年(1808)	0.58	0.65	0.45	弘化3年(1846)	0.55	0.65	0.40
文化6年(1809)	0.60	0.65	0.55	弘化4年(1847)	0.52	0.60	0.40
文化7年(1810)	0.47	0.60	0.20	嘉永元年(1848)	0.62	0.65	0.60
文化8年(1811)	0.63	0.70	0.60	嘉永2年(1849)	0.46	0.60	0.00
文化9年(1812)	0.62	0.65	0.60	嘉永3年(1850)	0.45	0.50	0.40
文化10年(1813)	0.58	0.70	0.45	嘉永4年(1851)	0.48	0.60	0.30
文化11年(1814)	0.63	0.65	0.60	嘉永5年(1852)	0.53	0.60	0.25
文化12年(1815)	0.65	0.70	0.60	嘉永6年(1853)	0.57	0.80	0.40
文化13年(1816)	0.58	0.70	0.45	安政元年(1854)	0.60	0.70	0.40
文化14年(1817)	0.58	0.65	0.50	安政2年(1855)	0.55	0.70	0.20
文政元年(1818)	0.55	0.70	0.20	安政3年(1856)	0.52	0.60	0.45
文政2年(1819)	0.57	0.70	0.48	安政4年(1857)	0.61	0.70	0.55
文政3年(1820)	0.52	0.60	0.45	安政5年(1858)	0.62	0.80	0.40
文政4年(1821)	0.61	0.70	0.55	安政6年(1859)	0.62	0.70	0.40
文政5年(1822)	0.61	0.65	0.50	万延元年(1860)	0.54	0.70	0.40
文政6年(1823)	0.53	0.60	0.45	文久元年(1861)	0.60	0.70	0.40
文政7年(1824)	0.51	0.60	0.43	文久2年(1862)	0.61	0.70	0.55
文政8年(1825)	0.51	0.60	0.45	文久3年(1863)	0.75	0.80	0.70
文政9年(1826)	0.54	0.65	0.25	元治元年(1864)	0.88	0.95	0.80
文政10年(1827)	0.58	0.65	0.50	慶応元年(1865)	0.68	0.80	0.40
文政11年(1828)	0.62	0.65	0.58	慶応2年(1866)			
文政12年(1829)	0.59	0.65	0.50	慶応3年(1867)			
天保元年(1830)	0.62	0.65	0.58	明治元年(1868)			
天保2年(1831)	0.60	0.60	0.60	明治2年(1869)	0.40	0.70	0.10
天保3年(1832)	0.58	0.65	0.43	明治3年(1870)			
天保4年(1833)	0.52	0.70	0.30	明治4年(1871)			
天保5年(1834)	0.59	0.60	0.55				

出典) 天明6年「書入控」(本1961), 享和元年「書入控」(本1962), 文化3年「書入控」(統1764), 天保元年「書入控」(本1963), 嘉永元年「書入控」(1964), 安政3年「書入控」(本1965), 慶応3年「書入控」(本1966)。このほかに付表2の出典からも引用。

注) 表中の空欄は不明であることを示す。

付表4 三井大坂両替店の延為替貸付年
間純利益率——寛政10年（1798）～明
治4年（1871）の場合

単位：%

年次	延為替貸付年 間純利益率 (滞納分なし)	延為替貸付年 間純利益率 (滞納分込み)
寛政10年（1798）	0.075	0.036
寛政11年（1799）	0.073	0.039
寛政12年（1800）	0.095	0.049
享和元年（1801）	0.070	0.042
享和2年（1802）	0.081	0.055
享和3年（1803）	0.084	0.058
文化元年（1804）	0.093	0.068
文化2年（1805）	0.072	0.059
文化3年（1806）	0.076	0.062
文化4年（1807）	0.065	0.055
文化5年（1808）	0.056	0.047
文化6年（1809）	0.063	0.050
文化7年（1810）	0.053	0.044
文化8年（1811）	0.068	0.056
文化9年（1812）	0.069	0.058
文化10年（1813）	0.072	0.061
文化11年（1814）	0.065	0.055
文化12年（1815）	0.056	0.048
文化13年（1816）	0.061	0.050
文化14年（1817）	0.057	0.045
文政元年（1818）	0.057	0.047
文政2年（1819）	0.092	0.075
文政3年（1820）	0.063	0.054
文政4年（1821）	0.071	0.060
文政5年（1822）	0.068	0.060
文政6年（1823）	0.064	0.056
文政7年（1824）	0.067	0.059
文政8年（1825）	0.059	0.052
文政9年（1826）	0.062	0.053
文政10年（1827）	0.066	0.058
文政11年（1828）	0.065	0.057
文政12年（1829）	0.060	0.053
天保元年（1830）	0.063	0.056
天保2年（1831）	0.059	0.053
天保3年（1832）	0.078	0.066
天保4年（1833）	0.070	0.062
天保5年（1834）	0.068	0.055
天保6年（1835）	0.073	0.059
天保7年（1836）	0.063	0.054

年次	延為替貸付年 間純利益率 (滞納分なし)	延為替貸付年 間純利益率 (滞納分込み)
天保 8 年 (1837)	0.062	0.053
天保 9 年 (1838)	0.065	0.055
天保10年 (1839)	0.058	0.049
天保11年 (1840)	0.062	0.048
天保12年 (1841)	0.063	0.052
天保13年 (1842)	0.058	0.051
天保14年 (1843)	0.064	0.056
弘化元年 (1844)	0.056	0.050
弘化 2 年 (1845)	0.057	0.050
弘化 3 年 (1846)	0.060	0.050
弘化 4 年 (1847)	0.056	0.046
嘉永元年 (1848)	0.050	0.040
嘉永 2 年 (1849)	0.050	0.038
嘉永 3 年 (1850)	0.044	0.038
嘉永 4 年 (1851)	0.048	0.041
嘉永 5 年 (1852)	0.052	0.045
嘉永 6 年 (1853)	0.052	0.047
安政元年 (1854)	0.076	0.069
安政 2 年 (1855)	0.056	0.052
安政 3 年 (1856)	0.057	0.052
安政 4 年 (1857)	0.062	0.058
安政 5 年 (1858)	0.060	0.056
安政 6 年 (1859)	0.056	0.052
万延元年 (1860)	0.065	0.059
文久元年 (1861)	0.055	0.051
文久 2 年 (1862)	0.079	0.071
文久 3 年 (1863)	0.087	0.075
元治元年 (1864)	0.060	0.055
慶応元年 (1865)	0.077	0.070
慶応 2 年 (1866)	0.085	0.079
慶応 3 年 (1867)	0.086	0.081
明治元年 (1868)	0.117	0.106
明治 2 年 (1869)	0.177	0.168
明治 3 年 (1870)	0.105	0.101
明治 4 年 (1871)	0.077	0.073

出典) 付表 2 と同じ。

注) 算出方法は、小林延人のそれと同じである(小林延人『明治維新期の貨幣経済』東京大学出版会、2015年、51頁)。